

平成28年度業務実績等報告書

独立行政法人農林水産消費安全技術センター

様式 3-1-1 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 平成28年度自己評価の概要

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人農林水産消費安全技術センター	
評価対象事業年度	年度評価	平成28年度
	主務省令期間	平成27年～31年度

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	農林水産大臣		
法人所管部局	消費・安全局	担当課、責任者	
評価点検部局		担当課、責任者	

3. 評価の実施に関する事項
独立行政法人農林水産消費安全技術センター業務方法書（平成13年4月2日付け農林水産省指令13総合第1号制定認可）第96条の規定に基づき定めた「事業計画の策定及び評価に関する規程」（平成27年4月1日付け26消技第3714号）第3条の規定に基づき取りまとめた業務の実績から役員会において自己評価を行った。

4. その他評価に関する重要事項
—

様式3-1-2 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 平成28年度自己評価 総合評定

1. 全体の評定						
評定 (S、A、B、C、D)	B：事業計画における所期の目標を達成している	(参考) 主務省令期間における過年度の総合評定の状況				
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		B	B	—	—	—
評定に至った理由	項目別評定は20項目のうち、Bが19項目、評価の対象外が1項目となっており、また法人全体の信用を失墜させる事象もなかったため、農林水産省の評価基準に基づきBとした。					

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	肥料及び土壌改良資材関係業務、農薬関係業務、飼料及び飼料添加物関係業務、食品表示の監視に関する業務、農林水産物等の品質の適正化に関する業務、食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務、その他の業務の実施に当たり、理事長のリーダーシップの下、業務の進捗や予算執行の把握に努め、業務運営の効率化を図りつつ的確に業務を遂行することができたことから、計画のとおり順調な組織運営を行っているとして評価した。
全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	特に全体の評価に影響を与える事象はなかった。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評定で指摘した課題、改善事項	—
その他改善事項	—
主務大臣による監督命令を検討すべき事項	—

4. その他事項	
監事等からの意見	—
その他特記事項	

様式3-1-3 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 平成28年度自己評価 項目別評価総括表

年度目標（事業計画）	年度評価					項目別調 書No.	備考
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度		
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
肥料及び土壌改良資材関係業務	B	B				第1-1-(1)	P4
農薬関係業務	B	B				第1-1-(2)	P13
飼料及び飼料添加物関係業務	B	B				第1-1-(3)	P21
食品表示の監視に関する業務	B	B				第1-2-(1)	P34
農林水産物等の品質の適正化に関する業務	B	B				第1-2-(2)	P40
食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務	B	B				第1-3	P47
その他の業務	B	B				第1-4	P52

年度目標（事業計画）	年度評価					項目別調 書No.	備考
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度		
II. 業務運営の効率化に関する事項							
業務運営の改善	B	B				第2-1	P61
業務運営コストの縮減	B	B				第2-2	P63
人件費の削減等	B	B				第2-3	P66
調達等合理化の取組	B	B				第2-4	P68
III. 財務内容の改善に関する事項							
保有資産の見直し等	B	B				第3-1	P71
自己収入の確保	C	B				第3-2	P72
予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	B	B				第3-3	P74
短期借入金の限度額	—	—				第3-4	P76
IV. その他の事項							
職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）	C	B				第4-1	P77
内部統制の充実・強化	B	B				第4-2	P80
情報セキュリティ対策の推進	B	B				第4-3	P86
施設及び設備に関する計画	B	B				第4-4	P88
積立金の処分に関する事項	B	B				第4-5	P89

様式 3-1-4-1 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 平成28年度自己評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-1-(1)	肥料及び土壌改良資材関係業務		
業務に関連する政策・施策	食料の安定供給の確保 1 食の安全と消費者の信頼の確保	当該事業実施に係る根拠	独立行政法人農林水産消費安全技術センター法（平成11年法律第183号。以下「センター法」という。）第10条第1項第7号並びに第2項第3号及び第7号 肥料取締法（昭和25年法律第127号） 地力増進法（昭和59年法律第34号）
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省28-① 行政事業レビューシート事業番号：0002

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
① 農林水産省からの緊急要請業務	実施率	100%（報告件数／要請件数）	100% (1/1)	100% (1/1)				予算額（千円）	506,275	490,402			
② 登録関係業務	20業務日以内	100%（標準処理期間内報告件数／調査指示件数）	100% (1,268/1,268)	100% (1,248/1,248)				決算額（千円）	512,469	562,692			
③ 肥料の立入検査等業務	36業務日以内	100%（標準処理期間内報告件数／立入検査件数）	100% (521/521)	100% (308/308)				経常費用（千円）	646,988	693,390			
④ 土壌改良資材の立入検査業務（VA菌根菌以外）	30業務日以内	100%（標準処理期間内報告件数／立入検査件数）	100% (31/31)	100% (30/30)				経常利益（千円）	1,788	21,500			
④ 土壌改良資材の立入検査業務（VA菌根菌）	65業務日以内	100%（標準処理期間内報告件数／立入検査件数）	実績なし	実績なし				行政サービス実施コスト（千円）	722,441	759,821			
⑤ 牛海綿状脳症のまん延防止関係業務（大臣確認指示）	処理率	100%（報告件数／大臣確認指示件数）	100% (21/21)	100% (14/14)				従事人員数	64	68			
⑤ 牛海綿状脳症のまん延防止関係業務（理事長確認申請受付）	処理率	100%（処理件数/理事長確認申請受付件数）	100% (32/32)	100% (29/29)									
⑥ア その他肥料の安全確保等に関する業務（汚泥肥料中の重金属手引書）	周知率	100%（周知件数/汚泥肥料新規登録業者数）	100% (23/23)	100% (21/21)									
⑥イ その他肥料の安全確保等に関する業務（仮登録調査）	実施率	100%（報告件数/調査指示件数）	実績なし	100% (1/1)									

⑥イ その他肥料の安全確保等に関する業務（公定規格改正申出対応）	実施率	100%（対応件数/申出受理件数）	実績なし	実績なし				
⑥ウ その他肥料の安全確保等に関する業務（汚泥肥料中の放射性セシウム測定）	実施率	100%（測定件数/該当汚泥肥料採取件数）	100%（81/81）	100%（58/58）				
⑦ 調査研究業務（目標課題）	実施率	100%（実施課題数/8課題）	138%（11/8）	138%（11/8）				
⑦ 調査研究業務（外部評価）	外部評価の実施	—	外部有識者を含めた委員会1回開催	外部有識者を含めた委員会を1回開催				

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
					評価
	<p><主な定量的指標></p> <p>○ 肥料関係業務の実施</p> <p>項目別評価（以下「中項目の評価」という。）は、中項目の評価よりさらに細分化した小項目（◇）別の評価結果の積み上げにより行うものとする。その際、各小項目につきS：4点、A：3点、B：2点、C：1点、D：0点の区分により小項目の評価結果を点数化した上で、中項目については、A、B、C、Dの下記により4段階の標語により行うものとし、特殊事情、業績等の特筆すべき事項にも配慮するものとする。</p> <p>ただし、A評価とした場合には、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析し、法人の活動により事業計画における所期の目標を質的及び量的に上回る顕著な成果が得られていると認められる場合にはS評価とすることができる。</p> <p>A：基準点×12/10 ≤ 各小項目の合計点 B：基準点×9/10 ≤ 各小項目の合計点 < 基準点×12/10 C：基準点×5/10 ≤ 各小項目の合計点 < 基準点×9/10 D：各小項目の合計点 < 基準点×5/10点</p> <p>※ 「基準点」とは、「小項目の数×2点」とし、「合計点」とは、「当該中項目に属する各小項目の点数の合計値」とする。 （中項目の評価にあたっては以下同様。）</p>	<p><評価と根拠></p> <p>評価： B</p> <p>根拠：◇小項目2（項目）×3点（A）+小項目9（項目）×2点（B）=24点</p> <p>B：基準点（22）×9/10 ≤ 各小項目の合計点（24）<基準点（22）×12/10</p> <p><課題と対応></p> <p>引き続き農林水産省の指示に基づき、当該業務を的確に実施する。</p>			

<p>(1) 肥料及び土壌改良資材関係業務</p> <p>肥料関係業務について、肥料取締法に基づき、肥料の品質等を保全し、その公正な取引と安全な施用を確保し、農業生産力の維持増進に寄与するとともに、国民の健康の保護に資するため、以下のとおり肥料の検査等業務を行う。</p> <p>また、土壌改良資材関係業務について、地力増進法（昭和59年法律第34号）に基づき、農業生産力の増進と農業経営の安定を図るため、以下のとおり土壌改良資材の検査等業務を行う。</p>	<p>(1) 肥料及び土壌改良資材関係業務</p>				
<p>① 農林水産省からの緊急要請業務</p> <p>農林水産省から緊急に要請した業務については、最優先で組織的に取り組み、必要な調査、分析又は検査を実施し、その結果を速やかに報告する。</p>	<p>① 農林水産省からの緊急要請業務</p> <p>農林水産省から緊急に対応すべき業務の要請があった場合には、他の業務に優先して、要請のあった調査、分析又は検査等業務を実施し、その結果を速やかに農林水産省に報告する。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>◇ 実施率：100%（報告件数／要請件数）</p> <p>S：法人の活動により事業計画における所期の目標を質的及び量的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（定量的指標においては対年度目標値の120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）</p> <p>A：法人の活動により事業計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる（定量的指標においては対年度目標値の120%以上）</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>① 農林水産省からの緊急要請に従い次の業務を実施した。</p> <p>【実施率100%（1/1）】</p> <p>農林水産省から依頼のあった、牛ふんを原料とする堆肥中のクロピラリドの分析（82点）を実施し、平成29年3月30日付けで農林水産省に報告した。また、農林水産省が外部機関への委託事業として実施した「堆肥中クロピラリドの高感度分析法の開発」についても協力を行った。</p> <p>当該要請業務は平成29年1月24日付けで依頼があり年度内中の報告を求められたものである。分析対象となった堆肥は、水分含有量が多く、形状も多様であったことから試料の調製に時間を要したこと、また、短期間で多くの試料の分析実施が求められたことから、本部において実施する予定だった立入検査に係る通常の分析業務を地域センターで分担するなどの効率化を行ったことにより、期限内に報告することを可能とした。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：A</p> <p>根拠：農林水産省からの要請に対する報告の実施率は100%であることに加え、業務の効率化を図ることにより重要かつ膨大な業務を短期間で実施し、農林水産省が実施するクロピラリドの残留実態調査に貢献しており、計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。</p>	

		<p>B:事業計画における所期の目標を達成していると認められる(定量的指標においては対年度目標値の100%以上120%未満)</p> <p>C:事業計画における所期の目標を下回っており、改善を要する(定量的指標においては対年度目標値の80%以上100%未満)</p> <p>D:事業計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた、抜本的な改善を求める(定量的指標においては対年度目標値の80%未満、又はその業務について業務運営の改善に関する監督上必要な命令をすることが必要と判断される場合)</p> <p>(〈主な定量的指標〉として定量的に指標が定められている小項目の評定にあたっては以下同様。)</p>		
<p>② 登録関係業務</p> <p>肥料取締法第7条第1項の規定に基づく肥料の登録申請に係る調査は、農林水産大臣の指示に従い実施し、申請受付から20業務日以内に調査結果を農林水産大臣に報告する。</p>	<p>② 登録関係業務</p> <p>肥料取締法(昭和25年法律第127号)第7条第1項の規定に基づく肥料の登録等申請に係る調査は、農林水産大臣の指示に従い実施し、申請受付から20業務日以内に調査結果を農林水産大臣に報</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>◇ 標準処理期間内(20業務日以内)の処理率:100%(標準処理期間内報告件数/調査指示件数)</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>② 登録等申請に係る調査については、農林水産大臣の指示に従い1,248件実施した。</p> <p>調査の実施においては、「肥料登録システム」上の業者氏名及び住所、生産事業場の名称及び住所等の基本データを活用し、全て20業務日以内に農林水産大臣に報告した。</p> <p>【処理率100%(1,248/1,248)】</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定:B</p> <p>根拠:標準処理期間内の処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>

	告するため「肥料登録システム」を活用し、速やかに調査を行う。			
<p>③ 肥料の立入検査等業務</p> <p>肥料取締法第30条の2第1項の規定に基づく立入検査等（肥料生産業者による生産工程等の調査の報告の結果を踏まえ、保証票の適正記載に重点を置いた立入検査等を含む。）は、農林水産大臣の指示に従い実施し、その結果（収去品の分析・鑑定結果を含む。）を立入検査終了後36業務日以内に農林水産大臣に報告する。</p>	<p>③ 肥料の立入検査等業務</p> <p>肥料取締法第30条の2第1項の規定に基づく立入検査等（肥料生産業者による生産工程等の調査の報告の結果を踏まえ、保証票の適正記載に重点を置いた立入検査等を含む。）は、農林水産大臣の指示に従い、適切に収去品を選定し、製造指示書の確認等による生産工程の検証を含め適正に実施するとともに、立入検査等の結果（収去品の分析・鑑定結果を含む。）を立入検査終了後36業務日以内に農林水産大臣に報告するため、収去品の分析・鑑定に当たっては、業務の進行管理を適切に行う。</p> <p>また、立入検査結果を速やかに被検査者に通知するとともに、改善を要する事項が認められた場合は技術的助言を行う。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>◇ 標準処理期間内（36業務日以内）の処理率：100%（標準処理期間内報告件数／立入検査件数）</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>③ 肥料取締法第30条の2第1項の規定に基づく立入検査については、農林水産大臣の指示に従い、308件を適正に実施した。</p> <p>平成27年度に見直した肥料立入検査規程に従い、生産工程に踏み込んだ検査や保証票の適正記載に重点を置いた立入検査を実施した。</p> <p>立入検査の分析・鑑定に当たっては、(7)人畜に有害な成分（ヒ素、カドミウム、水銀及び鉛）、(4)その他の有害成分（ニッケル、クロム等）、(5)その他の成分（窒素、りん酸等）の基準違反となった場合の影響を考慮した優先順位で試験を行うなど業務の進行管理を適切に行い、全ての結果を36業務日以内に農林水産大臣に報告した。（表1-1-(1)-1参照）</p> <p>【処理率100%(308/308)】</p> <p>検査結果を速やかに被検査者に通知するとともに、原料の記載不適正、保証成分量不足、有害成分の基準値超過等の改善を要する事項が認められた63事業場の内、59事業場に対して、技術的助言を行った。なお、残りの4事業場に対しては農林水産省等が指導を行った。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：標準処理期間内の処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>
<p>④ 土壌改良資材の立入検査業務</p> <p>地力増進法第17条第1項の規定に基づく立入検査は、農林水産大臣の指示に従い実施し、その結果を立入検査終了後30業務日以内（試験の実施に長期間を要するVA菌根菌資材の場合は65業務日以内）に農林水産大臣に報告する。検査等業務の適正な執行に必要不可欠であり、かつ、被検査者が検査の対象である土壌改良資材の譲渡に同意した場合、当該資材を試験のた</p>	<p>④ 土壌改良資材の立入検査業務</p> <p>地力増進法（昭和59年法律第34号）第17条第1項の規定に基づく立入検査は、農林水産大臣の指示に従い、製造現場の状況や記録を実地に確認するなどにより適正に実施するとともに、集中的な集取品の試験等により迅速化を図り、立入検査の結果を立入検査終了後30業務日以内（試験の実施に長期間を要するVA菌根菌資材の場合は65業務日以内）に農林</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>◇ 標準処理期間内（30業務日以内）の処理率：100%（標準処理期間内報告件数（VA菌根菌以外）／立入検査件数（VA菌根菌以外））</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>④ 地力増進法第17条第1項の規定に基づく立入検査は、農林水産大臣の指示に従い、法令遵守状況の確認等を製造現場の状況や記録を実地に確認するなどにより適正に30件実施し、集取品19件の試験については、月ごとに集中して本部で試験を実施し、検査項目に応じてまとめて分析することにより迅速化を図るとともに、業務の進行管理を適切に実施することにより、全ての検査結果を30業務日以内に農林水産大臣に報告した。また、立入検査の結果を速やかに被検査者に通知するとともに、表示に関する改善事項が認められた被検査者（10件）に対して技術的助言を行った。</p> <p>【処理率100%(30/30)】</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：標準処理期間内の処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>
		<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>

<p>めに必要な最小量に限り入手し、試験する。</p>	<p>水産大臣に報告するため、業務の進行管理を適切に行う。検査等業務の適正な執行に必要な不可欠であり、かつ、被検査者が検査の対象である土壌改良資材の譲渡に同意した場合、当該資材を試験のために必要な最小限に限り入手し、試験する。</p> <p>また、立入検査の結果を速やかに被検査者に通知するとともに、表示に関する改善事項が認められた場合には技術的助言を行う。</p>	<p>◇ 標準処理期間内（65業務日以内）の処理率：100%（標準処理期間内報告件数（VA菌根菌）／立入検査件数（VA菌根菌））</p>	<p>農林水産大臣の指示がなかったため、該当する事案はなかった。</p> <p>【処理率＝(0/0)】</p>	<p>評定：－</p> <p>根拠：実績がないため評価せず。</p>
<p>⑤ 牛海綿状脳症のまん延防止関係業務</p> <p>牛海綿状脳症のまん延を防止するため、「肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する告示等の施行について」（平成16年2月26日付け15消安第6398号農林水産省消費・安全局長通知）及び「ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて」（平成13年11月1日付け13生畜第4104号農林水産省生産局長、水産庁長官通知）に基づき、肥料用肉骨粉等が家畜用飼料へ誤用・流用されることを防止する等の観点から、肥料原料用の肉骨粉等について製造基準適合確認検査を行い、製造基準に適合するものであると認められた製造事業場を公表する。</p>	<p>⑤ 牛海綿状脳症のまん延防止関係業務</p> <p>牛海綿状脳症のまん延を防止するため、次の取組を行う。</p> <p>ア 「肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する告示等の施行について」（平成16年2月26日付け15消安第6398号農林水産省消費・安全局長通知）に基づき、牛の部位を原料とする肥料について、脊柱等が混合しないこと等に関し、農林水産大臣から確認検査の指示があったものについては、適切に検査及び報告を実施する。その報告をもとに農林水産大臣が製造基準に適合すると認め確認書を交付した場合にあっては、その交付状況を公表する。</p> <p>イ 「ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて」（平成13年11月1日付け13生畜第4104号農林水産省生産局長、</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>◇ 処理率：100%（報告件数／大臣確認指示件数）</p> <p><主な定量的指標></p> <p>◇ 処理率：100%（処理件数／理事長確認申請受付件数）</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>⑤ 牛海綿状脳症のまん延を防止するため、次の取組を実施した。</p> <p>ア 牛の部位を原料とする肥料について、脊柱等が混合していないことに関し、農林水産大臣から確認検査の指示があった製造事業場（14事業場）については、全て製造基準適合確認検査を実施し、検査結果の概要に適否を付して農林水産大臣に報告するとともに、農林水産大臣からの確認書の交付状況をホームページで公表した。</p> <p>【処理率100%（14/14）】</p> <p><主要な業務実績></p> <p>イ 肥料用の肉骨粉等の家畜用飼料への誤用・流用防止等の観点から、確認申請を受付けた肥料原料用の肉骨粉等の製造事業場（29事業場）に対して製造基準適合確認検査を実施し、その結果、製造基準に適合するものであると認められた製造事業場をホームページで公表した。</p> <p>【処理率100%（29/29）】</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：大臣確認指示に対する報告の処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p> <p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：理事長確認申請に対する処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>

	水産庁長官通知)に基づき、肥料用の肉骨粉等の家畜飼料への誤用・流用防止等の観点から、肥料原料用の肉骨粉等の製造基準適合確認検査を行い、製造基準に適合するものであると認めた製造事業場を公表する。			
⑥ その他肥料の安全確保等に関する業務 ア 安全な肥料を生産するため農林水産省と連携しつつ、汚泥肥料生産業者が取り組む品質管理に関する「汚泥肥料中の重金属管理手引書」(平成22年8月 農林水産省公表(平成27年3月改正))について、新たに登録を受ける汚泥肥料生産業者へ内容を周知する。	⑥ その他肥料の安全確保等に関する業務 ア 安全な肥料を生産するため農林水産省と連携しつつ、汚泥肥料生産業者が取り組む品質管理に関する「汚泥肥料中の重金属管理手引書」(平成22年8月 農林水産省公表(平成27年3月改正))について、登録申請手続きの説明等とともに、新たに登録を受ける生産業者へ内容を周知する。	<主な定量的指標> ◇ 汚泥肥料新規登録業者への周知率: 100% (周知件数/汚泥肥料新規登録業者数)	<主要な業務実績> ⑥ 農林水産省と連携しつつ、次の取組を行った。 ア 「汚泥肥料中の重金属管理手引書」を普及させるため、新たに汚泥肥料の登録申請を行った業者(21件)に対して、内容の周知を行った。 【実施率100%(21/21)】 また、汚泥肥料生産事業場の立入検査(195件)時に、品質管理等の普及・指導を行った。	<評定と根拠> 評定: B 根拠: 汚泥肥料新規登録業者への周知率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。
イ 公定規格の改正に資するため、農林水産省と連携しつつ、仮登録や公定規格改正の申出に対しては、「肥料取締法に基づく公定規格等の設定・見直しに係る標準手順書」(平成26年3月 農林水産省消費・安全局農産安全管理課、独立行政法人農林水産消費安全技術センター肥料安全検査部公表)に基づき対応する。	イ 公定規格の改正に資するため、農林水産省と連携しつつ、仮登録や公定規格改正の申出に対しては、次の取組を行う。 (ア) 「肥料取締法に基づく公定規格等の設定・見直しに係る標準手順書」(平成26年3月 農林水産省消費・安全局農産安全管理課、独立行政法人農林水産消費安全技術センター肥料安全検査部公表)に基づき調査を実施するとともに、外部の有識者から意見を聴いた上で報告のとりまとめを行い農林水産省へ報告する。 (イ) 必要に応じ、仮登録申請業者や公定規格改正の申	<主な定量的指標> ◇ 実施率100%(対応件数/申出受理件数)	<主要な業務実績> イ 次の取組を実施した (ア) 公定規格改正の申出はなかった。	<評定と根拠> 評定: - 根拠: 実績がないため評価せず。
		<主な定量的指標> ◇ 仮登録調査実施率: 100%(報告件数/調査指示件数)	<主要な業務実績> (イ) 仮登録申請に係る調査(書類等)について、農林水産大臣の指示に従い1件実施し、その結果を農林水産省に報告した。 なお、「肥料取締法に基づく公定規格等の設定・見直しに係る標準手順書」に基づく対応について、仮登録申請や公定規格改正の相談のあった業者に対して、手順等の説明を行うとともに、申請予定情報及び周辺情報を整理し、農林水産省に報告した。【処理率100%(1/1)】	<評定と根拠> 評定: B 根拠: 申請に対する処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。

	出業者に対し、手順等の説明を行う。				
ウ 東京電力福島第一原子力発電所の事故の対応として、農林水産省と連携しつつ、周辺地域の汚泥肥料生産事業場への立入検査で、肥料として出荷され採取できる汚泥肥料の在庫がある場合は、当該汚泥肥料の放射性セシウムの測定を実施する。	ウ 東京電力福島第一原子力発電所の事故の対応として、周辺地域の汚泥肥料生産事業場への立入検査において、汚泥肥料の放射性セシウム濃度の測定の有無を確認するとともに、肥料として出荷され採取できる汚泥肥料をモニタリング品として採取し、放射性セシウムを測定する。また、原料汚泥について、「汚泥肥料中に含まれる放射性セシウムの取扱いについて」（平成23年6月24日付け23消安第1893号農林水産省消費・安全局長通知）に基づき管理されているかを確認する。	<p><主な定量的指標></p> <p>◇ 実施率：100%（測定件数／該当汚泥肥料採取件数）</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>ウ 東京電力福島第一原子力発電所の事故の対応として、汚泥肥料の放射性セシウム測定を58件実施し、農林水産省に報告した。</p> <p>【実施率100%（58/58）】</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：放射性セシウム測定の実施率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>	
<p>⑦ 調査研究業務</p> <p>肥料の検査等に関する調査研究については、肥料等の分析技術の進歩又はクライテリア・アプローチ（標準分析法と同等の分析性能規準）の運用に伴う分析法の改良など肥料の安全確保上必要な課題を8課題以上実施する。</p> <p>また、調査研究を適切に実施しているかを評価するため、外部有識者の評価を受ける。</p>	<p>⑦ 調査研究業務</p> <p>肥料の検査等に関する調査研究については、肥料安全確保上必要な次の課題から8課題以上実施する。</p> <p>ア 肥料等の分析法の開発・改良及び性能評価</p> <p>イ 肥料の有効性及び安全性の確保に必要な調査研究</p> <p>また、調査研究の結果について、外部有識者を含めた委員会を年1回開催し、調査研究を適切に実施しているか評価を受ける。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>◇ 実施課題数：100%（実施課題数／8課題）</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>⑦ 肥料の検査等に関する調査研究について、11課題を実施した。（別紙「調査研究課題一覧」参照）</p> <p>【実施率138%（11/8）】</p> <p>調査研究の成果について、外部有識者を含めた委員会（平成29年3月2日開催）において調査研究課題毎に評価を受け、調査研究が適切に実施されたと評価を受けた。</p> <p>実施した全ての課題において肥料の品質保全に有用な成果が得られたが、特に次の2課題については、肥料の安全性向上に重要な貢献が期待できる成果として外部有識者より高い評価を得た。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：A</p> <p>根拠：肥料の検査等に関する調査研究では課題数に対する実施率は120%以上であるとともに、肥料の安全性向上に資する成果などが得られたことから計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。</p>	
		<p><その他の指標></p> <p>◇ 外部評価の実施</p> <p>S：－</p> <p>A：難易度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。</p> <p>B：目標の水準を満た</p>	<p>(1) 「有機物を含まない肥料中のクロムの測定」</p> <p>これまでの既存法では実施者の熟練が求められ、その精度も十分でなかったため、通常の品質管理に用いることが困難であったが今後は当該分析法の活用により多くの肥料事業者で品質管理が可能となった。</p> <p>(2) 「コマツナの生理障害確認試験」</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：計画のとおり外部有識者を含めた委員会の開催により外部評価を実施しており、目標の水準を満たしている。</p>	

		<p>している（「A」に該当する事項を除く。） C：目標の水準を満たしていない（「D」に該当する事項を除く。） D：目標の水準を満たしておらず、その業務について業務運営の改善に関する監督上必要な命令をすることが必要と判断される場合を含む、抜本的な業務の見直しを求める。 （〈その他の指標〉として定性的に指標が定められている小項目の評定にあたっては以下同様。）</p>	<p>従来、経験により判断するしかなかった、植害試験の判定方法の客観的具體例を示すことが可能となった。今後、事業者からの要望が高い植害試験の手引を作成するにおいて重要となるデータを得ることが出来た。</p>	
--	--	--	---	--

4. その他参考情報

様式3-1-4-1 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 平成28年度自己評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-1-(2)	農薬関係業務		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠	センター法第10条第1項第7号及び第2項第4号 農薬取締法（昭和23年法律第82号）
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省28-① 行政事業レビューシート事業番号：0002

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
① 農林水産省からの緊急要請業務	実施率	100%（報告件数／要請件数）	実績なし	実績なし				予算額（千円）	864,866	868,366			
②ア(7) 農薬の登録検査業務（基準値設定必要農薬）	1年4ヶ月以内	100%（標準処理期間内報告件数／報告件数）	100%（67/67）	100%（110/110）				決算額（千円）	789,534	840,415			
②ア(4) 農薬の登録検査業務（基準値設定不要農薬）	10.5ヶ月以内	100%（標準処理期間内報告件数／報告件数）	100%（1,095/1,095）	100%（1,184/1,184）				経常費用（千円）	985,884	1,054,875			
②イ 農薬の登録検査業務（審査報告書）	公表率	100%（公表件数／新規登録有効成分数）	100%（6/6）	100%（3/3）				経常利益（千円）	△57	29,879			
③ア 農薬の立入検査業務（立入検査報告）	25業務日以内	100%（標準処理期間内報告件数／指示件数）	100%（69/69）	100%（69/69）				行政サービス実施コスト（千円）	1,170,482	1,222,285			
③イ 農薬の立入検査業務（集取品分析結果報告）	60業務日以内	100%（標準処理期間内報告件数／集取件数）	100%（24/24）	100%（21/21）				従事人員数	94	98			
④ア 農薬の登録検査に付帯する業務（GLP査察報告）	30業務日以内	100%（標準処理期間内報告件数／指示件数）	100%（23/23）	100%（14/14）									
④イ 農薬の登録検査に付帯する業務（国際調査）	技術的知見の提供	－	OECD GLP作業部会等への出席	OECD GLP作業部会等への出席									
④ウ(7) 農薬の登録検査に付帯する業務（蜜蜂に含まれる農薬の定量）	結果報告	－	分析法及び分析結果を農林水産省へ報告	分析法及び分析結果を農林水産省へ報告									
④ウ(4) 農薬の登録検査に付帯する業務（蜜蜂への影響評価法の検討）	技術的知見の提供	－	技術的知見を農林水産省へ提供	技術的知見を農林水産省へ提供									
④ウ(7) 農薬の登録検査に	技術的知見	－	技術的知見を農	技術的知見を農									

附帯する業務（安全性評価の導入の検討）	の提供		林水産省へ提供	林水産省へ提供				
④ウ(イ) 農薬の登録検査に附帯する業務（原体規格の設定方法の検討）	技術的知見の提供	—	技術的知見を農林水産省へ提供	技術的知見を農林水産省へ提供				
④ウ(オ) 農薬の登録検査に附帯する業務（作物グループ化による農薬登録の検討）	技術的知見の提供	—	—	技術的知見を農林水産省へ提供				
⑤ 農作物中の農薬残留調査業務（残留農薬分析）	40業務日以内	100%（標準処理期間内報告件数／指示件数）	100%（239/239）	100%（466/466）				
⑥ 調査研究業務（目標課題）	実施率	100%（実施課題数／3課題）	367%（11/3）	267%（8/3）				
⑥ 調査研究業務（外部評価）	外部評価の実施	—	外部有識者を含めた委員会1回開催	外部有識者を含めた委員会1回開催				

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
(2) 農薬関係業務 農薬関係業務について、農薬取締法に基づき、農薬の品質の適正化とその安全かつ適正な使用の確保を図り、農業生産の安定と国民の健康の保護に資するとともに、国民の生活環境の保全に寄与するため、以下のとおり農薬の登録検査等業務を行う。	(2) 農薬関係業務	<主な定量的指標> ○ 農薬関係業務 中項目の評定は、小項目別(◇)の評定結果の積み上げにより行うものとする。	<評定と根拠> 評定： B 根拠：◇小項目1（項目）×3点（A）+小項目14（項目）×2点（B）=31点 B：基準点（30）×9/10 ≤ 各小項目の合計点（31）<基準点（30）×12/10 <課題と対応> 引き続き農林水産省の指示に基づき、当該業務を的確に実施する。		評定
① 農林水産省からの緊急要請業務 農林水産省から緊急に要請した業務については、最優先で組織的に取り組み、必要な	① 農林水産省からの緊急要請業務 農林水産省から緊急に対応すべき業務の要請があった場合には、他の業務に優	<主な定量的指標> ◇ 実施率：100%（報告件数／要請件数）	<主要な業務実績> ① 該当する事案はなかった。	<評定と根拠> 評定：— 根拠：実績がないため評価せず	

<p>調査、分析又は検査を実施し、その結果を速やかに報告する。</p>	<p>先して、要請のあった調査分析又は検査等業務を実施し、その結果を速やかに農林水産省に報告する。</p>			
<p>② 農薬の登録検査業務 ア 農薬取締法第2条第3項（同法第15条の2第6項において準用する場合を含む。）及び第6条の2第2項（同法第15条の2第6項において準用する場合を含む。）の規定に基づく農薬の登録申請に係る検査は、農林水産大臣の指示に従い、検査の質の維持を図りつつ実施し、その検査結果を以下の期間内に農林水産大臣に報告する。</p> <p>(7) 農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までのいずれかに掲げる場合に該当するかどうかの基準の設定が必要な農薬の検査は、農林水産大臣の指示後1年4か月以内</p>	<p>② 農薬の登録検査業務 農薬の登録検査については、次の取組を行う。 ア 農薬取締法（昭和23年法律第82号）第2条第3項（同法第15条の2第6項において準用する場合を含む。）及び第6条の2第2項（同法第15条の2第6項において準用する場合を含む。）の規定に基づく農薬の登録申請に係る検査については、農林水産大臣の指示に従い、検査の質の維持を図りつつ実施し、その検査結果を以下の期間内に農林水産大臣に報告するため、業務の進行管理を適切に行う。 (7) 農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までのいずれかに掲げる場合に該当するかどうかの基準の設定が必要な農薬の検査は、農林水産大臣の指示後1年4か月以内</p>	<p><主な定量的指標> ◇ 標準処理期間内（1年4か月以内）の処理率：100%（標準処理期間内報告件数／報告件数） ただし、検査の過程で追加試験成績等の提出が必要な場合における当該追加試験成績等が提出されるまでの期間（申請者側期間）及び登録申請された農薬についての体重1kg当たりの1日摂取許容量等が設定されるまでに要する期間（リスク評価等期間）は、検査期間に含まないものとする。</p>	<p><主要な業務実績> ② 農薬の登録検査業務について、次の取組を行った。 ア 農薬の登録申請に係る検査業務の進行管理については、毎月2回検査進行管理表を更新し、各検査担当課が検査の進捗状況を把握できるようにするとともに、3か月毎に検査進行状況の定期点検を行った。 (7) 平成28年度は、農林水産大臣から継続分を含め2,290件の検査指示があった。このうち、基準の設定が必要な農薬の検査指示は567件であった。平成28年度内に農林水産大臣に報告した110件は全て1年4か月以内に報告した。 【処理率100%(110/110)】 なお、現在検査中の案件についても、進捗管理は適切に行っている。 (表1-1-(2)-1参照)</p>	<p><評定と根拠> 評定：B 根拠：標準処理期間内の処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>
<p>(4) 上記以外の農薬の検査は、農林水産大臣の指示後10.5か月以内</p>	<p>(4) 上記以外の農薬の検査は、農林水産大臣の指示後10.5か月以内</p>	<p><主な定量的指標> ◇ 標準処理期間内（10.5か月以内）の処理率：100%（標準処理期間内報告件数／報告件数） ただし、検査の過程で追加試験成績等の提出が必要な場合における当該追加試験成績等</p>	<p><主要な業務実績> (4) 基準の設定が不要な農薬の検査指示は1,723件であった。平成28年度内に報告した1,184件は全て10.5か月以内に報告した。 【処理率100%(1,184/1,184)】 なお、現在検査中の案件についても、進捗管理は適切に行っている。 (表1-1-(2)-1参照)</p>	<p><評定と根拠> 評定：B 根拠：標準処理期間内の処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>

		が提出されるまでの期間（申請者側期間）は、検査期間に含まないものとする。		
イ 新しい成分の農薬の登録に当たって、人の健康や環境への影響の有無を判断した科学的根拠等を明らかにし、審査の透明性を確保することを目的として、農薬の検査結果に係る審査報告書を農林水産省と共同で作成し、公表する。	イ 農薬の検査結果に係る審査報告書を農林水産省と共同で作成し、公表する。	<p><主な定量的指標></p> <p>◇ 平成27年度の新規登録成分の審査報告書公表率：100%（公表件数／新規登録有効成分数）</p> <p>ただし、審査報告書案の内容について農林水産省との調整が終了した新規登録有効成分であって、関係府省等との調整に時間を要しているために審査報告書の公表が遅れているものについては、公表率の算出に含めない。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>イ 新しい成分の農薬の登録に当たって、人の健康や環境への影響の程度を評価した科学的根拠等を、消費者、農薬の使用者、農薬使用の指導者等へ示すとともに審査の透明性を確保するため、平成27年度に新規登録となったトルプロカルブ、マンデストロビン、フルピラジフロンの3成分について農林水産省と共同で審査報告書を作成し、平成28年度中に、審査報告書を農林水産省のホームページで公表した。 【処理率100%(3/3)】</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：平成27年度の新規登録成分の審査報告書公表率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>
<p>③ 農薬の立入検査等業務</p> <p>農薬取締法第13条の2第2項の規定に基づく立入検査等は、農林水産大臣の指示に従い実施し、その結果を以下の期間内に農林水産大臣に報告する。</p> <p>ア 農薬取締法の立入検査の結果は、立入検査終了後25業務日以内</p>	<p>③ 農薬の立入検査等業務</p> <p>農薬取締法第13条の2第2項の規定に基づく立入検査等については、農林水産大臣の指示に従い、適切に集取する農薬等を選定し、製造指示書等による製造工程の確認も含め適正に実施するとともに、その結果を、以下の期間内に農林水産大臣に報告するため、業務の進行管理を適切に行う。</p> <p>ア 農薬取締法の立入検査の結果は、立入検査終了後25業務日以内</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>◇ 標準処理期間内（25業務日以内）の処理率：100%（標準処理期間内報告件数／指示件数）</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>③ 農薬取締法13条の2第2項に基づく製造場への立入検査については、農林水産大臣の指示に従い69製造場に対して製造指示書等による製造工程の確認も含め適正に実施するとともに期限内に農林水産大臣に報告するため、業務の進行管理を適切に行った。</p> <p>ア 69製造場に対する立入検査の結果については、全ての検査で立入検査終了後25業務日以内に農林水産大臣に報告した。【処理率100%(69/69)】</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：標準処理期間内の処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>
イ 集取品の分析結果は、集取後60業務日以内	イ 集取品の分析結果は、集取後60業務日以内	<p><主な定量的指標></p> <p>◇ 標準処理期間内（60業務日以内）の処理率：100%（標準処理期間内報告件数／集</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>イ 農薬取締法に基づく立入検査において集取した農薬21点の分析結果については、平成29年度に報告した6点を含め、全て集取後60業務日以内に報告した。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：標準処理期間内の処理率は100%であり、計画における所期の目標</p>

		取件数) ただし、標準品の入手や供試生物の育成等に要した期間を処理期間から除外することが妥当と判断される場合には、処理期間に含まれないものとする。	【処理率100%(21/21)】	を達成している。
④ 農薬の登録検査に附帯する業務 ア 「農薬の毒性及び残留性に関する試験の適正実施について」(平成11年10月1日付け11農産第6283号農林水産省農産園芸局長通知)に基づき、農薬GLP制度における試験施設の査察は、消費・安全局長の指示に従い実施し、その結果を査察終了後30業務日以内に消費・安全局長に報告する。	④ 農薬の登録検査に附帯する業務 ア 「農薬の毒性及び残留性に関する試験の適正実施について」(平成11年10月1日付け11農産第6283号農林水産省農産園芸局長通知)に基づき、農薬GLP制度における試験施設の査察は、消費・安全局長の指示に従い実施し、その結果を査察終了後30業務日以内に消費・安全局長に報告するため、業務の進行管理を適切に行う。	<主な定量的指標> ◇ 標準処理期間内(30業務日以内)の処理率:100%(標準処理期間内報告件数/指示件数)	<主要な業務実績> ④ 農薬の登録検査に附帯する業務 ア GLP制度における試験施設の査察は、消費・安全局長の指示に従い、14件実施し、その結果については、平成29年度に報告した3件を含め、全て査察終了後30業務日以内に報告した。 【処理率100%(14/14)】	<評定と根拠> 評定:B 根拠:標準処理期間内の処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。
イ 農薬行政の国際調和に貢献するため、OECDによる新たなテストガイドラインの策定・改訂やGLP制度の見直し、コーデックス委員会による残留農薬に関する国際規格の設定等の議論に関して、FAMICの技術的知見に基づき支援する。	イ 農薬行政の国際調和に貢献するため、FAMICの技術的知見に基づき、次の取組を行う。 (ア) OECDによるガイドンス文書やテストガイドラインの策定・改訂、コーデックス委員会による残留農薬に関する国際規格の設定等の議論に関して、技術的知見を提供する。 (イ) OECD GLP作業部会に出席し、GLP制度の見直し等に関する議論に対応する。 (ウ) 国際農薬分析法協議会(CIPAC)に出席し、	<その他の指標> ◇ 技術的知見の提供	<主要な業務実績> イ 農薬行政の国際調和の推進に貢献するため、次の取組を行った。 (ア) OECDによるガイドンス文書やテストガイドラインの策定・改訂の議論に関して、OECD農薬作業部会生物農薬ステアリング会合に1名の専門家を出席させ、技術的知見をもとに議論に参加させた。また、OECDで検討されているガイドンス文書の草案に関し、技術的な観点からコメント案を作成し農林水産省に提出した。 (イ) OECD GLP作業部会については、第30回会合及び第31回会合にそれぞれ2名の専門家を出席させ、GLPの国際調和に関する議論に参加させた。	<評定と根拠> 評定:B 根拠:計画のとおり、農薬行政の国際調和に貢献するため、国際的な議論に関して技術的知見の提供を行うとともに、OECD等の国際会議にも派遣対応しており、目標の水準を満たしている。

	農薬の分析法等検討の議論に参加する。		(ウ) 国際農薬分析法協議会(CIPAC)については第60回会合が日本で開催されたことから、職員8名を出席させ、分析法等の検討の議論に参加させた。	
ウ 農林水産省と連携しつつ、農薬の登録検査の質の向上等に資するため、次の取組を行う。 (7) 農薬の使用に伴いへい死した可能性のある蜜蜂に含まれる農薬の定量	ウ 農林水産省と連携しつつ、農薬の登録検査の質の向上等に資するため、次の取組を行う。 (7) 農薬の使用に伴いへい死した可能性のある蜜蜂に含まれる農薬の定量	<その他の指標> ◇ 結果報告	<主要な業務実績> ウ 農林水産省と連携しつつ、次の取組を行った。 (7) 農林水産省の要請に基づき、農薬の使用に伴いへい死した可能性のある蜜蜂に含まれる農薬の定量については、都道府県から送付された蜜蜂試料20件について農薬の定量分析を行った。また、分析結果を農林水産省に報告した。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：計画のとおり、農薬の使用に伴いへい死した可能性のある蜜蜂に含まれる農薬の定量結果を報告しており、目標の水準を満たしている。
(イ) OECDにおける検討状況を踏まえた蜜蜂への影響に関する新たなデータ要求及び評価法の検討	(イ) OECDにおける検討状況を踏まえた蜜蜂への影響に関する新たなデータ要求及び評価法の検討	<その他の指標> ◇ 技術的知見の提供	<主要な業務実績> (イ) 農林水産省の要請に基づき、蜜蜂評価に関する諸外国の状況を把握するため、欧州及び米国で発表された評価書等を収集、読解し、その内容等技術的知見を農林水産省に提供した。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：計画のとおり、諸外国の状況を踏まえた蜜蜂への影響評価方法の検討のための技術的知見を提供しており、目標の水準を満たしている。
(ウ) 農薬の作業員一日許容量(AOEL)及び推定暴露量に基づく使用時安全性評価の導入にむけた検討	(ウ) 農薬の作業員一日許容量(AOEL)及び推定暴露量に基づく使用時安全性評価の導入にむけた検討	<その他の指標> ◇ 技術的知見の提供	<主要な業務実績> (ウ) 農林水産省の要請に基づき、農薬の作業員一日許容量(AOEL)及び推定暴露量に基づく使用時安全性評価の導入に向けた検討のため、「EUにおける農薬使用者等のリスク評価」についての技術資料を作成するとともに、AOELに関する欧州の評価事例(68農薬)を調査し、その結果を農林水産省に提供した。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：計画のとおり、農薬の作業員一日許容量(AOEL)及び推定暴露量に基づく使用時安全性評価の導入に向けた検討のための技術的知見を提供しており、目標の水準を満たしている。
(エ) 農薬の品質管理に用いる原体規格の設定方法の検討	(エ) 農薬の品質管理に用いる原体規格の設定方法の検討	<その他の指標> ◇ 技術的知見の提供	<主要な業務実績> (エ) 農林水産省の要請に基づき、原体規格の設定に係る海外文献を検証するとともに、制度の運用に資する技術的知見を農林水産省に提供した。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：計画のとおり、農薬の品質管理に用いる原体規格の設定方法の検討のための技術的知見を提供しており、目標の水準を満たしている。
(オ) 農薬の残留しやすさや形態が類似した作物を	(オ) 農薬の残留しやすさや形態が類似した作物を	<その他の指標> ◇ 技術的知見の提供	<主要な業務実績> (オ) 農林水産省の要請に基づき、作物群での農薬登	<評定と根拠> 評定：B

<p>グループ化し、作物グループ全体で農薬登録できる仕組みを導入するに当たり、分類案を検討するとともに、作物残留試験及び薬効薬害試験を実施する各グループの代表作物及び必要な試験例数等</p>	<p>グループ化し、作物グループ全体で農薬登録できる仕組みを導入するに当たり、分類案を検討するとともに、作物残留試験及び薬効薬害試験を実施する各グループの代表作物及び必要な試験例数等</p>	<p>録の導入に向けて、果樹類における作物分類案及び代表作物の案を検討するとともに、登録検査に必要な試験例数及びラベル表示について検討を行い、その結果を農林水産省に提供した。また、今後検討する果菜類について、作物分類案及び代表作物の案を作成した。</p>	<p>根拠：計画のとおり、作物群での農薬登録の導入に関する技術的知見を提供しており、目標の水準を満たしている。</p>	
<p>⑤ 農産物に係る農薬の使用状況及び残留状況調査業務 農林水産省が推進する農薬の適正使用に係る施策に資するため、「農産物安全対策業務の実施について」(平成15年8月4日付け15消安第424号農林水産省消費・安全局長通知)に基づき、野菜、果実、米穀等の農産物に係る農薬の使用状況及び残留状況についての調査分析等を実施し、農薬の使用状況の調査点検日から40業務日以内に結果を地方農政局等に報告する。</p>	<p>⑤ 農産物に係る農薬の使用状況及び残留状況調査業務 農林水産省が推進する農薬の適正使用に係る施策に資するため、「農産物安全対策業務の実施について」(平成15年8月4日付け15消安第424号農林水産省消費・安全局長通知)に基づき、農産物に係る農薬の使用状況の調査点検等を適切に実施するとともに、農産物中の農薬の残留状況の調査分析を適切な精度管理の下での確かつ速やかに実施し、農薬の使用状況調査点検実施日から40業務日以内に結果を地方農政局等に報告するため、業務の進行管理を適切に行う。その際、標準処理期間内に処理を完了させるため必要に応じて分析を行うFAMIC各地域センター等間で試料の集約化等を行う。</p>	<p><主な定量的指標> ◇ 標準処理期間内(40業務日以内)の処理率:100%(標準処理期間内報告件数/指示件数) ただし、分析値が残留農薬基準の50%を超えた場合等に行う再分析に要した期間は、処理期間に含まないものとする。</p>	<p><主要な業務実績> ⑤ 農林水産省が推進する農薬の適正使用に係る施策に資するため、農林水産省の実施計画に基づき、農産物に係る農薬の使用状況の調査点検を実施するとともに、当該農産物に係る農薬の残留状況の調査分析をFAMIC各地域センター等間で試料の集約化等をしつつ適切な精度管理の下で行い、調査点検・分析結果については、466件全て農薬の使用状況調査点検実施日から40業務日以内に農林水産省へ報告した。 (表1-1-(2)-2参照) 【処理率100%(466/466)】</p>	<p><評定と根拠> 評定：B 根拠：標準処理期間内の処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>
<p>⑥ 調査研究業務 農薬の検査等に関する調査研究については、登録検査業務遂行に必要な技術力の向上及び残留農薬の調査に必要な分析技術の効率化を目的として、農薬の人畜・環境への影響に</p>	<p>⑥ 調査研究業務 農薬の検査等に関する調査研究については、登録検査業務遂行に必要な技術力の向上及び残留農薬の調査に必要な分析技術の効率化を目的として、次の課題のいずれかに関わる</p>	<p><主な定量的指標> ◇ 課題実施数:100%(実施課題数/3課題)</p>	<p><主要な業務実績> ⑥ 農薬の検査等に関する調査研究を8課題実施した。(別紙「調査研究課題一覧」参照) 【実施率26.7%(8/3)】 調査研究の成果について、外部有識者を含めた委員会(平成29年2月24日開催)において調査研究課題毎に評価を受け、調査研究が適切に実施されたと評</p>	<p><評定と根拠> 評定：A 根拠：農薬の検査等に関する調査研究では課題数に対する実施率は120%以上であるとともに、農薬行政の国際調和に係</p>

<p>関する課題、農薬等の品質・薬効等に関する課題、残留農薬の分析に関する課題を3課題以上実施する。</p> <p>また、調査研究を適切に実施しているかを評価するため、外部有識者の評価を受ける。</p>	<p>課題を3課題以上選定し、実施する。</p> <p>(ア) 農薬の畜・環境への影響に関する課題</p> <p>(イ) 農薬等の品質・薬効等に関する課題</p> <p>(ウ) 残留農薬の分析に関する課題</p> <p>また、調査研究の結果について、外部有識者を含めた委員会を年1回開催し、調査研究を適切に実施しているか評価を受ける。</p>	<p><その他の指標></p> <p>◇ 外部評価の実施</p>	<p>価を受けた。</p> <p>評価を受けたこれらの調査研究課題は、農業行政の国際調和の推進に資するものとして農林水産省からの要請も踏まえ実施したものであり、その成果は農薬の品質適正化に有用なものであるとともに農林水産省における検討の基礎資料として活用される。特に「新たな作物分類に関する検討」においては、Codex分類や我が国での農薬の使用方法を検証するとともに、作物残留試験結果等を比較することにより、今後導入が予定されている野菜類における作物群での農薬登録の基礎となる作物分類案と代表作物案の提案を行った。これは、農業行政の国際調和に係る施策立案に貢献する成果であった。</p>	<p>る施策立案に資する成果などが得られたことから、計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。</p> <p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：計画のとおり外部有識者を含めた委員会の開催により外部評価を実施しており、目標の水準を満たしている。</p>	
---	---	--	---	--	--

4. その他参考情報

様式 3-1-4-1 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 平成28年度自己評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-1-(3)	飼料及び飼料添加物関係業務		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠	センター法第10条第1項第7号から第10号まで並びに第2項第5号及び第6号飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「飼料安全法」という。） 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成20年法律第83号。以下「ペットフード安全法」という。）
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省28-① 行政事業レビューシート事業番号：0002

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
① 農林水産省からの緊急要請業務	実施率	100%（報告件数／要請件数）	100% (2/2)	100% (4/4)					予算額（千円）	778,352	795,959		
② 飼料等の立入検査業務（立入検査報告）	25業務日以内	100%（標準処理期間内報告件数／立入検査件数）	100% (566/566)	100% (565/565)					決算額（千円）	709,604	699,979		
② 飼料等の立入検査業務（製造設備、製造方法等の検査）	実施率	100%（実施件数／過去3ヶ年の検査件数の最小値）	107% (566/530)	112% (565/505)					経常費用（千円）	870,782	857,203		
② 飼料等の立入検査業務（大臣確認検査）	実施率	100%（処理件数／申請受付件数）	100% (164/164)	100% (117/117)					経常利益（千円）	7,474	39,295		
③ 愛玩動物用飼料の立入検査業務（立入検査報告）	30業務日以内	100%（標準処理期間内報告件数／立入検査件数）	100% (61/61)	100% (60/60)					行政サービス実施コスト（千円）	921,608	885,957		
④ア 安全性確保に関する検査等業務（飼料試験結果報告）	15業務日以内	100%（標準処理期間内報告件数／収去件数）	100% (704/704)	100% (719/719)					従事人員数	76	74		
④イ 安全性確保に関する検査等業務（愛玩動物用飼料試験結果報告）	20業務日以内	100%（標準処理期間内報告件数／集取件数）	100% (34/34)	100% (28/28)									
④ウ 安全性確保に関する検査等業務（基準・規格等の妥当性調査）	実施率	100%（達成件数／要請件数）	100% (11/11)	100% (9/9)									
④ウ 安全性確保に関する検査等業務（試験法等の開発等）	実施率	100%（達成件数／要請件数）	100% (1/1)	100% (1/1)									

④ウ 安全性確保に関する検査等業務（飼料等の検査）	1,600点以上	100%（実施件数/1,600点）	148% (2,362/1,600)	114% (1,831/1,600)			
④ウ 安全性確保に関する検査等業務（愛玩動物用飼料の検査）	実施率	100%（実施件数/100点）	—	118% (118/100)			
④ウ 安全性確保に関する検査等業務	実施率	100%（実施件数/要請件数）	報告書を農林水産省へ1回提出	100% (1/1)			
⑤ 検定等関係業務（飼料添加物の検定申請）	20業務日以内	100%（標準処理期間内処理件数/申請件数）	100% (182/182)	100% (192/192)			
⑤ 検定等関係業務（登録検定機関調査）	実施率	100%（調査件数/依頼件数）	100% (6/6)	100% (2/2)			
⑥ア 工程管理及び品質管理等に関する検査等業務（抗菌剤GMPガイドライン及びGMPガイドライン適合確認申請検査）	50業務日以内	100%（期間内に処理した件数/申請件数）	100% (39/39)	100% (55/55)			
⑥イ 工程管理及び品質管理等に関する検査等業務（センター確認）	実施率	100%（処理件数/申請受付件数）	100% (16/16)	100% (26/26)			
⑥ウ 工程管理及び品質管理等に関する検査等業務（特定飼料等製造業者及び規格設定飼料製造業者）	特定飼料等製造業者：50業務日以内 規格設定飼料製造業者：40業務日以内	100%（標準処理期間内処理件数/申請受付件数）・	実績なし	実績なし			
⑥エ 工程管理及び品質管理等に関する検査等業務（輸出証明検査）	実施率	100%（実施件数/依頼件数）	100% (25/25)	100% (18/18)			
⑥オ 工程管理及び品質管理等に関する検査等業務（エコフィールド及びUCオイル検査）	実施率	100%（実施件数/依頼件数）	100% (32/32)	100% (2/2)			
⑥カ 工程管理及び品質管理等に関する検査等業務（飼料製造管理者認定講習会）	年1回以上	—	1回開催	1回開催			

⑥キ 工程管理及び品質管理等に関する検査等業務（GMPガイドラインの研修）	実施率	100%（開催回数／6回）	100%（12/12）	100%（6/6）					
⑦ OIE関係業務	報告書の提出	—	報告書をOIEへ提出	報告書をOIEへ提出					
⑧ 調査研究業務（目標課題）	実施率	100%（実施課題数／1課題）	200%（2/1）	200%（2/1）					
⑧ 調査研究業務（外部評価）	外部評価の実施	—	外部有識者を含めた委員会1回開催	外部有識者を含めた委員会を1回開催					

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
<p>(3) 飼料及び飼料添加物関係業務</p> <p>飼料関係業務について、飼料安全法に基づき、飼料の安全性を確保するとともに品質の改善を図り、公共の安全の確保と畜産物等の生産の安定に寄与するため、以下のとおり検査等業務を行う。</p> <p>また、愛玩動物用飼料の検査等について、愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成20年法律第83号。以下「ペットフード安全法」という。）に基づき、愛玩動物用飼料の安全性の確保を図り、愛玩動物の健康を保護し、動物の愛護に寄与するため、以下のとおり検査等業務を行う。</p>	<p>(3) 飼料及び飼料添加物関係業務</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>○ 飼料及び飼料添加物関係業務</p> <p>中項目の評定は、小項目別（◇）の評定結果の積み上げにより行うものとする。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定： B</p> <p>根拠：◇小項目2（項目）×3点（A）＋小項目21（項目）×2点（B）＝48点</p> <p>B：基準点（46）×9／10 ≤ 各小項目の合計点（48）<基準点（46）×12／10</p> <p><課題と対応></p> <p>引き続き農林水産省の指示に基づき、当該業務を的確に実施する。</p>		<p>評定</p>
<p>① 農林水産省からの緊急要請業務</p> <p>農林水産省から緊急に要請をした業務については、</p>	<p>① 農林水産省からの緊急要請業務</p> <p>農林水産省から緊急に対応すべき業務の要請があつ</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>◇ 実施率：100%（報告件数／要請件数）</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>① 農林水産省からの緊急要請に従い次の業務を実施した。</p> <p>【実施率100%（4/4）】</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定： A</p> <p>根拠：農林水産省からの要請に対する報告実施率</p>	

<p>最優先で組織的に取り組み、必要な調査、分析又は検査を実施し、その結果を速やかに報告する。</p>	<p>た場合には、他の業務に優先して、要請のあった調査、分析又は検査等業務を実施し、その結果を速やかに農林水産省に報告する。</p>		<p>ア 厚生労働省が行う小麦のオクラトキシンA汚染実態調査のための分析法確立のための共同試験に参加し、その結果を農林水産省及び厚生労働省に報告した。</p> <p>イ 輸入乾牧草の給与が原因と疑われる家畜事故の原因究明のため、エンドファイトの試験を3件（4点）実施し、農林水産省の指示により家畜事故が発生した都道府県に結果を報告した。</p> <p>ウ 牛肉骨粉を給与し養殖した魚を原料とした魚粉（6点）から、牛由来たん白質等が検出されないことを確認し農林水産省に報告した。</p> <p>エ 輸入乾牧草に残留する除草剤（クロピラリド）が原因と疑われる作物被害が発生したため、輸入乾牧草（17点）についてクロピラリドを分析し平成29年3月30日付で農林水産省に報告した。</p> <p>なお、当該分析を実施するにあたり、輸入商社との連絡・調整を密にして、対象となる輸入乾牧草の入手に努めた。</p> <p>上記ア～エを実施するため、モニタリング検査業務について主要分析項目毎に本部及び各地域センター間で集約化（試行的取組）すること等により業務の効率化を図り対応した。特に、クロピラリド分析業務については、短期間での報告を求められたため、上記集約化により対応人員を確保・増員し、期限内に報告することを可能とした。</p>	<p>は100%であることに加え、業務の効率化を図ることにより要請のあった全ての業務を実施し、飼料の安全性確保及び農林水産省の実施するクロピラリドの実態調査に貢献しており、計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。</p>
<p>② 飼料等の立入検査等業務 飼料安全法第57条の規定に基づく立入検査等として行う次に掲げる検査等は、農林水産大臣の指示に従い実施し、その結果を立入検査終了後25業務日以内に農林水産大臣に報告する。</p> <p>ア 飼料の安全性の確保を図るため、飼料及び飼料添加物の製造設備、製造方法等の検査を実施する。</p> <p>イ 牛海綿状脳症の発生の防止に万全を期する観点から「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省</p>	<p>② 飼料等の立入検査等業務 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「飼料安全法」という。）第57条の規定に基づく立入検査等は、農林水産大臣の指示に従い製造設備及び製造方法等の検査を505件以上、牛海綿状脳症の発生防止に係る動物由来たん白質及び動物性油脂の製造事業場及び同輸入業者の検査等について、製造現場の状況や記録を実地に確認するなどにより適正に実施するとともに、立入検査等の業</p>	<p><主な定量的指標> ◇ 標準処理期間内（25業務日以内）の処理率：100%（標準処理期間内報告件数/立入検査件数）</p> <p><主な定量的指標> ◇ 実施率：100%（実施件数/過去3カ年の検査件数の最小値）</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>② 飼料安全法第57条の規定に基づく立入検査については、農林水産大臣の指示に従い適正に実施するとともに、業務の進行管理を適切に行い、立入検査565件について、25業務日以内に全て農林水産大臣に報告した。（表1-1-（3）-1参照）</p> <p>【処理率100%（565/565）】</p> <p>ア 有害物質又は病原微生物による飼料の汚染、反すう動物用飼料への肉骨粉等の混入並びに抗菌性物質に関する基準・規格等を逸脱した飼料及び飼料添加物による有害な飼料の流通を未然に防止する観点から、飼料及び飼料添加物の製造設備、製造・品質管理の方法等に関する検査を565件実施し、必要に応じて製造・品質管理の高度化に係る技術的指導を行った。</p>	<p><評定と根拠> 評定：B 根拠：標準処理期間内の処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p> <p><評定と根拠> 評定：B 根拠：飼料及び飼料添加物の製造設備、製造管理の方法等に関する検査等に対する実施率は112%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>

<p>令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について」(平成17年3月11日付け16消安第9574号農林水産省消費・安全局長通知)に基づき、動物由来たん白質及び動物性油脂の製造事業場及び輸入業者の検査等を実施し、製造基準等への適否を確認し、その結果を公表する。</p>	<p>務進行管理を適切に行い、立入検査の結果を立入検査終了後25業務日以内に農林水産大臣に報告する。</p>	<p><主な定量的指標> ◇ 実施率：100%(処理件数/申請受付件数)</p>	<p>【実施率112%(565(立入検査数)/505(過去3カ年の最小数)】</p> <p>イ 農林水産大臣の確認を要する動物由来たん白質及び動物性油脂を製造する事業所並びに輸入業者の検査を実施し、製造基準等への適否を確認し農林水産大臣に報告するとともに、確認を受けた製造事業所名及び輸入業者名等をホームページで公表した。</p> <p>【実施率100%(117/117)】</p>	<p><評定と根拠> 評定：B 根拠：動物由来たん白質及び動物性油脂を製造する事業場並びに輸入業者への検査等に対する実施率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>
<p>③ 愛玩動物用飼料の立入検査等業務 ペットフード安全法第13条の規定に基づく立入検査等は、農林水産大臣の指示に従い実施し、その結果を立入検査終了後30業務日以内に農林水産大臣に報告する。</p>	<p>③ 愛玩動物用飼料の立入検査等業務 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律(平成20年法律第83号。以下「ペットフード安全法」という。)第13条の規定に基づく立入検査等は、農林水産大臣の指示に従い製造現場の状況や記録を実地に確認するなどにより適正に実施するとともに、立入検査等の業務の進行管理を適切に行い、立入検査の結果を立入検査終了後30業務日以内に農林水産大臣に報告する。</p>	<p><主な定量的指標> ◇ 標準処理期間内(30業務日以内)の処理率：100%(標準処理期間内報告件数/立入検査件数)</p>	<p><主要な業務実績> ③ ペットフード安全法第13条の規定に基づく立入検査については、農林水産大臣の指示に従い適正に実施するとともに、業務の進行管理を適切に行い、立入検査60件について30業務日以内に全て農林水産大臣に報告した。</p> <p>【処理率100%(60/60)】</p>	<p><評定と根拠> 評定：B 根拠：標準処理期間内の処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>
<p>④ 安全性確保に関する検査等業務 ア 飼料等の安全確保を図るため、飼料安全法第57条の規定に基づく収去品(第56条の規定によるものを含む。)の試験結果は試験が終了した日から15業務日以内に農林水産大臣に報告する。</p>	<p>④ 安全性確保に関する検査等業務 ア 飼料等の安全確保を図るため、飼料安全法第57条の規定に基づく収去品(第56条の規定によるものを含む。)の試験等を実施し、試験結果は試験が終了した日から15業務日以内に農林水産大臣に報告する。 なお、収去品の試験の結</p>	<p><主な定量的指標> ◇ 標準処理期間内の処理率：100%(標準処理期間内報告件数/収去件数)</p>	<p><主要な業務実績> ④ ア 飼料安全法第57条の規定に基づく立入検査において収去した収去品719件の試験結果は、試験が終了した日から15業務日以内に全て農林水産大臣に報告した。(表1-1-(3)-1参照)</p> <p>【処理率100%(719/719)】</p> <p>なお、病原微生物に汚染された原料の使用により基準に抵触した1事業場、動物性油脂における不溶性不純物の成分規格を逸脱した1業者及びかび毒の含有量が基準値を超過した1業者については、製造・品質管理の方法等の改善について、専門的見地から技術的指</p>	<p><評定と根拠> 評定：B 根拠：標準処理期間内の処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>

	果、基準・規格等に抵触する事例等が認められた場合には、製造・品質管理の方法等の改善について、専門的知見から技術的指導及び情報の提供を行う。		導及び情報の提供を行い、改善状況について農林水産省へ報告を行った。	
イ 愛玩動物用飼料の安全確保を図るため、ペットフード安全法第13条の規定に基づく集取品（第12条の規定によるものを含む。）の検査結果は検査が終了した日から20業務日以内に農林水産大臣に報告する。	イ 愛玩動物用飼料の安全確保を図るため、ペットフード安全法第13条の規定に基づく集取品（第12条の規定によるものを含む。）の検査結果は検査が終了した日から20業務日以内に農林水産大臣に報告する。 なお、集取品の検査の結果、基準・規格等に抵触する事例等が認められた場合には、製造・品質管理の方法等の改善について、専門的知見から技術的指導及び情報の提供を行う。	<主な定量的指標> ◇ 標準処理期間内の処理率：100%（標準処理期間内報告件数/集取件数）	<主要な業務実績> イ ペットフード安全法第13条の規定に基づく立入検査において集取した集取品28件の試験結果は、試験が終了した日から20業務日以内に全て農林水産大臣に報告した。 【処理率100%(28/28)】 なお、有害重金属の成分規格を逸脱した1業者については、製造・品質管理方法の改善について、専門的見地から技術的指導及び情報提供を行い、改善状況について農林水産省に報告した。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：標準処理期間内の処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。
ウ 飼料安全法第3条及びペットフード安全法第5条の基準及び規格の設定に資するため、飼料及び愛玩動物用飼料の安全確保に関する必要性を勘案して、以下に掲げる検査等を実施する。 (ア) 農林水産省が行う飼料及び飼料添加物の基準・規格の検討に当たり、それらの基準・規格及び検討資料の妥当性の調査並びに飼料分析基準に関する試験法等の開発及び改良を農林水産省の要請に応じて実施する。また、愛玩動物用飼料等の検査法の制定に関する試験等の開発及び改良を、農林水産省の要請に応じて実施する。	ウ 飼料安全法第3条及びペットフード安全法第5条の基準及び規格の設定に資するため、飼料及び愛玩動物用飼料の安全確保に関する必要性を勘案して、以下に掲げる検査等を実施する。 (ア) 飼料等及び愛玩動物用飼料の基準・規格の設定に資するため農林水産省の要請に応じて次の取組を行う。 a 飼料等の基準・規格及び検討資料の妥当性の調査並びに飼料分析基準に関する試験法等の開発及び改良。 b 愛玩動物用飼料等の検査法の制定に関する試験法等の開発及び改良	<主な定量的指標> ◇ 実施率：100%（達成件数/要請件数）	<主要な業務実績> ウ 飼料安全法第3条及びペットフード安全法第5条の基準及び規格の設定に資するため、飼料及び愛玩動物用飼料の安全確保のため以下の検査を実施した。 (ア) 農林水産省より要請のあった飼料及び愛玩動物用飼料の基準・規格及び検討資料の妥当性の調査並びに飼料分析基準の試験法等の開発及び改良について次のとおり実施した。 a 2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニン亜鉛の成分規格設定案についての科学的妥当性の調査及び試験法の検証等を実施し、農林水産省に報告した。 更に、飼料分析基準に関する試験法等について開発及び改良（8課題）を実施するとともに、外部有識者（12名）を含めた飼料分析基準検討会を平成29年3月1日に開催し、その成果が飼料分析基準への収載又は収載法の改正の技術的要件を満たしているかについて評価を受け、結果を農林水産省に報告した。 (表1-1-(3)-2参照)	<評定と根拠> 評定：B 根拠：飼料等の規格・基準及び検討資料の妥当性調査並びに試験法等の開発・改良に対する要請の実施実施率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。

			【実施率100%(9/9)】	
		<p><主な定量的指標> ◇ 実施率：100%(達成件数/要請件数)</p>	<p><主要な業務実績> b 愛玩動物用飼料等の検査法の制定のため、農林水産省の要請に基づき1課題の検討を実施するとともに、外部有識者を含めた飼料分析基準検討会を平成29年3月1日に開催し、その成果が愛玩動物用飼料等の検査法に収載又は収載法の改正の技術的要件を満たしているかについて評価を受け、農林水産省に報告した。 (表1-1-(3)-2参照) 【実施率100%(1/1)】 なお、基準・規格の検討に資するための検査の要請はなかった。</p>	<p><評定と根拠> 評定：B 根拠：愛玩動物用飼料等の試験法等の開発・改良に対する要請の実施実施率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>
<p>(イ) 農林水産省が策定する「食品の安全性に関する有害化学物質のサーベイランス・モニタリング年次計画」に基づき実施するものの他、飼料中の飼料添加物、有害物質、残留農薬、病原微生物、肉骨粉等、遺伝子組換え体及び放射性セシウムの検査は、過去の検査結果等を踏まえ、延べ1,600点以上のサンプルについて実施する。 なお、飼料等の検査結果は、前年度分を取りまとめ、ホームページに公表する。 また、愛玩動物用飼料中の添加物、残留農薬、有害物質等の検査は、過去の検査結果等を踏まえ、100点以上のサンプルについて実施する。</p>	<p>(イ) 農林水産省が策定する「食品の安全性に関する有害化学物質のサーベイランス・モニタリング年次計画」に基づき実施するものの他、飼料中の飼料添加物、有害物質、残留農薬、病原微生物、肉骨粉等、遺伝子組換え体及び放射性セシウムの検査は、過去の検査結果等を踏まえ、延べ1,600点以上のサンプルについて実施する。 なお、飼料等の検査結果は、前年度分を取りまとめ、ホームページに公表する。 また、愛玩動物用飼料中の添加物、残留農薬、有害物質等の検査は、過去の検査結果等を踏まえ、100点以上のサンプルについて実施する。</p>	<p><主な定量的指標> ◇ 実施率：100%(実施件数/1,600点)</p>	<p><主要な業務実績> (イ) 飼料中の飼料添加物の基準・規格適合検査、農薬、かび毒、有害金属等の有害物質の基準適合検査、病原微生物の基準・規格適合検査、肉骨粉等の分析・鑑定のモニタリング検査については、サーベイランス・モニタリング計画により実施したものを含め実施した。 【実施率114%(1,831/1,600点)】 (表1-1-(3)-3参照) モニタリング検査結果については、事業年度ごとに取りまとめ、ホームページに公表した。このうち特に広域的に流通する主要な輸入飼料穀物や乾牧草等の有害物質等による汚染状況については、四半期ごとに取りまとめてホームページで公表した。</p>	<p><評定と根拠> 評定：B 根拠：飼料のモニタリング検査の実施率は114%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>
		<p><主な定量的指標> ◇ 実施率：100%(実施件数/100点)</p>	<p><主要な業務実績> 愛玩動物用飼料中の添加物、残留農薬、有害物質等の検査は、過去の検査実績を踏まえた検査項目を選定し、延べ118点のサンプルについて実施した。 【実施率118%(118/100)】</p>	<p><評定と根拠> 評定：B 根拠：愛玩動物用飼料の検査の実施率は118%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>
<p>(ウ) 家畜用抗菌性物質等の家畜衛生及び公衆衛生上のリスク評価及びリスク管理に資するため、と畜場及び食肉処理場において実施す</p>	<p>(ウ) 家畜用抗菌性物質等の家畜衛生及び公衆衛生上のリスク評価及びリスク管理に資するため、と畜場及び食肉処理場におい</p>	<p><主な定量的指標> ◇ 実施率：100%(報告件数/要請件数)</p>	<p><主要な業務実績> (ウ) 耐性菌発現モニタリング調査については、農林水産省から平成26年度及び平成27年度に農林水産省が外部機関に委託・実施した事業で分離した腸球菌の保管を要請され、適切に保管を実施し</p>	<p><評定と根拠> 評定：B 根拠：農林水産省の要請に応じて耐性菌発現モニタリング調査で分離した</p>

<p>る薬剤耐性菌のモニタリング調査等について、農林水産省からの要請に応じて適切に実施し、その結果を報告する。</p>	<p>て実施する薬剤耐性菌のモニタリング調査等について、農林水産省からの要請に応じて適切に実施し、その結果を報告する。</p>		<p>た。 【実施率100%(1/1)】</p>	<p>菌株の保管を実施しており目標の水準を満たしている。</p>
<p>⑤ 検定等関係業務 飼料安全法第5条及び第6条の規定に基づき特定飼料等の安全確保を図るため、特定飼料等のうち飼料添加物の検定及び表示の業務については、申請を受理した日から20業務日以内に終了する。 また、飼料安全法第27条第1項の規定に基づく登録検定機関の行う検定業務の適切な実施に資するため、農林水産省の依頼に基づき検定実績のある登録検定機関に対する調査等を実施する。</p>	<p>⑤ 検定等関係業務 飼料安全法第5条及び第6条の規定に基づき特定飼料等の安全確保を図るため、特定飼料等のうち飼料添加物の検定及び表示の業務については、進行管理を適切に行い、申請を受理した日から20業務日以内に処理する。 また、飼料安全法第27条第1項の規定に基づく登録検定機関の行う検定業務の適切な実施に資するため、農林水産省の依頼に基づき次の取組を行う。 ア 検定実績のある登録検定機関に対する調査等を実施するとともに、必要に応じて技術的指導を行う。 イ 登録検定機関の検定業務に係る技術水準を確認するため、共通試料を用いた分析・鑑定結果について、データ解析等を行うとともに、必要に応じて技術的指導を行う。</p>	<p><主な定量的指標> ◇ 標準処理期間内(20業務日以内)の処理率:100%(標準処理期間内処理件数/申請件数)</p>	<p><主要な業務実績> ⑤ 飼料添加物の検定及び表示の業務については、飼料安全法施行規則等に基づき適正に実施するとともに、業務の進行管理を適切に行い、申請192件について受理した日から20業務日以内に全て処理を行った。 【処理率100%(192/192)】 なお、飼料に係る申請はなかった。</p>	<p><評定と根拠> 評定:B 根拠:標準処理期間内の処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>
<p>⑥ 工程管理及び品質管理等に関する検査等業務 飼料及び飼料添加物の製造設備、製造管理の方法等に関する検査等については、飼料の安全確保に関する必要性を勘案して、以下に掲げる製造・品質管理に関する検査、指導等を実施する。 ア 「抗菌性飼料添加物を含</p>	<p>⑥ 工程管理及び品質管理等に関する検査等業務 飼料及び飼料添加物の製造設備、製造管理の方法等に関する検査等については、飼料の安全確保に関する必要性を勘案して、以下に掲げる製造・品質管理の高度化に関する検査、指導等を実施する。 ア 「抗菌性飼料添加物を含</p>	<p><主な定量的指標> ◇ 申請処理率:100%(期間内に処理した件数/申請件数)</p>	<p><主要な業務実績> ⑥ 飼料及び飼料添加物の製造設備、製造管理の方法等に関する検査等について、飼料の安全確保に関する必要性を勘案して、以下の取組を実施した。 ア 「抗菌性飼料添加物を含有する配合飼料及び飼料添加物複合製剤の製造管理及び品質管理に関するガイドライン」(以下「抗菌剤GMPガイドライン」という。)及び「飼料等の適正製造規範(GMP)ガイドラインの制定について」(平成28年4月8日通知改正により当該通知名に変更、以下「GMPガイド</p>	<p><評定と根拠> 評定:B 根拠:標準処理期間内の処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>

<p>有する配合飼料及び飼料添加物複合製剤の製造管理及び品質管理に関するガイドラインの制定について」(平成19年4月10日付け18消安第13845号農林水産省消費・安全局長通知。以下「抗菌剤GMPガイドライン」という。)及び「飼料の適正製造(GMP)ガイドラインの制定について」(平成27年6月17日付け27消安第1853号農林水産省消費・安全局長通知。以下「GMPガイドライン」という。)に基づく申請に応じて、飼料及び飼料添加物の製造事業場における製造基準等への適否の確認検査等を実施し、申請を受理した日からそれぞれ50業務日以内に検査を終了するとともに、その結果を公表する。</p>	<p>有する配合飼料及び飼料添加物複合製剤の製造管理及び品質管理に関するガイドラインの制定について」(平成19年4月10日付け18消安第13845号農林水産省消費・安全局長通知。以下「抗菌剤GMPガイドライン」という。)及び「飼料の適正製造(GMP)ガイドラインの制定について」(平成27年6月17日付け27消安第1853号農林水産省消費・安全局長通知。以下「GMPガイドライン」という。)に基づく申請に応じて、飼料等の製造事業場の検査等を実施し、製造基準等への適否の確認の申請に係る検査については、業務の進行管理を適切に行い、申請を受理した日からそれぞれ50業務日以内に検査を終了し、製造基準等への適否を確認し、その結果を公表する。</p>		<p>ライン」という。)に基づく製造基準等への適否の確認の申請に係る検査については、適切な進行管理を行うことにより、申請55件(抗菌剤GMPガイドライン42件、GMPガイドライン13件)について受理した日から50業務日以内に全て処理を行うとともに、確認済み製造事業場についてホームページで公表した。 【処理率100%(55/55)】</p>	
<p>イ 牛海綿状脳症の発生の防止に万全を期する観点から「ペットフード用及び肥料用肉骨粉等の当面の取扱いについて」(平成13年11月1日付け13生畜第4104号農林水産省生産局長、水産庁長官通知)に基づき、業者からの申請等により、動物由来たん白質及びペットフードの製造事業場の検査等を実施し、製造基準等への適否を確認し、その結果を公表する。</p>	<p>イ 牛海綿状脳症の発生の防止に万全を期する観点から「ペットフード用及び肥料用肉骨粉等の当面の取扱いについて」(平成13年11月1日付け13生畜第4104号農林水産省生産局長、水産庁長官通知)に基づき、業者からの申請等により、動物由来たん白質及びペットフードの製造事業場の検査等を実施し、製造基準等への適否を確認し、その結果を公表する。</p>	<p><主な定量的指標> ◇ 実施率：100%(処理件数/申請受付件数)</p>	<p><主要な業務実績> イ 牛海綿状脳症の発生の防止に万全を期する観点から、ペットフードの製造事業場26箇所からの申請に応じ製造基準等への適否の確認のための検査等を実施し、製造基準に適合すると認められた事業場26箇所をホームページで公表した。 【実施率100%(26/26)】</p>	<p><評定と根拠> 評定：B 根拠：ペットフードの製造事業場の設備、製造・品質管理の方法等に関する検査等の申請に対する処理の実施率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>
<p>ウ 飼料安全法第7条の規定に基づく特定飼料等製造業者</p>	<p>ウ 飼料安全法第7条の規定に基づく特定飼料等製造業者</p>	<p><主な定量的指標> ◇ 標準処理期間内(5</p>	<p><主要な業務実績> ウ 登録等の申請がなかったため、該当する事案はな</p>	<p><評定と根拠> 評定：－</p>

<p>(外国特定飼料等製造業者を除く。)及び第29条第1項の規定に基づく規格設定飼料製造業者(外国規格設定飼料製造業者を除く。)の登録等に関する調査については、申請を受理した日からそれぞれ50業務日及び40業務日以内に調査を終了する。</p>	<p>(外国特定飼料等製造業者を除く。)及び第29条第1項の規定に基づく規格設定飼料製造業者(外国規格設定飼料製造業者を除く。)の登録等に関する調査については、業務の進行管理を適切に行い、申請を受理した日から、それぞれ50業務日及び40業務日以内に調査を終了する。</p>	<p>0業務日及び40業務日以内)実施率:100%(標準処理期間内処理件数/申請受付件数)</p>	<p>かった。</p>	<p>根拠:実績がないため評価せず</p>
<p>エ 輸出先国の基準に適合するか等について確認するため、飼料製造業者等の依頼に応じて輸出する飼料等の検査等を「EU域内に輸出するペットフード等の製造事業場の登録実施要領の制定について」(平成18年4月19日付け18消安第640号農林水産省消費・安全局長通知)等に基づき実施し、製造基準等への適否を確認する。</p>	<p>エ 飼料等の輸出に際して、輸出する飼料等が輸出先国の提示する条件に合致していることの証明等を行うに当たって、農林水産省及び輸出者の依頼に応じ、「EU域内に輸出するペットフード等の製造事業場の登録実施要領の制定について」(平成18年4月19日付け18消安第640号農林水産省消費・安全局長通知)等に基づき輸出飼料等の製造状況等を確認する。</p>	<p><主な定量的指標> ◇ 実施率:100%(実施件数/依頼件数)</p>	<p><主要な業務実績> エ 飼料を海外に輸出する業者からの依頼に基づき、動物検疫所の輸出証明書の発行要件となる肉骨粉等の使用に関する製造基準等への適否の確認のための検査等を18件実施した。 【実施率100%(18/18)】</p>	<p><評定と根拠> 評定:B 根拠:輸出飼料に関する製造状況の確認の依頼に対する実施率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>
<p>オ 食品残さ等利用飼料の安全確保に資するため、「エコフィード認証制度における「食品残さ等利用飼料の安全性確保のためのガイドライン」の遵守状況の確認に関する協力要請について」(平成21年3月6日付け20消安第11555号及び20生畜第1737号農林水産省消費・安全局長、生産局長通知)等に基づき実施し、製造基準等への適否を確認する。 また、回収食用油再生油脂の安全確保に資するため、「食品の製造・加工又は調理の過程で使用された後に排出され</p>	<p>オ 食品残さ等利用飼料の安全確保に資するため、「エコフィード認証制度における「食品残さ等利用飼料の安全性確保のためのガイドライン」の遵守状況の確認に関する協力要請について」(平成21年3月6日付け20消安第11555号及び20生畜第1737号農林水産省消費・安全局長、生産局長通知)等に基づき実施し、製造基準等への適否を確認する。 また、回収食用油再生油脂の安全確保に資するため、「食品の製造・加工又は調理の過程で使用された後に排出され</p>	<p><主な定量的指標> ◇ 実施率:100%(実施件数/依頼件数)</p>	<p><主要な業務実績> オ 食品残さ等利用飼料又は回収食用油再生油脂の安全確保のため、申請に基づきその製造基準等への適否を確認するため、エコフィード認証制度に係る確認等の検査2件を実施し、申請者に対して結果を通知した。なお、「食品の製造・加工又は調理の過程で使用された後に排出される動植物性油脂の飼料利用に係る工程管理及び品質管理等に関する調査業務について」に係る確認検査の申請はなかった。 【実施率100%(2/2)】</p>	<p><評定と根拠> 評定:B 根拠:エコフィードに関する製造状況の確認の依頼に対する実施率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>

<p>る動植物性油脂の飼料利用に係る工程管理及び品質管理に関する調査業務について」(平成27年6月16日付け27消安第1779号。農林水産省消費・安全局長通知)等に基づき実施し、製造基準等への適否を確認する。</p>	<p>る動植物性油脂の飼料利用に係る工程管理及び品質管理に関する調査業務について」(平成27年6月16日付け27消安第1779号。農林水産省消費・安全局長通知)等に基づき実施し、製造基準等への適否を確認する。</p>			
<p>カ 飼料等製造業者を対象に、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則第32条第3号の規定に基づき、農林水産大臣が定める講習会を定める件」(平成7年3月13日農林水産省告示第392号)で定められている飼料製造管理者認定講習会を、受講希望者数を勘案して、年1回以上開催する。</p>	<p>カ 飼料等製造業者を対象に、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則第32条第3号の規定に基づき、農林水産大臣が定める講習会を定める件」(平成7年3月13日農林水産省告示第392号)で定められている飼料製造管理者認定講習会を、受講希望者数を勘案して、年1回以上開催する。</p>	<p><主な定量的指標> ◇ 受講希望者数を勘案して年1回以上の開催</p>	<p><主要な業務実績> カ 飼料等製造業者を対象として、受講希望者調査を実施し、その結果を基に飼料製造管理者認定講習会を1回(参加者99名)開催した。 【実施率100%(1回/1回)】</p>	<p><評定と根拠> 評定：B 根拠：飼料製造管理者認定講習会の開催に対する実施率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>
<p>キ 飼料等関係事業者を対象に、GMPガイドラインに記載された研修を6回開催する。</p>	<p>キ 飼料等関係事業者を対象に、GMPガイドラインに係る研修を6回開催する。また、飼料等の有害物質に関する情報を輸入業者及び製造業者に対して定期的に発信するとともに、飼料等が原因となって食品の安全確保に問題が生じるおそれがある等の緊急時には、農林水産省の指示の下、関連業者に情報を速やかに提供する。</p> <p>ク アからキに掲げる検査、指導、研修等の業務を充実・強化するため、これらの業務に従事する職員にGMP・HACCP等に関する研修を受講させることなどを通じて、職員の能力の維持・向上に努める。</p>	<p><主な定量的指標> ◇ 開催率：100%(開催回数/6回)</p>	<p><主要な業務実績> キ 飼料等関係事業者を対象として、GMPガイドラインに係る研修を6回(参加者555名)開催した。 また、メールマガジンにより、飼料等の輸入業者及び製造業者に対し、定期的な情報発信6回、緊急の情報発信1回を実施した。 【実施率100%(6回/6回)】</p> <p>ク アからキに掲げる検査、指導、研修等の業務を充実・強化するため、業務に従事する職員に対しGMP・HACCP等に関する研修を3回、延べ6名受講させ、職員の能力の維持・向上に努めた。</p>	<p><評定と根拠> 評定：B 根拠：抗菌剤GMPガイドラインに係る研修の開催に対する実施率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>

<p>⑦ O I E関係業務</p> <p>動物衛生及びズーノーシス（人獣共通感染症）に関する国際的な基準を策定する国際獣疫事務局（O I E）コラボレーティング・センターとして、技術の標準化・普及等に協力するため、飼料の安全性に関する情報の収集・発信、技術協力等を行うとともに、活動に関する報告書をO I Eへ年1回提出する。</p>	<p>⑦ O I E関係業務</p> <p>動物衛生及びズーノーシス（人獣共通感染症）に関する国際的な基準を策定する国際獣疫事務局（O I E）コラボレーティング・センターとして、飼料の安全性に関する情報の収集・発信、技術協力等について、次の取組を行う。</p> <p>ア 飼料の安全確保のために開発・改良した分析法やハザードに関する情報を海外に発信し、技術の普及や情報の提供・共有を行う。</p> <p>イ コラボレーティング・センターとしての活動に関する報告書をO I Eへ年1回提出する。</p> <p>ウ 諸外国等からの要請に応じて、研修生の受入れや職員派遣等を通じた技術支援を行う。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>◇ 年1回の報告書の提出</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>⑦ 国際獣疫事務局（O I E）は、動物衛生の向上を目的とする政府間機関であり、動物衛生や人畜共通感染症に関する国際基準の作成等を行い、飼料関係では、B S Eの感染防止に係る基準等の作成を行っている。F A M I Cは、O I Eの家畜飼料の安全性及び分析に係るコラボレーティング・センターとして、これらの活動に協力しているところである。その活動の一環として、飼料の安全性に関する情報の収集・発信、技術協力等について、次の取組を行った。</p> <p>ア 平成27年度の輸入飼料原料の有害物質のモニタリング結果及び概要、飼料研究報告の要旨について英訳し、ホームページを通じて国内外に発信し、飼料の安全確保のための情報の提供・共有を行った。</p> <p>また、International Symposium of Mycotoxology（日本）、International Symposium on Feed Safety Management System（韓国）及びJ I C A課題別研修にO I Eコラボレーティング・センターとして講師を派遣し、飼料に係るモニタリング結果、分析法等に係る情報の提供を行った。</p> <p>イ 平成28年の活動に関する報告書を作成し、O I E本部に提出した。</p> <p>【実施率100%（1回/1回）】</p> <p>ウ O I Eアジア太平洋地域事務所が開催するO I Eリファレンスセンターアジア太平洋地域会議に出席し、アジア太平洋地域のリファレンスセンターの優良活動事例報告、グループワーク等を行った。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：計画のとり報告書を提出しており目標の水準を満たしている。</p>
<p>⑧ 調査研究業務</p> <p>飼料及び飼料添加物の検査等に関する調査研究については、飼料等の分析技術の進歩等に伴う分析法の改良などの飼料等安全確保上、必要な課題を1課題以上実施する。</p> <p>また、調査研究を適切に実施しているかを評価するため、外部有識者の評価を受ける。</p>	<p>⑧ 調査研究業務</p> <p>飼料及び飼料添加物の検査等に関する調査研究については、飼料等の分析技術の進歩等に伴う分析法の改良などの飼料等安全確保上、必要な課題を1課題以上実施する。</p> <p>また、調査研究の結果について、外部有識者を含めた委員会を年1回開催し、調査研究を適切に実施しているか評価を受ける。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>◇ 実施課題数：100%（実施課題数/1課題）</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>⑧ 飼料及び飼料添加物の検査等に関する調査研究については、2課題を実施した。（別紙「調査研究課題一覧」参照）</p> <p>【実施率200%（2/1）】</p> <p>調査研究の成果について、外部有識者を含めた委員会（平成29年3月1日開催）において調査研究課題毎に評価を受け、調査研究が適切に実施されたと評価を受けた。</p> <p>実施した全ての課題で飼料の安全性確保に有用な成果が得られたが、このうち特に、「サルモネラ試験法の選択増菌培地液量の減量化に関する検討」について</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：A</p> <p>根拠：飼料及び飼料添加物の検査等に関する調査研究では課題数に対する実施率は120%以上であるとともに、F A M I Cの特性を生かした検討により飼料の品質管理の負担軽減に資する成果などが得られたことから計画における所期の目標を</p>

			は、培地液量を従来法の10分の1と大幅に削減することによりコストの削減、環境負荷の低減及び厚生労働省の試験法等の他試験法等との統一性の向上が図られるなど飼料の品質管理の負担が軽減される成果であった。なお、検討にあたっては過去の立入検査で採取した自然汚染の飼料等を試験に用いて現行法及び改良法の比較試験を行い同等性の確認を行うなど、検査機関としてのFAMICの特性が生かされた。	上回る成果が得られていると認められる。	
		<その他の指標> ◇ 外部評価の実施		<評定と根拠> 評定：B 根拠：計画のとおり外部有識者を含めた委員会の開催により外部評価を実施しており、目標の水準を満たしている。	

4. その他参考情報

様式 3-1-4-1 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 平成28年度自己評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-2-(1)	食品表示の監視に関する業務		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠	センター法第10条第1項第3号、第5号及び第6号並びに第2項第1号及び第2号食品表示法（平成25年法律第70号） 農林物資の規格化等に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省28-① 行政事業レビューシート事業番号：0002

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報						②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
指標等	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
① 農林水産省からの緊急命令等業務	実施率	100%（報告件数／要請件数）	実績なし	実績なし				予算額（千円）	1,113,202	1,067,643			
②ア 食品表示法に基づく立入検査等業務（立入検査）	3業務日以内	100%（標準処理期間内報告件数／立入検査等終了件数）	100% (23/23)	100% (13/13)				決算額（千円）	1,143,096	1,173,194			
②イ 食品表示法に基づく立入検査等業務（行政部局要請検査）	報告処理率	100%（報告件数／調査終了件数）	100% (3/3)	100% (8/8)				経常費用（千円）	1,435,792	1,447,150			
③ア 食品表示の科学的検査業務（高精度確認検査及びスクリーニング検査）	高精度確認検査及びスクリーニング検査実施率	5%（高精度確認検査及びスクリーニング検査件数／科学的検査件数）	2% (143/6,635)	6% (421/6,736)				経常利益（千円）	△40	39,250			
③イ 食品表示の科学的検査業務（原産地表示検査）	原産地表示検査件数の増加率	20%（344件：平成23年度から平成25年度までの原産地表示検査平均件数（1,722件）からの増加件数）	21% (増加件数366/1,722)	33% (増加件数564/1,722)				行政サービス実施コスト（千円）	1,572,513	1,551,945			
④ 食品表示110番等対応業務（関係部局への回付）	実施率	100%（回付件数／情報提供）	100% (37/37)	100% (34/34)				従事人員数	143	139			
⑤ 調査研究業務（目標課題）	実施率	100%（実施課題数／18課題）	100% (18/18)	100% (18/18)									
⑤ 調査研究業務（外部評価）	外部評価の実績	—	外部有識者を含めた委員会1回開催	外部有識者を含めた委員会1回開催									

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
<p>2 農林水産物等の品質及び表示の適正化に関する業務</p> <p>(1) 食品表示の監視に関する業務</p> <p>食品表示の監視に関する業務について、食品表示法に基づき、食品の生産及び流通の円滑化並びに消費者の需要に即した食品の生産の振興に寄与するため、以下のとおり食品表示法に基づく食品表示基準に関する検査等業務を行う。</p>	<p>(1) 食品表示の監視に関する業務</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>○ 食品表示の監視に関する業務</p> <p>中項目の評定は、小項目別(◇)の評定結果の積み上げにより行うものとする。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：◇小項目2(項目)×3点(A)+小項目5(項目)×2点(B)=16点</p> <p>B：基準点(14)×9/10≦各小項目の合計点(16)<基準点(14)×12/10</p> <p><課題と対応></p> <p>引き続き農林水産省の指示に基づき、当該業務を的確に実施する。</p>		<p>評定</p>
<p>① 農林水産省からの緊急命令等業務</p> <p>農林水産大臣から独立行政法人農林水産消費安全技術センター法(平成11年法律第183号。以下「センター法」という。)第12条の規定に基づき調査、分析又は検査を緊急に実施するよう命令があった場合その他緊急に要請があった場合には、最優先で組織的に取り組み、必要な調査、分析又は検査を実施し、その結果を速やかに報告する。</p>	<p>① 農林水産省からの緊急命令等業務</p> <p>農林水産大臣から独立行政法人農林水産消費安全技術センター法(平成11年法律第183号。以下「センター法」という。)第12条の規定に基づき調査、分析又は検査を緊急に実施するよう命令があった場合その他緊急に対応すべき課題が生じた場合は、他の業務に優先して、調査、分析又は検査を実施し、その結果を速やかに農林水産大臣等に報告する。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>◇ 実施率：100%(報告件数/要請件数)</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>① 該当する事案はなかった。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：-</p> <p>根拠：実績がないため評価せず。</p>	
<p>② 食品表示法に基づく立入検査等業務</p> <p>食品表示法に基づく立入検査等については、農林水産大臣の指示及び行政部局</p>	<p>② 食品表示法に基づく立入検査等業務</p> <p>食品表示法(平成25年法律第70号)に基づく立入検査等については、農林</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>◇ 標準処理期間内(3業務日以内)の報告処理率：100%(標準処理期間内報告件数/</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>② 食品表示法第9条第1項の規定に基づく立入検査等については、農林水産大臣の指示等に従い次のとおり適正に実施した。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：標準処理期間内の報告処理率は100%であり、計画における所期</p>	

<p>の要請に従い実施するため、次の取組を行う。</p> <p>ア 食品表示法第9条第1項の規定に基づく農林水産大臣の指示による立入検査等は、適正に実施するとともに、農林水産省が立入検査終了と判断した翌日から3業務日以内に結果を取りまとめ、農林水産大臣に報告する。</p>	<p>水産大臣の指示等に従い適正に実施するため、次の取組を行う。</p> <p>ア 食品表示法第9条第1項の規定に基づく農林水産大臣の指示による立入検査等は、農林水産省が立入検査終了と判断した翌日から3業務日以内に結果を取りまとめ、農林水産大臣に報告する。</p>	<p>立入検査等終了件数)</p>	<p>ア 食品表示基準の疑義に関する立入検査等を13件(14事業所・延べ46回)実施し、全ての案件について、3業務日以内に結果を取りまとめ、農林水産大臣に報告した。</p> <p>【処理率100%(13/13)】</p> <p>なお、立入検査等に対応した科学的検査を29件実施し、疑義解明に寄与した。</p>	<p>の目標を達成している。</p>
<p>イ 行政部局の要請による事業所等への調査については、適正に実施し、調査終了後は調査結果を取りまとめ、要請者に対し報告する。</p>	<p>イ 行政部局の要請による事業所等への調査については、適正に実施し、調査終了後は調査結果を取りまとめ、要請者に対し報告する。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>◇ 報告処理率：100%(報告件数/調査終了件数)</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>イ 行政部局の要請による事業所等への調査については、次のとおり適正に実施し、結果を取りまとめ、要請者に対し報告した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方農政局からの依頼に基づく任意調査1件(3事業所・延べ10回) ・都道府県等からの要請による協力調査7件(10事業所・延べ33回) <p>【処理率100%(8/8)】</p> <p>なお、協力調査時に入手した原料等について、都道府県等からの依頼に基づき、科学的検査を11件実施し、疑義解明に寄与した。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：報告処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>
<p>③ 食品表示の科学的検査業務</p> <p>表示監視行政への支援機能を強化するため、科学的検査の質の向上に取り組むとともに、農林水産省関係部局と連携の上、検査対象の重点化に取り組み、食品関連事業者により販売される食品のモニタリング検査及び表示監視関係行政機関からの検査要請に的確に対応した検査を以下のとおり実施する。</p> <p>検査の結果、疑義が認められた場合には、検査結果を農林水産省関係部局等に</p>	<p>③ 食品表示の科学的検査業務</p> <p>表示監視行政への支援機能を強化するため、科学的検査の質の向上に取り組むとともに、農林水産省関係部局と連携の上、検査対象の重点化に取り組み、食品関連事業者により販売される食品のモニタリング検査及び表示監視関係行政機関等からの検査要請に的確に対応した検査を以下のとおり実施する。</p> <p>検査の結果、疑義が認められた場合には、検査結果を農林水産省関係部局等に</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>◇ 高精度確認検査及びスクリーニング検査実施率：5%(高精度確認検査及びスクリーニング検査件数/科学的検査件数)</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>③ 食品表示の科学的検査業務</p> <p>食品関連事業者により販売される食品のモニタリング検査及び表示監視関係行政機関等からの検査要請に的確に対応した検査を6,736件実施した。</p> <p>なお、検査の結果、疑義が認められた148件については、農林水産省関係部局等に速やかに報告した。</p> <p>ア 科学的検査の質の向上については、高精度確認検査21件、スクリーニング検査400件、合計421件の質の高い検査を実施した。これら質の高い検査を検査全体の6.3%に導入した。</p> <p>これらの検査の実施にあたり、検査手順の見直し等による検査の効率化によりスクリーニング検査件数の増加を可能とし、高精度確認検査にごぼう等4品目の判別手法を新たに開発し検査実施可能品目を拡大することで検査の質の向上を図った。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：A</p> <p>根拠：検査手順の見直し等による検査の効率化により、高精度確認検査及びスクリーニング検査実施率は6.3%(対年度目標の125%)となり、計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。</p>

<p>速やかに報告する。</p> <p>ア 科学的検査の質の向上では、高精度確認検査（誤判別の発生率を既存の検査の10分の1未満に抑えることにより検査結果の大幅な確度向上が期待できる高度な検査）及びスクリーニング検査（検査の所要時間と偽装品見逃し率を抑えることにより疑わしい検査品を効率的に選別することが可能な検査）に新たに取り組み、これらの質の高い検査を検査全体の5%に導入する。</p>	<p>速やかに報告する。</p> <p>ア 科学的検査の質の向上では、高精度確認検査（誤判別の発生率を既存の検査の10分の1未満に抑えることにより検査結果の大幅な確度向上が期待できる高度な検査）及びスクリーニング検査（検査の所要時間と偽装品見逃し率を抑えることにより疑わしい検査品を効率的に選別することが可能な検査）に新たに取り組み、これらの質の高い検査を検査全体の5%に導入する。</p>	<p>【実施率6.3%（421/6,736）】</p>	<p>速やかに報告する。</p> <p>速やかに報告する。</p>	<p>速やかに報告する。</p>
<p>イ 検査対象の重点化では検査品目に関して、農林水産省関係部局と調整して緊急度及び重要度の高いものに重点化するとともに、検査項目に関して、過去の違反が多く消費者の関心が高い原産地表示についての検査件数を平成23年度から平成25年度までの検査件数平均より20%増加させる。</p>	<p>イ 検査対象の重点化では検査品目に関して、農林水産省関係部局と調整して緊急度及び重要度の高いものに重点化するとともに、次の検査を行う。</p> <p>(7) 原産地表示に関する検査については、過去の違反が多く、国産と外国産の価格差が大きい、うなぎ加工品、塩蔵わかめ等の検査を優先的に行うとともに、端境期があり偽装が生じやすい時期に買上げるなど、検査対象品及び検査時期の選定を適切かつきめ細かに行き、2,070件以上の検査を実施する。また、ストロンチウム安定同位体比分析による産地判別等新たに開発され有効性が確認された判別手法を積極</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>◇ 原産地表示検査件数の増加率：20%（344件：平成23年度から平成25年度までの原産地表示検査平均件数（1,722件）からの増加件数）</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>イ 検査対象の重点化については、検査品目に関して、農林水産省関係部局と調整して緊急度及び重要度の高いものに重点化するとともに、次の検査を行った。</p> <p>(7) 原産地表示に関する検査については、検査対象品及び検査時期の選定を適切かつきめ細かに行うとともに、2,286件の検査を実施した。</p> <p>なお、検査に当たっては、ストロンチウム安定同位体比分析によるそば粉・めん類（そば）の産地判別等新たに開発され有効性が確認された判別手法を積極的に検査に利用するとともに（表1-2-(1)-1参照）、検査手順の見直し等により、検査期間を短縮した。</p> <p>度重なる台風による大雨がたまねぎの国内主要産地である北海道の道東地域を中心とした畑作地帯などに大きな被害をもたらした影響や、全国的な天候不順による日照不足などの影響により、市場では国産たまねぎが品薄となり、価格が高騰した。このため、外国産品を国産品と称して販売する産地偽装が懸念されたことから、年度当初の予定に加えて、11月に追加検査を実施した。これにより、天候不順等による国産品の不足・価格高</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：A</p> <p>根拠：原産地表示検査においては、新たな判別技術を積極的に導入することなどにより増加率は33%となるとともに市場動向に対応した機動的な調査を実施し、疑義状況の把握に努めており、計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。</p>

的かつ適切に検査に利用する。

(イ) 消費者の関心が高い遺伝子組換え表示に関する検査については、商品ごとの流通実態を勘案して効果的に検査対象品の選定を行い、豆腐、油揚げ等の検査を、300件以上実施する。

なお、検査の結果、必要に応じて製造業者、流通業者等に対する分別生産流通管理の実施状況等の調査を行うとともに、原料として使用された農産物の入手に可能な範囲で取組み、遺伝子組換え体の混入率について検査を行う。

ウ 食品のモニタリング検査では、農林水産省が行う社会的検証への支援を強化するため、検査対象とする生鮮食品及び加工食品の一部について、検査品目の選定及び買上げを農林水産省と連携して行い、検査結果の報告が正確で分かりやすいものとなるよう報告内容の充実に取り組むとともに、分析疑義が判明した時点で速やかに買上及び検査を追加実施して疑義の継続性・広域性等の確認を行う取組を開始するなど、モニタリング検査の機動性向上に取り組む。

エ 表示監視関係行政機関等からの要請による検査では、要請の目的に応じ

騰時における産地表示の疑義状況の把握を行った。

【増加率33%（増加件数564）/1,722】

(イ) 遺伝子組換え表示に関する検査については、商品ごとの流通実態を勘案して効果的に検査対象品の選定を行い、豆腐、油揚げ等の検査を331件実施した。

検査の結果、遺伝子組換え原料の混入の可能性のあるものは83件あり、分別生産流通管理の実施状況等の調査を行うとともに、可能な範囲で原料農産物入手し、遺伝子組換え体の混入率について検査を行った。

なお、分別生産流通管理の実施状況等の調査の結果、不適正な管理が認められた案件はなかった。

ウ 農林水産省が行う社会的検証への支援を強化するため、農林水産省と連携して、生鮮食品920件、加工食品140件、合計1,060件検査を実施した。

検査結果の報告が正確で分かりやすいものとなるよう報告内容の充実に取り組んだ。

分析疑義が判明した時点で速やかに買上及び検査を追加実施して疑義の継続性・広域性等の確認を行う取組を66件に対して行うなど、モニタリング検査の機動性向上に取り組んだ。

エ 表示監視関係行政機関等からの要請による検査については、その目的に応じた検査内容となるよう要請者の意向を踏まえて163件実施した。また、科学的検査に関する技術的な相談についても、可能な限り対応した。

	た検査内容となるようにするとともに、科学的検査に関する技術的な相談等の協力要請についても、可能な限り対応する。			
④ 食品表示110番等対応業務 食品表示110番等を通じて寄せられる不適正表示や違法なJASマーク表示に関する情報(以下「疑義情報」という。)については、疑義情報接受後、速やかに農林水産省関係部局へ回付する。また、農林水産省から疑義情報に係る調査及び分析の依頼があった場合は、適切に対応する。	④ 食品表示110番等対応業務 食品表示110番等を通じて寄せられる不適正表示や違法なJASマーク表示に関する情報(以下「疑義情報」という。)については、手順書に従い速やかに農林水産省関係部局へ回付する。また、農林水産省から疑義情報に係る調査及び分析の依頼があった場合は、適切に対応する。	<主な定量的指標> ◇ 実施率：100%(回付件数/情報提供)	<主要な業務実績> ④ 食品表示110番等を通じて寄せられた不適正表示や違法なJASマーク表示に関する情報34件について、事務処理手順書に基づき農林水産省関係部局へ迅速かつ的確に回付した。 【実施率100%(34/34)】 また、不適正表示に関する情報については、農林水産省の指示により、食品表示110番に係る立入検査等を7件(7事業所・延べ16回)実施した。農林水産省からの依頼による科学的検査は、食品表示110番に係る検査を12件、その他疑義情報に係る検査を32件実施した。 違法なJASマーク表示に関する情報については、農林水産省の指示により、食品表示110番に係る立入検査等を6件(6事業所)実施した。なお、農林水産省からの依頼による科学的検査の実績はなかった。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：実施率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。
⑤ 調査研究業務 食品表示の監視に関する調査研究については、食品表示監視業務へ活用するため、分析技術、判別技術の開発・改良に関する課題を18課題以上実施する。 また、調査研究を適切に実施しているかを評価するため、外部有識者の評価を受ける。	⑤ 調査研究業務 食品表示の監視に関する調査研究については、食品表示監視業務へ活用するため、分析技術、判別技術の開発・改良に関する課題を18課題以上実施する。 また、調査研究を適切に実施しているかを評価するため、外部有識者を含めた委員会を年1回以上開催し、調査研究を適切に実施しているかを評価を受ける。	<主な定量的指標> ◇ 実施課題数：100%(実施課題数/18課題)	<主要な業務実績> ⑤ 調査研究業務 食品表示の監視に関する調査研究について、18課題を実施した。(別紙「調査研究課題一覧」参照) 【実施率100%(18/18)】 調査研究の成果について、外部有識者を含めた委員会(平成29年2月24日開催)において調査研究課題毎に評価を受け、調査研究が適切に実施されたと評価を受けた。 評価を受けた18課題のうち特に「軽元素安定同位体比分析の迅速化及び検査対象食品の拡大の検討」については、多検体の連続分析が可能となる画期的な手法の開発であり、今後の原産地検査分析の迅速性に貢献する重要な成果であった。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：表示の監視に関する調査研究では課題数に対する実施率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。
		<その他の指標> ◇ 外部評価の実績		<評定と根拠> 評定：B 根拠：計画のとおり外部有識者の評価を受けており、目標の水準を満たしている。

4. その他参考情報

様式 3-1-4-1 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 平成28年度自己評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-2-(2)	農林水産物等の品質の適正化に関する業務		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠	センター法第10条第1項第1号、第2号、第3号、第4号及び第5号並びに第2項第1号 JAS法
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省28-① 行政事業レビューシート事業番号：0002

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
① 農林水産省からの緊急命令等業務	実施率	100%（報告件数／要請件数）	実績なし	実績なし				予算額（千円）	834,962	831,608			
② JAS法に基づく立入検査等業務（立入検査）	3業務日以内	100%（標準処理期間内報告件数／立入検査終了件数）	100%（4/4）	100%（7/7）				決算額（千円）	736,564	781,204			
② JAS法に基づく立入検査等業務（行政部局要請検査）	報告処理率	100%（報告件数／調査終了件数）	100%（5/5）	実績なし				経常費用（千円）	919,923	985,602			
③ア 登録認定機関等に対する調査等の業務（新規登録調査及び登録更新調査）	27業務日以内	100%（標準処理期間内報告件数／報告件数）	100%（14/14）	100%（10/10）				経常利益（千円）	△22	30,453			
③イ 登録認定機関等に対する調査等の業務（定期的調査）	30業務日以内	100%（標準処理期間内報告件数／報告件数）	100%（128/128）	100%（102/102）				行政サービス実施コスト（千円）	1,010,422	1,055,975			
④ JAS規格の見直し等に係る業務（規格調査）	実施率	100%（報告件数／計画件数）	100%（9/9）	100%（15/15）				従事人員数	96	98			
④ JAS規格の見直し等に係る業務（原案作成）	実施率	100%（報告件数／計画件数）	100%（6/6）	100%（18/18）									
④ JAS規格の見直し等に係る業務（JAS規格制度調査）	実施率	100%（報告件数／指示件数）	100%（18/18）	100%（8/8）									
⑤ 国際規格に係る業務（国内委員会の開催）	国内委員会の開催	—	国内委員会を計4回開催	国内委員会を計2回開催									
⑤ 国際規格に係る業務（国際会議への出席）	国際会議への出席	—	国際会議へ計5回派遣	国際会議へ計8回派遣									

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
(2) JAS法に基づき、農林物資の生産及び流通の円滑化、消費者の需要に即した農業生産等の振興並びに消費者の利益の保護に寄与するため、以下のとおり登録認定機関等の調査、JAS規格に係る検査等業務を行う。	(2) 農林水産物等の品質の適正化に関する業務	<p><主な定量的指標></p> <p>○ 農林水産物等の品質の適正化に関する業務</p> <p>中項目の評定は、小項目別(◇)の評定結果の積み上げにより行うものとする。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定： B</p> <p>根拠：◇小項目1(項目)×3点(A)+小項目7(項目)×2点(B)=17点</p> <p>B：基準点(16)×9/10 ≤ 各小項目の合計点(17)<基準点(16)×12/10</p> <p><課題と対応></p> <p>引き続き農林水産省の指示に基づき、当該業務を的確に実施する。</p>		評定
<p>① 農林水産省からの緊急命令等業務</p> <p>農林水産大臣からセンター法第12条の規定に基づき調査、分析又は検査を緊急に実施するよう命令があった場合その他緊急に要請があった場合には、最優先で組織的に取り組み、必要な調査、分析又は検査を実施し、その結果を速やかに報告する。</p>	<p>① 農林水産省からの緊急命令等業務</p> <p>農林水産大臣からセンター法第12条の規定に基づき調査、分析又は検査を緊急に実施するよう命令があった場合その他緊急に対応すべき課題が生じた場合は、他の業務に優先して、調査、分析又は検査を実施し、その結果を速やかに農林水産大臣等に報告する。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>◇ 実施率：100%(報告件数/要請件数)</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>① 該当する事案はなかった。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：－</p> <p>根拠：実績がないため評価せず。</p>	
<p>② JAS法に基づく立入検査等業務</p> <p>JAS法に基づく立入検査等については、農林水産大臣の指示及び行政部局の要請に従い実施するため、次の取組を行う。</p> <p>ア JAS法第20条の2第1項及び第2項の規定に基づく立入検査については、農林水産大臣の指示に従い実施するとともに、農林水産省が立入検査終了と判断した翌日から3業務日以内に結果を取り</p>	<p>② JAS法に基づく立入検査等業務</p> <p>農林物資の規格化等に関する法律(昭和25年法律第75号。以下「JAS法」という。)に基づく立入検査等については、農林水産大臣の指示等に従い適正に実施するため、次の取組を行う。</p> <p>ア JAS法第20条の2第1項及び第2項の規定に基づく立入検査等については、農林水産大臣の指示に従い適正に実施するとともに、農林水</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>◇ 標準処理期間内(3業務日以内)の処理率：100%(標準処理期間内報告件数/立入検査終了件数)</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>② JAS法第20条の2第1項及び第2項の規定に基づく立入検査等については、農林水産大臣の指示に従い次のとおり適正に実施した。</p> <p>ア JAS格付等の疑義に関する立入検査を7件(7事業所・延べ21回)実施し、全ての案件について3業務日以内に結果を取りまとめ、農林水産大臣に報告した。【処理率100%(7/7)】</p> <p>なお、立入検査等に対応した製品等検査を8件(8商品、1検査項目)実施した。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：標準処理期間内(3業務日以内)の処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>	

<p>まとめ、農林水産大臣に報告する。</p>	<p>産省が立入検査終了と判断した翌日から3業務日以内に結果を取りまとめ、農林水産大臣に報告するため、業務の進行管理を適切に行う。</p>			
<p>イ 行政部局の要請による調査については、適正に実施し、調査終了後は調査結果を取りまとめ、要請者に対し報告する。</p>	<p>イ 行政部局の要請による調査については、適正に実施するとともに、調査終了後は調査結果を取りまとめ、要請者に対し速やかに報告するため、業務の進行管理を適切に行う。</p>	<p><主な定量的指標> ◇ 報告処理率（立入検査以外）：100%（報告件数／調査終了件数）</p>	<p><主要な業務実績> 該当する事案はなかった。</p>	<p><評定と根拠> 評定：－ 根拠：実績がないため評価せず。</p>
<p>③ 登録認定機関等に対する調査等の業務 ア 登録認定機関等の登録及びその更新の申請に係る調査 登録認定機関等の登録及びその更新の申請に係る調査は、JAS法第16条第2項（JAS法第17条の3第2項において準用する場合を含む。）に基づく農林水産大臣の指示に従い、ISO/IEC 17011に基づいて適切に行い、その結果を調査指示から27業務日以内に農林水産大臣に報告する。</p>	<p>③ 登録認定機関等に対する調査等の業務 ア 登録認定機関等の登録及びその更新の申請に係る調査については、次の取組を行う。 (7) 登録認定機関等の登録及びその更新の申請に係る調査は、JAS法第16条第2項（JAS法第17条の3第2項において準用する場合を含む。）に基づく農林水産大臣の指示に従い、ISO/IEC 17011に基づいて適切に行い、農林水産大臣の調査指示から27業務日以内に調査結果を農林水産大臣に報告するため、業務の進行管理を適切に行う。 (4) 調査の結果、登録認定機関等の登録基準への適合性が確認されない場合は、農林水産省へ報告し、連携して適切に対応する。</p>	<p><主な定量的指標> ◇ 標準処理期間内（27業務日以内）の処理率：100%（標準処理期間内報告件数／報告件数） ただし、調査の過程で申請者に対し資料の記載内容の確認、追加提出等を請求した場合において、申請者からそれらの確認、提出等が行われるまでに要した期間は調査期間に含まれない。</p>	<p><主要な業務実績> ③ JAS法第16条第2項（JAS法第17条の3第2項において準用する場合を含む。）に基づく登録認定機関（登録外国認定機関を含む。）の登録及びその更新の申請に係る調査については、農林水産大臣の指示に従いISO/IEC 17011に基づき、次の取組を行った。 (7) 登録認定機関の登録調査1件及び登録の更新時における調査9件について、業務の進行管理を適切に行い全て27業務日以内に農林水産大臣へ調査結果を報告した。 【処理率100%（10/10）】 なお、登録認定機関の業務規程等の変更の届出に関する調査を行い、平成28年度に調査が終了した479件を依頼のあった農林水産省に報告した。（表1-2-（2）-1参照） (4) 調査の結果、登録認定機関の登録基準への適合性が確認されない案件はなかった。</p>	<p><評定と根拠> 評定：B 根拠：標準処理期間内（27業務日以内）の処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>
<p>イ 登録認定機関等に対する</p>	<p>イ 定期的調査は、認定事業</p>	<p><主な定量的指標></p>	<p><主要な業務実績></p>	<p><評定と根拠></p>

定期的調査

登録認定機関等に対する定期的調査は、認定事業者の格付業務に対する登録認定機関等の指導が適切に行われているか否かを確認するため、ISO/IEC 17011に基づいて、農林水産省が依頼した登録認定機関等に対して実施し、その結果を事業所調査終了後30業務日以内に農林水産省に報告する。

者の格付業務に対する登録認定機関等の指導が適切に行われているか否かを確認するため、ISO/IEC 17011に基づいて農林水産省が依頼した登録認定機関等に対して適切に実施し、その結果を事業所調査終了後30業務日以内に農林水産省に報告するため、業務の進行管理を適切に行う。

定期的調査は、次の検査及び調査を伴う事業所調査によって実施し、検査及び調査の結果、適正でない事項を認めた場合には、登録認定機関等に対し必要な是正処置を求めるとともに、是正処置状況の確認を行う。

- (7) 格付品検査は、各登録認定機関等の認定事業者数、前回の定期的調査の結果等を勘案して各登録認定機関等ごとの検査件数を配分することとし、800件以上の検査を実施する。
- (4) 立会調査は、各登録認定機関等の認定事業者数、前回の定期的調査の結果等を勘案して各登録認定機関等ごとの調査件数を配分することとし、250件以上の調査を実施する。
- (7) 品位等品質についての基準を内容とするJAS規格に係る登録認定機関等

◇ 標準処理期間内(30業務日以内)の実施率:100%(標準処理期間内報告件数/報告件数)

ただし、登録認定機関等へ行った是正要求に対する是正報告が提出されるまでの期間は報告期間に含めない。

イ 定期的調査は、ISO/IEC 17011に基づいて農林水産省が依頼した登録認定機関に対して適切に実施し、事業所調査が終了した102機関について、全て30業務日以内に農林水産省へ報告した。(表1-2-(2)-2参照)

【実施率100%(102/102)】

定期的調査は、次の検査及び調査を伴う事業所調査によって実施し、検査及び調査の結果、適正でない事項を認めた49機関に対し必要な是正処置を求めるとともに、是正処置状況の確認を行った。

(表1-2-(2)-3参照)

(7) JAS製品の検査(「格付品検査」)は、845件実施し、不適合があった9件については、関係する登録認定機関に対して文書により是正要求を行った。

なお、格付品検査の結果、登録認定機関の認定業務に不適合の疑義が生じた3件について現地調査を実施し、結果として不適合は確認されなかった。

- (4) 現場に立ち会って行う調査(「立会調査」)は、297件実施し、不適合があった14件については、関係する登録認定機関に対して文書により是正要求を行った。
- (7) 品位等品質の基準を内容としたJAS規格に係る登録認定機関に対して実施する製品検査のための施設の調査(「製品検査施設調査」)は、56件実施し、不適合があった2件については、文書により是正要求を行った。

評定:B

根拠:標準処理期間内(30業務日以内)の実施率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。

	については、(7)及び(イ)の他、製品検査のための施設の調査を実施する。			
<p>④ JAS規格の見直し等に係る業務</p> <p>JAS規格の見直し等については、農林水産大臣が作成及び公表する「日本農林規格の制定等に関する計画」に基づき、農林水産大臣からの指示に従い規格調査及び原案の作成を適切に行う。また、農林水産省からの依頼に基づき、JAS法第15条の2第2項に定める同等性のある国として承認するための審査に必要な調査などJAS規格制度の適切な運用に資するための調査等を行う。</p>	<p>④ JAS規格の見直し等に係る業務</p> <p>JAS規格の見直し等については、「日本農林規格の制定等に関する計画」に基づき、農林水産大臣からの指示を受けて規格調査及び原案の作成を適切に行う。</p> <p>また、農林水産省からの依頼を受けて、JAS法第15条の2第2項に定める同等性のある国の審査に必要な調査などJAS規格の適切な運用に資するための調査等を行う。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>◇ 規格調査実施率：100%（報告件数/計画件数）</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>④ 農林水産大臣の指示を受け、「日本農林規格の制定等に関する計画（平成28年度）」に基づき、15品目71規格について、農林水産大臣に規格調査の結果を報告した。</p> <p>（表1-2-（2）-4参照）</p> <p>【処理率100%：品目（15/15）、規格（71/71）】</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：農林水産大臣からの指示に対する報告の実施率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>
		<p><主な定量的指標></p> <p>◇ 原案作成実施率：100%（報告件数/計画件数）</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>農林水産大臣の指示を受け、「日本農林規格の制定等に関する計画（平成28年度）」に基づき、FAMICを事務局とする合議体を設置し原案作成機関として18品目78規格について、原案をとりまとめ農林水産大臣に報告した。</p> <p>【処理率100%：品目（18/18）、規格（78/78）】</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：農林水産大臣からの指示に対する報告の実施率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>
		<p><主な定量的指標></p> <p>◇ JAS規格制度の運用に資する調査実施率：100%（報告件数/指示件数）</p> <p>ただし、次年度以降に報告する件数を除く。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>農林水産省からの依頼を受け、次の調査会等を開催し、JAS規格の適切な運用に資するための調査等を実施し、農林水産省に報告した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「直交集成板の日本農林規格に規定された接着剤に係る同等性能評価基準検討委員会」を2回開催し、1件の審議を行い報告した。 ・「集成材の日本農林規格に規定された接着剤に係る同等性能確認等審査委員会」を2回開催し、3件の審議を行い報告した。 ・「直交集成板の日本農林規格に規定された接着剤に係る同等性能確認等審査委員会」を1回開催し、4件の審議を行い報告した。 <p>【実施率100%（8/8）】</p> <p>この他、農林水産省からの依頼を受けて、分析法の見直しに伴う妥当性確認試験のための文献調査、ヒアリング及び分析試験を実施したほか、平成27年度に実施したメチル化カテキン及びβ-クリプトキサンチンの妥当性確認について、学会誌に掲載された。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：A</p> <p>根拠：農林水産大臣からの指示に対する報告の実施率は100%であることに加え、JAS制度の改正に必要なデータを迅速に提供するなど、制度改正の推進に貢献しており、計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。</p>

			<p>また、農林水産省からの依頼を受けて、輸出強化に向けたJAS制度の活用のある方の検討に協力し、過去のJAS規格の活用事例、先行する試験所認定制度の詳細、各種認定制度の国際的枠組みの確認、各国の標準化活動の実態、新たな分野の標準化に対する事業者のニーズなど、既存業務による知見の乏しい分野において、広範囲にわたる情報の収集及び整理を短時間でを行い、検討の材料として農林水産省に報告した。このような情報は、JAS法の改正案作成に寄与したものと考えられる。</p>	
<p>⑤ 国際規格に係る業務</p> <p>国際規格に係る業務について、国際標準化機構（ISO）が制定等する国際規格へ国内意見を反映させるため国際標準化機構（ISO）の食品専門委員会（TC34）、合板分科委員会（TC89/SC3）及び木材専門委員会（TC218）の国内審議団体として、リエゾンTCを含む情報の収集、国内の意見集約等、国際標準作成に関する活動を行う。</p>	<p>⑤ 国際規格に係る業務</p> <p>国際規格に係る業務について、国際規格に我が国の意見を反映させるため、国際標準化機構（ISO）の食品専門委員会（TC34）、合板分科委員会（TC89/SC3）及び木材専門委員会（TC218）の国内審議団体として次の国際標準作成に関する活動を行う。</p> <p>ア 必要に応じて外部有識者等からなる委員会を設置し、リエゾンTCの活動を含む情報の収集、国内の意見集約等を行う。</p>	<p><その他の指標></p> <p>◇ 国内委員会の開催</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>⑤ 国際規格に我が国の意見を反映させるため、国際標準化機構（ISO）の食品専門委員会（TC34）、官能分析分科委員会（TC34/SC12）、分子生物指標の分析に係る横断的手法分科委員会（TC34/SC16）、食品安全のためのマネジメントシステム分科委員会（TC34/SC17）、木質パネル専門委員会/合板分科委員会（TC89/SC3）及び木材専門委員会（TC218）の国内審議団体として次のとおり国際標準作成に関する活動を行った。</p> <p>ア 全ての委員会において、外部有識者等からなる委員会を設置し、情報の収集、国内の意見集約等を実施した。</p> <p>また、国内委員会は次のとおり開催した。</p> <p>〔TC34/SC17〕 1回開催</p> <p>〔TC218〕 1回開催</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：計画のとおり必要に応じて国内委員会を開催しており、目標の水準を満たしている。</p>
	<p>イ 必要に応じて、国際会議に職員等を派遣する。</p>	<p><その他の指標></p> <p>◇ 国際会議への出席</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>イ 次のとおり、国際会議へ職員等を派遣した。</p> <p>〔TC34〕 1回派遣（2名）</p> <p>〔TC34/WG16〕 1回派遣（0名）</p> <p>〔TC34/SC16/WG8〕 1回派遣（4名）</p> <p>〔TC34/SC17/WG8〕 3回派遣（3名）</p> <p>〔TC218〕 1回派遣（1名）</p> <p>〔TC165（FAMICで国内審議団体事務局は設置していないが、TC89/SC3及びTC218と関連があるTC）〕 1回派遣（0名）</p> <p>また、コーデックス食品規格委員会関連の国内会議に12回出席し、総会及び各部会等で検討されている食品</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：計画のとおり必要に応じて職員等を国際会議等に派遣しており、目標の水準を満たしている。</p>

	<p>⑥ 新たな農林水産行政分野への積極的な対応</p> <p>農林水産省が推進する新たな行政施策に貢献するため、JAS規格に係る検査等業務を通じてFAMICが培った専門的・技術的な知見に加え、食品安全等に関する研修を行うことにより必要な知識を習得する。</p>	<p>規格の分析法及び検討状況等の情報を収集、整理した。</p> <p><主要な業務実績></p> <p>農林水産省が推進する新たな行政施策に貢献するため、食品安全等に関し、HACCPの基礎的知識を習得するための研修を、JAS規格に係る職務に従事している職員を対象に実施した。</p>	
--	---	--	--

<p>4. その他参考情報</p>

様式 3-1-4-1 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 平成28年度自己評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-3	食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠	センター法第10条及び第12条
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省28-① 行政事業レビューシート事業番号：0002

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
① 農林水産省からの緊急命令等業務	実施率	100%（報告件数／要請件数）	実績なし	実績無し				予算額（千円）	133,389	125,743			
② サーベイランス・モニタリング年次計画に従った分析業務（農林水産省依頼分析）	実施率	100%（報告分析件数／依頼分析件数）	100% (1,788件/1,788件)	100% (1,252件/1,252件)				決算額（千円）	122,061	122,963			
③ 食品安全に係る有害化学物質の分析能力の確立（SOP作成）	実施率	100%（年度内SOP作成数／指示課題数）	100% (10件/10件)	100% (3件/3件)				経常費用（千円）	153,381	154,695			
④ サーベイランス・モニタリング確認分析業務	実施率	100%（分析実施点数／指示点数）	—	100% (50点/50点)				経常利益（千円）	△4	4,927			
⑤ ISO/IEC 17025要求事項への適合性の維持	ISO/IEC 17025への適合性の維持	—	ISO/IEC 17025への適合性を維持	ISO/IEC 17025への適合性を維持				行政サービス実施コスト（千円）	164,740	163,660			
								従事人員数	13	13			

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
3 農林水産省が行う食品の安全性向上の取組に資するため、食品に含有する有害化学物質の分析を進める。	3 食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務	<p><主な定量的指標></p> <p>○ 食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務 中項目の評定は、小項目別（◇）の評定結果の積み上げにより行うものとする。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定： B 根拠：◇小項目1（項目）×3点（A）+小項目3（項目）×2点（B）=9点 B：基準点（8）×9/10 ≤ 各小項目の合計点（9）<基準点（8）×12/10</p> <p><課題と対応></p> <p>引き続き農林水産省の指示に基づき、当該業務を的確に実施する。</p>		評定

<p>① 農林水産省からの緊急命令等業務</p> <p>農林水産大臣からセンター法第12条の規定に基づき調査、分析又は検査を緊急に実施するよう命令があった場合その他緊急に要請があった場合には、最優先で組織的に取り組み、必要な調査、分析又は検査を実施し、その結果を速やかに報告する。</p>	<p>① 農林水産省からの緊急命令等業務</p> <p>農林水産大臣からセンター法第12条の規定に基づき調査、分析又は検査を緊急に実施するよう命令があった場合その他緊急に要請があった場合に、最優先で組織的に取り組み、機動的かつ的確に対応することができるよう、次の取組を行う。</p> <p>ア 緊急の命令があった場合等には、他の業務に優先して、必要な調査、分析又は検査を進行管理を適切に行いつつ機動的かつ正確に実施し、その結果を速やかに農林水産大臣に報告する。</p> <p>イ 食品安全に係る有害化学物質の調査研究結果及び緊急時に活用する可能性の高い研究論文、国際規格等を平時から整理し、必要時に分析方法等を速やかに参照できる体制を維持する。</p> <p>ウ 専門的知見を有する職員、分析機器及び外部有識者や外部機関に係る情報の登録・更新を行う。また、必要に応じて、緊急命令等があった場合の組織としての対応や処理の手順を見直す。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>◇ 実施率：100%(報告件数/要請件数)</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>① 緊急に対応すべき課題が生じた場合に、迅速かつ的確に対応することができるよう、次の取組を行った。</p> <p>ア 該当する事案はなかった。</p> <p>イ 緊急の要請に備え、次の取組を行った。</p> <p>危害要因のうち有害化学物質に関する分析試験方法や規準について、飼料分析基準、EU法、AOAC法、Code x規格等から検索して作成しているデータベースを最新の情報に更新した。また、要請が想定される事案ごとに研究論文や分析方法等を整理するとともに、インターネット上の情報についても検索できるようデータベースを更新した。</p> <p>ウ 緊急分析として想定されるハザード(フザリウム毒素、重金属、アフラトキシン類等)について、その内容に応じた分析技術等を有する職員及びその際に用いる分析機器(GC/MS、LC/MS/MS、ICP-MS及びリアルタイムPCR等)の登録・更新を行った。また、外部有識者や外部機関の情報のデータベースを更新した。</p>	<p>評価：－</p> <p>根拠：アについては農林水産省からの緊急要請がなかったため評価せず。</p> <p>なお、指標のないイ、ウの業務については計画のとおり適切に実施している。</p>
<p>② サーベイランス・モニタリング年次計画に従った分析業務</p> <p>農林水産省が示す「平成28年度食品の安全性に関する有害化学物質のサーベイランス・モニタリング年次計画」において調査対象とされた有</p>	<p>② サーベイランス・モニタリング年次計画に従った分析業務</p> <p>「平成28年度食品の安全性に関する有害化学物質のサーベイランス・モニタリング年次計画」において調査対象とされた有害化学物質及び食</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>◇ 実施率：100%(報告分析件数/依頼分析件数)</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>② 農林水産省が策定する「サーベイランス・モニタリング年次計画」に含まれる以下の品目と有害化学物質の組合せについて農林水産省から、「平成28年度食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害化学物質の分析業務について」(平成28年4月1日付け27消安第6269号農林水産省消費・安全局長通知)</p>	<p><評価と根拠></p> <p>評価：B</p> <p>根拠：農林水産省からの依頼分析件数に対する報告分析件数は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>

害化学物質及び食品群のうち、農林水産省が依頼するものについて、調査実施要領及び仕様書に従って分析を実施し、報告する。

品群のうち、かび毒等、農林水産省からの依頼があったものについて、進行管理を適切に行いつつ、調査実施要領及び仕様書に従って分析を実施し、農林水産省の示す様式に従い、分析結果を的確かつ速やかに報告する。

に基づき依頼のあった実態調査を実施（依頼分析件数 1,252件）し、全ての結果を農林水産省に報告した。（表1-3-1参照）

【実施率100%（1,252/1,252）】

〔農産物〕

ア「平成28年度農産物のかび毒含有実態調査の実施について（平成28年5月12日付け28消安第821号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）」、「平成28年度農産物のかび毒含有実態調査（緊急対応調査）」の実施について（平成28年6月27日付け28消安第821号-1農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）」及び「平成28年度農産物のかび毒含有実態調査（緊急対応調査）」の実施について（平成28年7月29日付け28消安第821号-2農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）」に基づき、依頼のあった小麦及び大麦中のかび毒※1 900件の分析を実施し、その結果を報告した。

イ「平成28年度国産りんご果汁中のパツリン含有実態調査の実施について（平成28年9月20日付け28消安第2526号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）」に基づき、依頼のあったりんご果汁中のパツリン120件の分析を実施し、その結果を報告した。

ウ「平成28年度サトウキビのアフラトキシン汚染実態把握のための調査の実施について（平成28年6月27日付け28消安第1509号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）」に基づき、依頼のあったサトウキビ搾汁及び黒糖中のアフラトキシン類52件の分析を実施し、その結果を報告した。

エ「平成28年度農林産物中のピロリジジナルカロイド類含有実態調査に係る分析調査の実施について（平成28年9月29日付け28消安第6号-1農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）」に基づき、ふき及びふきのとう中のピロリジジナルカロイド類180件の分析を実施し、その結果を報告した。

※1：タイプBトリコテセン類（デオキシニバレノール（DON）、ニバレノール（NIV）、3-アセチルDON、15-アセチルDON、4-アセチルNIV、DON-3-グルコシド）、タイプAトリコテ

			<p>セン類 (T-2 トキシン、HT-2 トキシン、ジアセトキシスシルペノール)、ゼアラレノン</p>		
<p>③ 食品安全に係る有害化学物質の分析能力の確立</p> <p>すでに分析能力を確立している一部のかび毒分析に加えてサーベイランス・モニタリングの確認分析や民間分析機関で分析困難な有害化学物質の分析を可能にするため、農林水産省が指示する有害化学物質と食品の組合せについて、コーデックス委員会が示す妥当性の規準を満足する信頼性データを備えた分析の標準作業手順書 (SOP) を作成し、必要に応じ改正し、分析能力を確立する。</p>	<p>③ 食品安全に係る有害化学物質の分析能力の確立</p> <p>農林水産省が調査を検討しており、サーベイランス・モニタリングの確認分析の必要性が高い有害化学物質や民間分析機関での対応が困難な有害化学物質等について、コーデックス委員会の示す妥当性の規準を満たす試験法の標準作業手順書 (SOP) を作成、必要に応じ改正し、分析能力の確立に取り組む。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>◇ 実施率：100% (年度内 SOP 作成数 / 指示課題数)</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>③ 農林水産省からの指示、「平成28年度食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害化学物質の分析業務について (平成28年4月1日付け27消安第6269号農林水産省消費・安全局長通知)」に基づき、危害要因と食品の組合せ3課題について、次のとおり3件の標準作業手順書を作成した。</p> <p>【実施率100% (3/3)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ LC-MS/MSによるワイン及び果実飲料 (ブドウ) 中のオクラトキシンA分析標準作業書 ・ GC-MSによるパツリンの分析標準作業書 (りんご果汁) ・ LC-MS/MSによるワイン及び果実飲料 (ブドウ) 中のフモニシン類 (フモニシンB₁, B₂, B₃) 分析標準作業書 (案) <p>この他、次の1件は標準作業手順書に対象食品を追加した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ GC-MS/MSによるアクリルアミド分析標準作業書 (インスタントコーヒー、ほうじ茶、コーヒー豆 (焙煎、粉碎済み)、含みつ糖) <p>また、麦類のかび毒分析の信頼性向上のため、以下の取組を実施し、その結果を農林水産省に報告した他、その中から「かび毒抽出液の安定性試験」と「繰り返し測定による検出機器の安定性試験」を標準作業書に反映した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成28年度から一部のかび毒の分析に採用した LC-MS/MS法と従来のGC-MS分析法の比較試験。 ・ かび毒抽出液の安定性試験 ・ 繰り返し測定による検出機器の安定性試験 <p>さらに、農林水産省から依頼された分析調査の過程で、ピロリジジナルカロイド類の標準液が安定でないことが判明したため、標準液の安定性試験を実施し、適切な保存条件及び使用期限を定め、標準作業手順書に反映した。また、これらの結果を農林水産省に報告した。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：農林水産省からの指示課題数に対する年度内 SOP 作成数は、100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>	

<p>④ サーベイランス・モニタリングの確認分析業務 農林水産省が実施する有害化学物質等の含有実態調査の分析値の信頼性を確認するため、調査試料のうち農林水産省が指示するものについてクロスチェック（相互検証）を実施する。</p>	<p>④ サーベイランス・モニタリングの確認分析業務 農林水産省が実施する有害化学物質等の含有実態調査の分析値の信頼性を確認するため、調査試料のうち農林水産省が指示するものについてクロスチェック（相互検証）を実施する。</p>	<p><主な定量的指標> ◇ 実施率：100%（分析実施点数／指示点数）</p>	<p><主要な業務実績> ④ア 「平成28年度食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害化学物質の分析業務について（かび毒）」（平成29年1月25日付け28消安第4518号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）に基づき、大麦10点についてアフラトキシン類のクロスチェック分析を実施し、その結果を報告した。 イ 農林水産省から依頼のあったポテトスナック、フライドポテト、含みつ糖、パン類各10点（計40点）について、アクリルアミドのクロスチェック分析を実施し、その結果を報告した。 【実施率100%（50／50）】</p>	<p><評定と根拠> 評定：B 根拠：農林水産省からの指示点数に対する分析実施点数は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>
<p>⑤ ISO/IEC 17025要求事項への適合の維持 農林水産省が行う食品の安全に関するリスク管理を推進する上で必要とする調査分析の品質を保証するため、分析機関に求められる国際標準である「ISO/IEC 17025試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項」に基づき、認定機関によるサーベイランスの結果を踏まえて、すべての要求事項に適合し認定試験所としての体制を維持する。 また、業務の効率化を図るため、現行の分析法よりも多くの種類のかび毒を分析できる新たな分析法を用いた試験について認定を取得する。</p>	<p>⑤ ISO/IEC 17025要求事項への適合の維持 農林水産省が行う食品の安全に関するリスク管理を推進する上で必要とする調査分析の品質を保証するため、平成25年度に適合認定を取得した「ISO/IEC 17025試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項」について、認定機関によって実施されるサーベイランスの結果を踏まえて、引き続き全ての要求事項に適合し、認定試験所としての体制を維持する。 また、業務の効率化を図るため、現行の分析法よりも多くの種類のかび毒を分析できる新たな分析法を用いた試験について認定を取得する。</p>	<p><その他の指標> ◇ ISO/IEC 17025への適合性の維持</p>	<p><主要な業務実績> ⑤ 平成26年1月24日付けで取得したISO/IEC 17025試験所認定（GC-MSによる小麦中のトリコテセン系かび毒の定量試験）について、内部監査を着実に実施し、全ての要求事項への適合を確認するとともに、継続的改善を図るためマネジメントレビューを着実に実施し、6月29日に行われた認定機関による定期サーベイランスで適合していると評価され、認定試験所としての体制を維持した。 また、農林水産省の実態調査の対象とする10種類トリコテセン系かび毒等のLC-MS/MSを用いた試験法について試験所認定を取得した。 従来、GC-MS法とLC-MS/MS法の2系統に分かれていた試験法を1系統に集約し、当該試験業務にかかる作業人員と所要時間を30件あたり、12人・日から7人・日へ大幅に削減し約40%効率化した。また、試験対象項目に5種類の調査対象かび毒を加え、更に、対象品目に大麦を加えて拡大認定を取得したことで、この調査の対象かび毒すべてについて妥当な結果を出す能力が認定され、分析値の信頼性を向上させた。</p>	<p><評定と根拠> 評定：A 根拠：計画のとおりISO/IEC 17025に基づく品質保証体制を維持しており、目標の水準を満たしている。また、農林水産省の実態調査の対象とするトリコテセン系かび毒等のすべてについて認定を取得し、試験業務の効率化を行い、かつ、分析値の品質を向上させており、計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。</p>

4. その他参考情報

様式3-1-4-1 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 平成28年度自己評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-4	その他の業務		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠	センター法第10条第1項第1号、第2号、第6号及び第11号並びに第2項第8号 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省28-① 行政事業レビューシート事業番号：0002

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
(1) カルタヘナ法関係業務	実施率	100%（報告件数／立入検査件数）	実績なし	実績なし				予算額（千円）	385,951	398,666			
(2) 情報提供業務	顧客満足度	5段階評価平均値3.5	3.7	3.7				決算額（千円）	360,696	360,332			
① ホームページ等による情報提供（ホームページ）	顧客満足度	5段階評価平均値3.5						経常費用（千円）	458,915	459,578			
① ホームページ等による情報提供（メールマガジン）	顧客満足度	5段階評価平均値3.5	3.9	3.9				経常利益（千円）	2,136	17,656			
① ホームページ等による情報提供（広報誌）	顧客満足度	5段階評価平均値3.5	4.0	4.0				行政サービス実施コスト（千円）	498,469	487,859			
② 事業者等からの講師派遣依頼等	顧客満足度	5段階評価平均値3.5	4.5	4.6				従事人員数	49	47			
③ 講習会の開催	顧客満足度	5段階評価平均値3.5	4.0	3.9									
(3) 検査・分析に係る信頼性の確保及び業務遂行能力の継続的向上（分析業務の精度管理）	実施率	外部技能試験の実施予定数に対する実施率	100%（14/14）	100%（15/15）									
(技術研修の実施)	実施率	100%	100%（57/57）	100%（49/49）									
(4) 関係機関との連携	国民生活センターからの依頼による分析	—	実績なし	実績なし									
① 国民生活センターとの連携	実施率	100%	100%（2/2）	100%（3/3）									
② 国際技術協力要請（専門家の派遣）	実施率	100%	100%（2/2）	100%（3/3）									

② 国際技術協力要請 (海外研修員の受入)	実施率	100%	100% (3/3)	100% (1/1)					
--------------------------	-----	------	---------------	---------------	--	--	--	--	--

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	評価	
		<主な定量的指標> ○ その他の業務 中項目の評価は、小項目別(◇)の評価結果の積み上げにより行うものとする。	<評定と根拠> 評定： B 根拠：◇小項目1(項目)×3点(A)+小項目8(項目)×2点(B)=19点 B：基準点(18)×9/10 ≤ 各小項目の合計点(19) < 基準点(18)×12/10 <課題と対応> 引き続き農林水産省の指示に基づき、当該業務を的確に実施する。		評定	
(1) カルタヘナ法関係業務 遺伝子組換え生物等の使用等の規制に関する措置を講ずることにより生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の的確かつ円滑な実施を確保し、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成15年法律第97号。「カルタヘナ法」という。)第32条第1項の規定に基づき、同条第2項の農林水産大臣の指示に従い、立入り、質問、検査及び収去を実施し、その結果を指示した期間内に農林水産大臣に報告する。	(1) カルタヘナ法関係業務 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成15年法律第97号。「カルタヘナ法」という。)第32条第1項の規定に基づき、同条第2項の農林水産大臣の指示に従い、立入り、質問、検査及び収去を実施し、その結果を指示した期間内に農林水産大臣に報告する。	<主な定量的指標> ◇ 実施率：100%(報告件数/立入検査件数)	<主要な業務実績> 該当する事案はなかった。	<評定と根拠> 評定：－ 根拠：実績がないため評価せず。		
(2) 情報提供業務 国民の食に関する知識や食品に対する信頼性の向上及び	(2) 情報提供業務					

<p>安全で信頼できる農産物の生産・流通に資するため、農業生産資材及び食品の品質や安全性、表示等に関する情報、科学的知見、各種制度や検査結果など、FAMI Cの業務に関して生産者、事業者等の関心の高い情報を、ホームページ、メールマガジン、広報誌及び講習会等の実施により分かりやすく提供する。このため、以下の取組を行う。</p>					
<p>① ホームページ等による情報提供 ホームページ、メールマガジン、広報誌等を通じて、国民に対し、肥料、農薬、飼料、飼料添加物等の農業生産資材の安全性に関する情報や、食品の品質及び表示に関する情報をわかりやすく提供する。 ホームページ、メールマガジン及び広報誌については、サービスの受け手である利用者等の声を反映した業務の改善を図るため、アンケート調査等により顧客満足度を測定して、5段階評価で3.5以上の評価となることを目標とする。</p>	<p>① ホームページ等による情報提供 ア ホームページの情報の内容を適宜更新することにより、JAS製品の品質に関する情報、食品表示に関する情報、農薬登録に関する情報、農業生産資材の安全性に関する情報や企業等からの相談事例等を速やかに提供する。 イ 内閣府食品安全委員会等の動向や食品の安全と消費者の信頼の確保に関する情報を事業者等に対して速やかに提供するため、希望者にメールマガジンを毎月3回以上配信する。 ウ 業務に関連した情報や知見などをわかりやすく提供するため、広報誌を4回以上発行する。 エ より効果的な情報提供の取組を進めるため、検査等業務及び情報提供業務等に従事する職員から</p>	<p>ホームページ <その他の指標> ◇ 顧客満足度3.5以上 : 5段階評価平均値 メールマガジン <その他の指標> ◇ 顧客満足度3.5以上 : 5段階評価平均値 広報誌 <その他の指標> ◇ 顧客満足度3.5以上 : 5段階評価平均値</p>	<p><主要な業務実績> ① 情報提供業務を的確に行うため、次の取組を行った。 ア ホームページの情報の内容を適宜更新することにより、JAS製品の品質に関する情報、食品表示に関する情報、農薬登録に関する情報、農薬・肥料・土壌改良資材・飼料・飼料添加物・ペットフードの安全性に関する情報や企業等からの相談事例等をホームページに速やかに掲載した。また、視覚障害者が提供情報にアクセスしやすくなるよう、診断ソフトを利用してホームページデザインの改善を行った。 (更新回数 193回、アクセス回数474, 409回) [ホームページの主な掲載内容] ・食品等検査関係情報 (JAS規格、食品表示、調査研究報告、分析マニュアル等) ・農薬検査関係情報 (登録・失効情報、農薬登録情報検索システム、農薬登録申請、GLP適合確認申請等) ・肥料検査関係情報 (関係法令・通知、肥料登録申請手続き、肥料登録銘柄検索システム、肥料等試験法・飼料分析法・愛玩動物用飼料等の検査法、検査結果の公表等) ・OIEコラボレーティング・センターとしての活動 (輸入飼料原料の有害物質のモニタリング結果及び概要、分析法、ハザードカード、飼料研究報告 (要旨) 等) ・ISO・Codex・国際協力関連情報 ・センター情報 (行事・講習会等情報、相談窓口等)</p>	<p>ホームページ <評定と根拠> 評定：B 根拠：顧客満足度3.5以上であり、計画における所期の目標を達成している。 メールマガジン <評定と根拠> 評定：B 根拠：顧客満足度3.5以上であり、計画における所期の目標を達成している。 広報誌 <評定と根拠> 評定：B 根拠：顧客満足度3.5以上であり、計画における所期の目標を達成している。</p>	

	<p>成る委員会を年10回以上開催する。</p> <p>オ ホームページ、メールマガジン及び広報誌については、サービスの受け手である利用者等の声を反映した業務の改善を図るため、5段階評価で3.5以上の評価となることを目標として、提供した情報の内容や提供方法についての顧客満足度をアンケート調査等により測定する。</p> <p>また、顧客満足度が5段階評価で3.5未満の場合には、その原因を究明して必要な改善措置を速やかに講ずる。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・公表事項（独立行政法人通則法に基づく公表事項、調達情報等） イ 内閣府食品安全委員会等の動向や食品の安全と消費者の信頼の確保に関する情報を事業者等に対して速やかに提供するため、希望者にメールマガジンを毎月3回以上、合計50回（3月末現在登録者数6,364、延べ配信数317,507通）配信した。 〔メールマガジンの主な掲載内容〕 FAMICの情報（行事・講習会等）及び食の安全と消費者の信頼確保に関する情報（各府省の報道発表資料等） ウ 業務に関連した情報や知見などをわかりやすく提供するため、広報誌「新・大きな目小さな目」を4回（毎回5,000部）発行し、地方公共団体等に配付した。 〔広報誌の主な掲載内容〕 <ul style="list-style-type: none"> ・肥料、農薬、飼料等及び土壌改良資材に関する情報 ・表示のQ&A ・行政情報 ・食と農のサイエンス エ より効果的な情報提供の取組を進めるため、検査等業務及び情報提供業務等に従事する職員を構成員とする情報提供推進委員会を12回開催し、ホームページ、メールマガジン、広報誌等における提供情報の的確性及びわかりやすさ等について検討を行い、ホームページの掲載内容等必要な見直しを行った。 オ 利用者等の声を反映した業務の改善を図るため、利用者に対するアンケート調査による効果測定を実施した。各業務ごとの顧客満足度（5段階評価）の平均値は、次のとおり3.5以上の評価であった。 <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ 3.7 ・メールマガジン 3.9 ・広報誌 4.0 	
<p>② 事業者等からの講師派遣依頼等 事業者等からの講習・講師派遣依頼や相談等に対して、適切かつ積極的に対応するため、事業者等の求める情報の内容に留意しつつ、検査等業</p>	<p>② 事業者等からの講師派遣依頼等 事業者等からの講習・講師派遣依頼や相談等に対して、適切かつ積極的に対応するため、以下の取組を行う。また、消費者からの相</p>	<p><その他の指標> ◇ 顧客満足度3.5以上 ：5段階評価平均値</p>	<p><主要な業務実績> ② 事業者等からの講習・講師派遣依頼や相談等を適切かつ積極的に対応するため、次の取組を行った。 ア 事業者等から依頼を受けて、講習会に102回（参加者5,719名）役職員を講師として派遣した。事業者からの依頼に基づく研修を4回（参加者100名）行った。また、事業者等からの要請に応じ</p>	<p><評定と根拠> 評定：B 根拠：顧客満足度3.5以上であり、計画における所期の目標を達成している。</p>

務を通じて蓄積した専門的・技術的な知見を活用して情報を提供する。また、消費者からの相談が寄せられた場合は、行政サービスの一環として対応する。

事業者等からの講習・講師派遣依頼等については、サービスの受け手である依頼者や利用者等の声を反映した業務の改善を図るため、アンケート調査等により顧客満足度を測定して、5段階評価で3.5以上の評価となることを目標とする。

談が寄せられた場合は、行政サービスの一環として対応する。

ア 事業者等からの依頼を受けて、農業生産資材の安全の確保、食品の品質及び表示の適正化等に資する技術的な情報を提供する講習会等へ、講師を積極的に派遣する。

イ 事業者等からの講習・講師派遣依頼等に適切に対応するため、顧客満足度が高かった講習等で使用したテキスト等のデータベース化やその更新等を行う。

ウ 事業者等からの相談への対応の質の向上を図るため、受け付けた相談を整理し、重要な事例を相談事例集に収録し、相談対応マニュアルの改善を行う。

エ 事業者等からの依頼による講習会及び講師派遣については、サービスの受け手である依頼者や利用者等の声を反映した業務の改善を図るため、5段階評価で3.5以上の評価となることを目標として、提供した情報の内容や提供方法についての顧客満足度をアンケート調査等により測定する。

また、顧客満足度が5段階評価で3.5未満の場合には、その原因を究明して必要な改善措置を

て、委員会等に役職員を50回派遣した。

イ 事業者等からの講習・講師派遣依頼等に適切に対応するため、顧客満足度が高かった講習会で使用したテキスト等のデータベース化を4件、更新等を5件行い、テキスト等作成作業の効率化を行った。(データベース化されたテキスト等91件)

ウ 相談窓口業務においては、企業等からの食品の品質等に関する相談5,458件に対応した。また、消費者からの相談は、行政サービスの一環として対応した。

(表1-4-1参照)

事業者等からの相談への対応の質の向上を図るため、受け付けた相談を整理し、重要な事例6件を「企業相談事例集」に追加収録するとともに既存の収録内容を精査し、相談対応マニュアルの改善を行った。(全収録数26件)

エ 提供情報の的確性、わかりやすさ、受講者のニーズ及び業務の成果・効果の把握等に資するため講師派遣、依頼に基づく研修の業務について、利用者に対するアンケート調査による効果測定を実施するとともに受講者による今後の業務への活用について把握した。顧客満足度(5段階評価)の平均値は、4.6であった。

<p>③ 講習会の開催</p> <p>農業生産資材の安全等の確保、食品の品質及び表示の適正化等に資するため、事業者、検査機関、都道府県等に対して、法令に関する知識、検査技術、分析技術、食品の品質・表示等に関する講習会を開催する。</p> <p>FAMICが主催する講習会については、サービスの受け手である利用者等の声を反映した業務の改善を図るため、アンケート調査等により顧客満足度を測定して、5段階評価で3.5以上の評価となることを目標とする。</p>	<p>速やかに講ずる。</p> <p>③ 講習会の開催</p> <p>農業生産資材の安全等の確保、食品の品質及び表示の適正化等に資するため、検査等業務を通じて蓄積された技術的知見を事業者等へ提供するものに特化し、次の取組を行う。</p> <p>ア 事業者を対象に、農業生産資材、食品等に関する専門技術的知見を活用した講習会を7回以上開催する。</p> <p>イ 都道府県の職員を対象に、肥料の分析に関する講習会を1回以上開催する。</p> <p>ウ 都道府県の消費生活センターの職員等を対象に、食品の品質、検査分析技術等に関する研修を7回以上開催する。</p> <p>エ 主催講習会については、サービスの受け手である利用者等の声を反映した業務の改善を図るため、5段階評価で3.5以上の評価となることを目標として、提供した情報の内容や提供方法についての顧客満足度をアンケート調査等により測定する。</p> <p>また、顧客満足度が5段階評価で3.5未満の場合には、その原因を究明して必要な改善措置を速やかに講ずる。</p>	<p><その他の指標></p> <p>◇ 顧客満足度3.5以上 : 5段階評価平均値</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>③ 農業生産資材の安全等の確保、食品の品質及び表示の適正化等に資するため、次の取組を行った。</p> <p>ア 事業者を対象に食品等に関する専門技術的知見を活用した講習会を11回(参加者380名)開催した。講習会は、食品表示法の施行を踏まえ、食品関連事業者等からの食品表示基準等の内容をわかりやすく知りたいとの要望に応えるため、消費者庁と協力しFAMIC職員等が講師として講習会を全国4カ所で開催し、適正な食品表示の普及に寄与した。また、27年度に不適正肥料が流通した事案を受け、当初の計画を変更し、事業者からの要望も高かった有機農産物の栽培に使用できる肥料、土壌改良資材について、新たに「有機農産物の生産可能な肥料判断基準に関する講習会」を全国7カ所で開催し、有機農産物に利用可能な肥料及び適正な肥料の流通について普及を図った。</p> <p>イ 都道府県の職員を対象に、分析に関する講習会として「肥料分析実務者研修」を1回(参加者5名)開催した。</p> <p>ウ 都道府県の消費者担当部局及び消費生活センター職員等を対象として、食品の品質、検査分析技術等に関する研修を7回(参加者89名)及び都道府県の飼料業務担当の職員を対象として飼料等安全性検査技術に関する研修を2回(参加者12名)開催した。</p> <p>エ サービスの受け手である利用者等の声を反映した業務の改善を図るため、主催講習会について、利用者等に対するアンケート調査による効果測定を実施するとともに受講者による今後の主催講習会への活用について把握した。各業務ごとの顧客満足度(5段階評価)の平均値は、3.9であった。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：A</p> <p>根拠：顧客満足度3.5以上であることに加え、事業者を対象とした講習会では、事業者等の要望に応え消費者庁の所管である食品表示基準についてFAMICとしても講習会を地方で開催するなど積極的に対応し食品表示の適正化に寄与した。また、不適正肥料流通の事案発生を受け当初の計画を変更し、新たに「有機農産物の生産可能な肥料判断基準に関する講習会」を短期間で準備し開催したことは、事業者の有機農産物についての理解と、農業生産資材の安全等の確保に寄与したことから計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。</p>
--	--	--	--	--

<p>(3) 検査・分析に係る信頼性の確保及び業務遂行能力の継続的向上 検査・分析に係る信頼性の確保及び業務遂行能力の継続的向上を図るため、以下の取組を行う。</p>	<p>(3) 検査・分析に係る信頼性の確保及び業務遂行能力の継続的向上 検査・分析に係る信頼性の確保及び業務遂行能力の継続的向上を図るため、以下の取組を行う。</p>				
<p>① 分析業務の精度管理 分析試験を伴う検査等業務に係る信頼性を確保するため、外部技能試験への参加等、個別の分析業務の目的に応じた精度管理を行う。</p>	<p>① 分析業務の精度管理 分析試験を伴う検査等業務に係る信頼性を確保するため、ISO/IEC 17025又はGLPの考え方により、作業手順書等の基準文書に基づく業務管理及び技術管理を推進し、外部技能試験への参加等、個別の分析業務の目的に応じた精度管理を行う。</p>	<p><主な定量的指標> ◇ 外部技能試験の実施予定数に対する実施率</p>	<p><主要な業務実績> ① 外部機関が主催する技能試験に検査分析に携わる職員を参加（15回、延べ51名）させた。あわせて、各部署において個別の分析業務の目的等に応じた内部精度管理を実施した。 【実施率100%（15/15）】</p> <p>なお、外部機関が主催する技能試験のうち、満足な結果が得られなかった試験が4回あった。これら4回の原因究明の結果、使用する測定機器のメンテナンスが十分ではなかったこと、測定機器の操作手順が十分に徹底されていなかったこと及び測定する設備環境が汚染されていたこと等が判明したことを踏まえ、再発防止策を作業手順書に追記することにより適切なデータが得られる体制とした。</p> <p>また、検査・分析に係る信頼性を確保するため、検査等業務に応じて次の取組を行った。</p> <p>肥料の検査・分析 ISO/IEC 17025の考え方に従い、肥料試験品質マニュアル及び信頼性確保に係る手順書等に基づき、業務管理及び技術管理を行った。また、担当部長をトップマネジメントとし、肥料試験マネジメントシステムのマネジメントレビューを行い、内部監査、外部精度管理、内部品質管理等の結果を検証した。</p> <p>農薬の検査・分析 ISO/IEC 17025の考え方に基づいた分析業務管理システムを構築し、信頼性確保に係る手順書等に基づき、業務管理及び技術管理を開始した</p> <p>飼料及び飼料添加物並びにペットフードの検査・分析 GLPの考え方に従い、試験責任者、信頼性保証部門等から構成する信頼性保証体制及び試験操作手順書に基づき、試験を実施し、信頼性保証部門による査察を行った。また、飼料等試験業務信頼性確保委員会を</p>	<p><評定と根拠> 評定：B 根拠：計画のとおり外部技能試験を実施しており、目標の水準を満たしている。</p>	

			<p>開催し、査察等の検証を行った。</p> <p>食品等の検査・分析</p> <p>ISO/IEC17025の考え方に従い、基準文書に基づき、試験を実施し、分析野帳や試験管理台帳等の必要な記録の励行と確認を行った。</p> <p>さらに、FAMICとして統一された考え方に基づく品質保証体制を構築するため、分析試験等の信頼性確保に関する重要事項について審議を行う品質システム委員会において、新たにISO/IEC17025の自己適合宣言に向けた取組を行うことを決定し、平成28年度は、本部各部門において自己適合宣言の対象となる分析法の選定等を行った。</p>		
<p>② 技術研修の実施</p> <p>検査・分析、立入検査、調査等の業務に携わる職員の業務遂行能力を継続的に向上させるため、分析技術、分析機器の操作、分析の精度管理、関係法令に基づく立入検査、その他検査等業務の的確な遂行に必要な研修を計画的に実施する。</p>	<p>② 技術研修の実施</p> <p>検査・分析、立入検査、調査等の業務に携わる職員の業務遂行能力の継続的向上を推進するため、平成28年度職員技術研修計画に基づき、分析技術、分析機器の操作、分析の精度管理、関係法令に基づく立入検査、その他検査等業務の的確な遂行に必要な研修を実施する。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>◇ 実施率：100% (実施件数/計画件数)</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>② 検査・分析、立入検査、調査等の業務に携わる職員の業務遂行能力を継続的に向上させるため、平成28年度職員技術研修計画（全49件）に基づき、次のとおり研修を行った。</p> <p>【実施率100%（49/49）】</p> <p>なお、研修の実施に当たっては、研修効果の適切な評価に資するためのレポート等により研修効果を検証するとともに、必要に応じて講義内容及び講師選定の見直しを行った。また、事前学習課題を配布し、効果的な実施に取り組んだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規採用者研修等 2件 新規採用者等を対象とした基礎的な研修等を実施した。 ・分析研修 9件 食品表示検査関係分析業務研修、肥料分析実務者研修、農薬残留分析専門技術、GC/MS等の分析機器のメンテナンス及び操作等に関する分析技術研修を行った。 ・業務研修 32件 農林水産省が推進する新たな行政施策に貢献するため、食品安全等に関し、HACCPの基礎的知識を習得するための研修を実施した。また、各法令に基づく立入検査に関する知識及び技術を習得するため、JAS法及び食品表示法立入検査員内部研修、肥料及び土壤改良資材の法令等研修、飼料及びペットフードの法令 	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：計画のとおり検査等業務の的確な遂行に必要な研修を計画的に実施しており、所期の目標を達成している。</p>	

			<p>等研修、農薬取締法に基づく農薬等の集取及び立入検査に係る研修等を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格取得研修 5件 ISO9000審査員研修、農薬GLP基礎研修等の資格取得に係る研修等を行った。 ・その他 1件 放射線障害予防規程に基づく教育・訓練を実施した。 	
<p>(4) 関係機関との連携</p> <p>① 国民生活センターとの連携</p> <p>独立行政法人国民生活センターとの連携については、同センターが実施する商品テスト事業に必要な分析のうちFAMICのみが分析可能な項目を対象に、具体的な項目についてあらかじめ協議する仕組みを定めた両者間の協定に基づき、適切に対応する。</p>	<p>(4) 関係機関との連携</p> <p>① 国民生活センターとの連携</p> <p>独立行政法人国民生活センターとの連携については、両者間の協定に基づき、適切に対応する。</p>	<p><その他の指標></p> <p>◇ 国民生活センターからの依頼による分析</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>① (独)国民生活センター(以下「国セン」という。)との協定(平成23年5月17日締結)に基づき、FAMICが分析対応する事案はなかった。</p> <p>なお、国センとの合意(平成20年3月3日合意)に基づきFAMICの主催する研修会の講師として国セン職員の招へい(1回)、本部に設置されたPIONETの端末の利用等の連携を図った。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：-</p> <p>根拠：実績がないため評価せず。</p> <p>なお、指標のない業務については計画のとおり適切に実施している。</p>
<p>② 国際技術協力要請</p> <p>独立行政法人国際協力機構等の関係機関からの国際技術協力等の要請については、国内活動及び専門家の海外派遣を行うとともに、海外からの研修員の受入れを行う。</p>	<p>② 国際技術協力要請</p> <p>農林水産省、独立行政法人国際協力機構等の関係機関からの国際技術協力等の要請については、国内活動及び専門家の海外派遣を行うとともに、海外からの研修員の受入れを行う。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>◇ 専門家の派遣実施率：100% (派遣実施件数/依頼件数)</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>② (独)国際協力機構(JICA)等からの要請を踏まえ、以下の取組を行った。</p> <p>JICA及び韓国国立畜産科学院から技術協力専門家の派遣要請があり、職員を3回(4名)派遣した。</p> <p>【実施率100%(3/3)】</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：要請のあった技術協力専門家の派遣実施率が100%であり、事業計画における初期の目標を達成している。</p>
		<p><主な定量的指標></p> <p>◇ 海外からの研修員の受入実施率：100% (受入件数/依頼件数)</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>JICAからの要請により海外からの研修員を受入れ、飼料安全制度、飼料の分析技術等に関する研修を1回(延べ3か国、10名)実施した。</p> <p>【実施率100%(1/1)】</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：要請のあった海外からの研修員受入実施率が100%であり、事業計画における初期の目標を達成している。</p>

4. その他参考情報

様式 3-1-4-2 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 平成28年度自己評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第2-1	業務運営の改善		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省28-① 行政事業レビューシート事業番号：0002

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
業務運営の改善	業務運営の改善状況	—	業務運営懇談会1回開催 無駄削減プロジェクトチーム2回開催	業務運営懇談会1回開催 環境配慮・無駄削減推進委員会3回開催				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
		<p><主な定量的指標></p> <p>○ 業務運営の改善 中項目の評定は、小項目別(◇)の評定結果の積み上げにより行うものとする。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定： B 根拠：◇小項目1（項目）×2点（B）＝2点 B：基準点（2）×9/10 ≤ 各小項目の合計点（2）<基準点（2）×12/10 <課題と対応> 引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。</p>		評定
<p>1 業務運営の改善</p> <p>業務運営の改善を推進するため、「国の行政の業務改革に関する取組方針～行政のICT化・オープン化、業務改革の徹底に向けて～」(平成26年7月25日総務大臣決定)等を踏まえ、法人運営に関する重要事項や業務の進捗状況について評価・点検するとともに、国民目線を取り入れた業務改善活動の取組を行う。</p>	<p>1 業務運営の改善</p> <p>効率的な法人運営と継続的な業務改善活動を推進するため、次の取組を行う。</p> <p>① 効率的・効果的な業務運営が行われているか確認するため、四半期毎に予算の執行状況及び業務の進捗状況を役員会で審議する。</p> <p>② 外部の有識者を含めた業務運営に関する懇談会</p>	<p><その他の指標></p> <p>◇ 業務運営の改善状況</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>効率的な法人運営と継続的な業務改善活動を推進するため、次の取組を行った。</p> <p>① 事業計画に基づく各部門の業務進捗状況を四半期ごとに取りまとめ、役員会において法人運営に関する重要事項や業務の進捗状況について審議することにより、予算の執行状況と業務の進捗状況を一体的に把握し、以後の業務執行に対する指示を行った。</p> <p>② 外部の有識者の参画による「業務運営懇談会」を開催し、平成27年度の業務実績評価、平成28年度事業計画と実施状況などについて説明を行った。外部の有識者からは、「広報誌やホームページを充実して、一般市民への認知をもっと高めていただきたい。」等</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定： B 根拠：計画のとおり業務運営の改善の取組を実施しており、目標の水準を満たしている。</p>	

	<p>を年1回開催し、業務運営全般についての助言を受けることにより、国民の目線を取り入れた業務改善活動を行う。</p> <p>③ 業務運営の改善を推進するため、役職員からなる無駄削減プロジェクトチームにおいて、「国の行政の業務改革に関する取組方針 ～行政のICT化・オープン化、業務改革の徹底に向けて～」（平成26年7月25日総務大臣決定）等を踏まえ、業務改善が図られる取組の検討を行う。</p>		<p>の意見を受けた。外部の有識者からの意見に対応して適宜改善を図るとともに、その対応状況についてフォローアップを行い、平成29年度の業務運営懇談会で報告することとしている。</p> <p>（フォローアップの具体例）</p> <p>意見： F A M I Cの特徴の一つとして強い公権力を持つことがある。国民の信頼を得て公権力を行使することが大事である。このためには分析の信頼性確保が何よりも重要であると考え。分析技術については常に最新のものに更新していく必要がある。</p> <p>対応： 分析試験を伴う検査等業務の信頼性を確保するため、ISO/IEC17025の考え方により、作業手順書等の基準文書に基づく業務管理及び技術管理を推進し、外部技能試験への参加等、個別の分析業務の目的に応じた精度管理を実施している。最新の分析技術・機器については、個別業務の目的に応じて費用等を勘案し、導入できるものがあれば検討して参りたい。</p> <p style="text-align: right;">他5件</p> <p>③ 業務運営の改善を推進するため、役職員からなる無駄削減プロジェクトチームの会合を1回開催した。</p> <p>また、平成28年11月に環境委員会と統合し、環境配慮・無駄削減推進委員会とし、会合を2回開催した。</p>	
--	--	--	--	--

4. その他参考情報

様式 3-1-4-2 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 平成28年度自己評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第2-2	業務運営コストの縮減		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省28-① 行政事業レビューシート事業番号：0002

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
(1) 業務運営コストの縮減 (一般管理費削減率)	3%以上の抑制	359,524千円 (合同庁舎維持分担金除く)	4.5%削減 (496,799千円)	6.8%削減 (335,185千円)				経常経費のみを比較している。
(業務経費削減率)	1%以上の抑制	765,336千円(27年度評価) 669,378千円(28年度評価)	12.5%削減 (669,378千円)	7.3%増加 (718,713千円)				〃
(2) 業務運営コストの縮減状況	業務運営コストの縮減状況	—	アウトソーシング6件、無駄削減の取組目標の策定・実施	アウトソーシング6件、分析機器の集約化				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
		<p><主な定量的指標></p> <p>○ 業務運営コストの縮減中項目の評定は、小項目別(◇)の評定結果の積み上げにより行うものとする。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定： B</p> <p>根拠：◇小項目3(項目)×2点(B)=6点</p> <p>B：基準点(6)×9/10 ≤ 各小項目の合計点(6) < 基準点(6) × 12/10</p> <p><課題と対応></p> <p>引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。</p>		<p>評定</p>
2 業務運営コストの縮減 (1) 運営費交付金を充当して行う事業については、業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費(人件費を除く。)については少なくとも平成27年度比3%以上の抑制、業務経費については少なくとも	2 業務運営コストの縮減 (1) 人件費を除く運営費交付金を充当して行う事業について、少なくとも平成27年度比で一般管理費(合同庁舎維持等分担金を除く。)を3%以上、業務経費を1%以上抑制することを目標に、(2)による業務の見直	<p><主な定量的指標></p> <p>◇ 一般管理費削減率：3%以上</p> <p>◇ 業務経費削減率：1%以上</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>(1) 人件費を除く運営費交付金で行う事業については、平成27年度と比較すると一般管理費については6.8%減、業務経費については7.3%増加となった。</p> <p>(参考：28年度評価における考慮事項)</p> <p>27年度の業務経費は、契約履行期限の制約による執行見送り、農林水産省の組織見直しに伴う平成27年度に限った一部業務の縮減などの外的要因があり、執行予</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定： B</p> <p>根拠：一般管理費は平成27年度比6.8%削減となった。業務経費は平成27年度比7.3%の増加となったが、参考のとおり27年度の外的要因を踏まえて算定すると</p>	

<p>も平成27年度比1%以上の抑制をすることを目標に、削減する。</p>	<p>し及び効率化を進める。</p>		<p>定額の66(百万円)が未執行となった。このため27年度は例年と比較すると決算額が大幅に減少した。(別表図2-2-1参照)</p> <p>28年度の評価にあたっては、執行額の抑制を経年的に評価するため、対象となる27年度について決算額に外的要因にかかる未執行額を加え、以下のとおり算定した。</p> <p>「27年度の算定」 (決算額)+(外的要因にかかる未執行額) = 735(百万)</p>	<p>27年度比2.3%の削減となり、計画における所期の目標は実質的に達成していると考えられる。</p>
<p>(2) 業務運営コストの削減に当たっては、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)等を踏まえ、業務フロー・コスト分析を実施する。また、業務運営の効率化が図られるものについては、アウトソーシング等を実施する。</p>	<p>(2) 業務運営コストの削減に当たっては、次の取組を行う。</p> <p>① 関連規程等に基づき積極的にアウトソーシングを実施する。 また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)に基づき、業務運営の効率化を図るため、業務フロー・コスト分析を実施する。</p> <p>② 設置している分析機器等については、その稼働状況や不具合の有無等の調査を定期的に行い、調査結果に基づいて他のセンター等への移設や他の検査等業務での有効活用を図るとともに、更新時期の延長等に資するため、効果的な保守点検を行う。</p> <p>③ 役職員からなる無駄削減プロジェクトチームにおいて、一般管理費について経費節減の余地がないか等の見直しを引き続き行い無駄削減の取組目標を定め、厳格な自己評</p>	<p><その他の指標> ◇ 業務運営コストの削減状況</p>	<p>(2) 業務運営コストの削減に当たっては、次の取組を行った。</p> <p>① 「アウトソーシング実施規程」に基づき、外部委託することにより業務運営の効率化に資するものとして、次に掲げる業務についてアウトソーシングを行い、業務の効率化を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・残留農薬分析用混合標準液及びかび毒分析用混合標準液の調製作業 ・メールマガジンの配信作業 ・広報誌の編集及び発送作業 ・技術情報等の翻訳作業 ・JAS規格見直しに係るアンケート調査票の発送・集計作業(ホームページを活用したアンケート調査の実施を含む。) ・ITヘルプデスク業務 <p>また、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」(平成25年8月1日官民競争入札等監理委員会改訂)を踏まえ、旅費事務について業務フロー・コスト分析を実施した。</p> <p>② 分析機器等については、稼働状況を踏まえ、センター内又はセンター間で集約化を実施するとともに、点検内容を見直すことで点検費用を平成27年度実績に比べ700万円程度削減した。更新時期の延長等に資するため、点検等に係る統一的な基準である「FAMICにおける分析機器整備・管理方針」に基づき、効果的な保守点検を行った。</p> <p>③ 環境配慮・無駄削減推進委員会において、一般管理費について経費節減の余地がないか等の見直しを引き続き行い、無駄削減の取組目標を定め、平成29年3月に目標の達成状況を評価するための会議を開催し、</p>	<p><評定と根拠> 評定：B 根拠：計画のとおり業務運営コストの削減に取組み、目標の水準を満たしている。</p>

	価を行う。	自己評価を行った。(表2-2-1参照) なお、無駄削減プロジェクトチームと環境委員会は、 取り組み内容が重複していること、構成員がほぼ同一 であることから、平成28年11月に両組織を統合し、 環境配慮・無駄削減推進委員会とした。	
--	-------	--	--


4. その他参考情報

様式 3-1-4-2 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 平成28年度自己評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第2-3	人件費の削減等		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省28-① 行政事業レビューシート事業番号：0002

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
人件費の削減	人件費（平成27年度予算額以下）	4,439,471千円 (平成27年度予算額)	4,203,163千円 (実績額)	4,261,626千円 (実績額)				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
		<p><主な定量的指標></p> <p>○ 人件費の削減等</p> <p>中項目の評価は、小項目別(◇)の評価結果の積み上げにより行うものとする。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定： B</p> <p>根拠：◇小項目1（項目）×2点（B）＝2点</p> <p>B：基準点（2）×9/10 ≤ 各小項目の合計点（2）<基準点（2）×12/10</p> <p><課題と対応></p> <p>引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。</p>		評定
<p>3 人件費の削減等</p> <p>給与水準については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）を踏まえ、国家公務員の給与を参酌するとともに、役職員の給与のあり方について検証し、その検証結果や取組状況をホームページにおいて公表するとともに、総人件費を平成27年度以下とする。</p> <p>また、役職員の給与改定に当たっては、「公務員の給与</p>	<p>3 人件費の削減等</p> <p>給与水準については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）を踏まえ、国家公務員の給与を参酌するとともに、役職員の給与のあり方について検証し、その検証結果や取組状況をホームページにおいて公表するとともに、総人件費を平成27年度以下とする。</p> <p>また、役職員の給与改定に当たっては、「公務員の給与改</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>◇ 人件費（平成27年度予算額以下）</p> <p>ただし、退職金及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに非常勤役職員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>給与水準については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）を踏まえ、国家公務員の給与を参酌し、国と同水準を維持しており、平成28年度のラスパイレス指数（事務・技術職員）は99.2であった。</p> <p>役職員の報酬・給与等については、報酬水準の妥当性に係る検証結果や取組状況について平成27年度分までをホームページにおいて公表した。</p> <p>また、役職員の給与改定に当たっては、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成27年12月4日閣議決定）等を踏まえ、職員給与規程を改正し、一般職員俸給表を平成28年1月から平均0.4%、平成28年12月からはさらに平均0.2%引上げ、併せて勤勉手当及び</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定： B</p> <p>根拠：人件費は平成27年度以下であり、計画における所期の目標を達成している。</p>	

<p>改定に関する取扱いについて」(平成27年12月4日閣議決定)に基づき適切に実施する。</p>	<p>定に関する取扱いについて」(平成27年12月4日閣議決定)を踏まえ、適切に対応する。</p>	<p>期末特別手当の支給割合の引上げ等を行ったところである。</p> <p>総人件費については、業務の効率化を図ることにより、常勤職員数を平成28年1月1日時点(※)の634名から633名(平成29年1月1日時点)と1名削減した。平成27年度と比較して人件費(退職金及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)並びに非常勤役員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。)を4.0%削減した。</p> <p>※ 独立行政法人通則法第60条の規定による常勤職員数の国会報告基準日である。</p>	
---	---	--	---

4. その他参考情報

様式 3-1-4-2 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 平成28年度自己評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第2-4	調達等合理化の取組		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省28-① 行政事業レビューシート事業番号：0002

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
調達等合理化の取組（一者応札・応募割合）	競争性のある契約に占める一者応札・応募割合	44%以下	39%	43%				
調達等合理化の取組（随意契約によることのできる事由の明確化）	随意契約によることのできる事由の明確化	—	契約監視委員会による事後評価の実施	契約監視委員会による事後評価の実施				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
		<p><主な定量的指標></p> <p>○ 契約の点検・見直し 中項目の評価は、小項目別(◇)の評価結果の積み上げにより行うものとする。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定： B 根拠：◇小項目2（項目）×2点（B）＝4点 B：基準点（4）×9/10 ≤ 各小項目の合計点（4）<基準点（4）×12/10 <課題と対応> 引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。</p>		評定
<p>4 調達等合理化の取組</p> <p>調達等合理化の取組については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）等を踏まえ公正かつ透明な調達手続きによる適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、FAMICが策定する「調達等合理化計画」を着実に実施し、以下の取組を行う。</p>	<p>4 調達等合理化の取組</p> <p>公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を促進するため、次の取組を行う。</p> <p>(1) 調達等合理化の取組については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）等に基づき策定する「調達等合理化計画」を着実に実施する。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>◇ 競争性のある契約に占める一者応札・応募割合：44%以下（平成24年度から平成26年度までの3年間の平均を上回らないこととする。）</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を促進するため、次の取組を行った。</p> <p>(1) 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）等に基づき、「調達等合理化計画」を策定し実施した。（表2-4-1参照）</p> <p>(2) 一者応札・応募の改善については、引き続き、メールマガジン等を活用した調達情報の提供、仕様書の見直しや公告期間を十分確保する等の取組を行った。その結果、一者応札・応募の割合は件数で43.2%とな</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定： B 根拠：計画のとおり調達等合理化計画に基づく一者応札・応募の改善に取り組んでおり、目標の水準を満たしている。</p>	

<p>(1) 契約については原則一般競争入札とし、一者応札・応募等の改善に不断に取り組み、競争性のある契約に占める一者応札・応募割合を44%以下とする。</p>	<p>(2) 一般競争入札については、幅広く周知し、仕様書の見直しや公告期間を十分確保する等の改善に不断に取り組み、一層の競争性が確保されるように努める。また、契約監視委員会からの指摘事項については、改善のための確実な取組を行う。</p>		<p>り目標の44%を下回った。</p> <p>これら一者応札・応募の案件については、契約監視委員会において審議及びフォローアップを行うとともに、当該委員会概要をホームページで公表した。また、改善の取組として、引き続きアンケートによる事業者への聞き取りを行い、当該アンケート結果を受け、契約から納品までの期間を十分とるなど、入札条件の改善を図った。</p> <p>また、過去の不適正経理に係る再発防止強化策をはじめとする発注・検収事務に係る自己点検を行い、当該点検の結果、適切に処理されていることを確認した。加えて、担当者会議を開催して、他センターの処理状況や処理における問題点について情報共有するとともに、外部講師による研修会を開催し、不祥事の未然防止・再発防止の意識の高揚に努めた。</p>		
<p>(2) 随意契約については「独立行政法人の随意契約に係る事務について」（平成26年10月1日付け総管第284号総務省行政管理局長通知）に基づき、随意契約によることのできる事由を明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。</p>	<p>(3) 随意契約については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）、「独立行政法人の随意契約に係る事務について」（平成26年10月1日付け総管第284号総務省行政管理局長通知）が発出されたことにより、随意契約によることのできる事由を明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。</p> <p>(4) 調査研究業務に係る調達については、透明性を高める観点から、他の独立行政法人の優良な事例等を収集し、応用の可能性を検討する。</p> <p>(5) 密接な関係にあると考えられる法人と契約する場合には、契約締結日、契約先の名称、契約金額等の情報に併せ、当該法人への再就</p>	<p><その他の指標></p> <p>◇ 随意契約によることのできる事由の明確化</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>(3) 随意契約については平成27年7月に改正した契約事務取扱規程に基づき、随意契約による事由を明確にした「随意契約理由書」により、公平性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施するとともに、調達等合理化検討会において当該調達手続について点検を受けた。</p> <p>また、平成28年6月に策定した「調達等合理化計画」に基づき、競争性のない随意契約の減少に努めた。競争性のない契約件数は10件であったが、いずれも取扱業者が特定され、競争の余地がないものとして、随意契約による事由を明確にし、当該事由については契約監視委員会において事後評価が行われ、その妥当性を確認した。（表2-4-2参照）</p> <p>(4) 調査研究業務に係る調達について、平成23年2月に開催された「研究開発事業に係る調達の在り方に関する連絡会議（関係府省）」及び「同検証会議（関係法人）」における検討内容の情報収集を行うとともに、FAMICでの応用の可能性について検討を行った結果、新たに応用できる事例は見受けられなかった。</p> <p>(5) FAMICで管理監督の地位にあった者が再就職しており、かつ、FAMICとの間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている法人との契約した場合には、平成23年7月1日の入札公告等に係る契約からFAMICのホームページで公表する</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：計画のとおり調達等合理化計画に基づく随意契約における事由の明確化等に適切に取り組んでおり、目標の水準を満たしている。</p>	

	<p>職の状況、当該法人との間の取引等の状況をホームページで公表する。</p> <p>(6)「公益法人に対する支出の公表・点検の方針について」(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づき公表及び点検・見直しを着実に実施する。</p>		<p>こととしており、平成28年度は該当する契約はなかった。</p> <p>(6)「公益法人に対する支出の公表・点検の方針について」(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づき、平成27年度における公益法人への支出状況等をホームページに公表した。</p> <p>なお、農林水産省によるFAMICから公益法人への支出に係る点検の結果、見直しを行う必要のある支出はなかった。</p>	
--	---	--	--	--

<p>4. その他参考情報</p>

様式 3-1-4-2 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 平成28年度自己評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第3-1	保有資産の見直し等		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省28-① 行政事業レビューシート事業番号：0002

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
保有資産の見直し等	保有資産の見直し状況	—	特許権の放棄2件	特許権の放棄2件				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
		<p><主な定量的指標></p> <p>○ 保有資産の見直し等 中項目の評定は、小項目別(◇)の評定結果の積み上げにより行うものとする。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定： B 根拠：◇小項目1（項目）×2点（B）＝2点 B：基準点（2）×9／10 ≦ 各小項目の合計点（2）<基準点（2）×12／10 <課題と対応> 引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。</p>		評定
1 保有資産の見直し等 保有資産の見直し等については、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について」（平成26年9月2日付け総管査第263号総務省行政管理局長通知）に基づき、保有の必要性を不断に見直し、保有の必要性が認められないものについては、不要財産として国庫納付等を行うこととする。	4 保有資産の見直し等 保有資産の見直し等については、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について」（平成26年9月2日付け総管査第263号総務省行政管理局長通知）に基づき、保有の必要性を確認し、保有の必要性が認められないものについては、不要財産として国庫納付等を行うこととする。	<p><その他の指標></p> <p>◇ 保有資産の見直し状況</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>保有資産の見直し等については、保有している庁舎及びその敷地3箇所（農薬検査部、神戸センター、福岡センター）、ほ場1箇所（岩槻ほ場）、分析機器等について、利用・稼働状況に係る調査を実施し、保有の必要性の見直しを行った。（表3-1-1参照）</p> <p>なお、宿舍及び福利厚生施設は保有していない。</p> <p>特許権4件については登録・保有コストを削減する観点から、役職員で構成する職務発明審査会において、保有する特許について保有の必要性の検証を行った。その結果、実施許諾実績及び保有コスト等を踏まえ、「プライマー配列」及び「動物由来DNA検出用プライマー配列」を放棄することとし、この他は維持した。（表3-1-2参照）</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定： B 根拠：計画のとおり保有資産の必要性について見直ししており、目標の水準を満たしている。</p>	

4. その他参考情報

様式 3-1-4-2 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 平成28年度自己評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第3-2	自己収入の確保		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省28-① 行政事業レビューシート事業番号：0002

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
自己収入の確保	自己収入確保の状況	—	—	・講習会の実施 ・講師派遣の周知・広報 ・保有特許の周知・広報 ・手数料の見直し				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
		<p><主な定量的指標></p> <p>○ 自己収入の確保</p> <p>中項目の評定は、小項目別(◇)の評定結果の積み上げにより行うものとする。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：◇小項目1（項目）×2点（B）＝2点</p> <p>B：基準点（2）×9／10 ≤ 各小項目の合計点（2）<基準点（2）×12／10</p> <p><課題と対応></p> <p>引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。</p>		評定
<p>2 自己収入の確保</p> <p>FAMICの事業の目的を踏まえつつ、依頼に基づく検査及び講師の派遣等について適切に対応するとともに、受益者の負担の水準について不断の見直しを図ること等により、自己収入の確保に努める。</p>	<p>5 自己収入の確保</p> <p>自己収入を確保するため、次の取組を行う。</p> <p>(1) 主催講習会の実施については、ニーズの把握に努め、適切に実施する。</p> <p>(2) 事業者、生産者、都道府県等からの依頼に基づく検査及び講師派遣等について、ホームページ、メールマガジン、広報誌等を通じて周</p>	<p><その他の指標></p> <p>◇ 自己収入確保の状況</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>自己収入を確保するため、次の取組を行った。</p> <p>(1) 講習事業については、アンケート調査や聞き取りによりニーズを把握し適切に実施した。</p> <p>(2) 事業者等が主催する講習会へ有料で講師派遣を行っていること等について、引き続きホームページ、メールマガジン等を通じて周知・広報を行った。</p> <p>(3) 特許収入の拡大に資するよう、現在業務に活用している特許については引き続き独立行政法人工業所有権情報・研修館の開放特許情報データベースでの掲載等により周知・広報を図った。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：計画のとおり自己収入を確保するための取組を行っており、目標の水準を満たしている。</p>	

	<p>知・広報を行う。</p> <p>(3) 保有の必要性が認められる特許権については、特許による収入を図るため周知・広報する。</p> <p>(4) 役員会等において手数料の見直しを行い、必要に応じて改定する。</p> <p>(5) 寄付金の申し出があった場合には、当該申出者とFAMICの業務との関係に留意して適切に対応する。</p>	<p>(4) 講師派遣等に係る手数料については、最新の根拠資料に基づき試算し、手数料等の単価を改定した。また、改定内容はホームページに掲載し、事業者等に周知を図った。</p> <p>(5) 寄付の申し出については該当する事案はなかった。</p>	
--	---	--	--

4. その他参考情報

様式3-1-4-2 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 平成28年度自己評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第3-3	予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省28-① 行政事業レビューシート事業番号：0002

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
経費（業務経費及び一般管理費）節減に係る取組	経費（業務経費及び一般管理費）節減に係る取組	—	経費（業務経費及び一般管理費）節減に係る取組の実施	経費（業務経費及び一般管理費）節減に係る取組の実施				
法人運営における資金の配分状況	法人運営における資金の配分状況	—	適切に資金を配分した	適切に資金を配分した				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
		<p><主な定量的指標></p> <p>○ 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>中項目の評定は、小項目別（◇）の評定結果の積み上げにより行うものとする。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定： B</p> <p>根拠：◇小項目2（項目）×2点（B）＝4点</p> <p>B：基準点（4）×9/10 ≤ 各小項目の合計点（4）<基準点（4）×12/10</p> <p><課題と対応></p> <p>引き続き適切に対応する。</p>		評定
—	<p>1 予算</p> <p>2 収支計画</p> <p>3 資金計画</p>	<p><その他の指標></p> <p>◇ 経費（業務経費及び一般管理費）節減に係る取組</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>平成28年度においても予算の執行を適切に行い、平成27年度に引き続き、業務経費、一般管理費の削減に取り組んだ。財務諸表等参照。</p> <p>独立行政法人通則法第39条の規定に基づき、平成28年度の財務諸表等について監査法人による監査を受けた。その結果、会計報告については準拠すべき会計基準に従い適正に処理されていること、また、財務状況、運営状態等に関する情報が正しく表示されていることが確認された。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定： B</p> <p>根拠：経費（業務経費及び一般管理費）節減に係る取組を実施した。</p>	
	—	<p><その他の指標></p> <p>◇ 法人運営における資</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>平成27年度から行政執行法人へ移行し、単年度管理型</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定： B</p>	

		金の配分状況	の経理となったことから、予算不足が生じないように定期的に執行状況を把握するとともに、適切かつ効率的な資金配分を行った。(表3-3-1参照)	根拠：適切に資金を配分した。	
--	--	--------	---	----------------	--

4. その他参考情報

様式 3-1-4-2 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 平成28年度自己評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第3-4	短期借入金の限度額		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビ ュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な 情報
短期借入金の限度額	法人の短期借入金 について、借入に 至った理由及び使 途、金額及び金利、 返済の見込み	—	実績なし	実績なし				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
		<p><主な定量的指標></p> <p>○ 短期借入金の限度額 中項目の評定は、小項 目別（◇）の評定結果の 積み上げにより行うもの とする。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><評定と根拠></p> <p>評定： —</p> <p>根拠：実績がないため評価せず</p> <p><課題と対応></p> <p>引き続き適切に対応する。</p> </div>		評定
—	<p>第4 短期借入金の限度額</p> <p>平成28年度：9億円 (想定される理由)</p> <p>運営費交付金の受入れ が遅延</p> <p>公務災害及び通勤災害 が発生した場合の災害補 償費</p>	<p><その他の指標></p> <p>◇ 法人の短期借入金に ついて、借入に至った 理由及び使途、金額及 び金利、返済の見込み</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>該当する事案はなかった。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定： —</p> <p>根拠：実績がないため評 価せず</p>	

4. その他参考情報

様式 3-1-4-2 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 平成28年度自己評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第4-1	職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省28-① 行政事業レビューシート事業番号：0002

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
職員の人事に関する計画 (人事評価システムによる評価の実施、システムの見直し)	人事評価システムによる評価の実施、システムの見直し	—	人事評価システムによる評価及びシステムの見直しを実施した。	人事評価システムによる評価を実施した。				
職員の人事に関する計画 (女性登用の促進状況)	女性登用の促進状況	—	①役員に占める女性の割合は16.7% ②管理職に占める女性の割合は5.9%	①役員に占める女性の割合は16.7% ②管理職に占める女性の割合は8.2%				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
		<p><主な定量的指標></p> <p>○ 職員の人事に関する計画</p> <p>中項目の評定は、小項目別(◇)の評定結果の積み上げにより行うものとする。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定： B</p> <p>根拠：◇小項目2（項目）×2点（B）＝4点</p> <p>B：基準点（4）×9／10 ≤ 各小項目の合計点（4）<基準点（4）×12／10</p> <p><課題と対応></p> <p>引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。</p>		評定
1 職員の人事に関する計画 FAMICの人事評価システムにより職員個々の能力や実績等を的確に把握して適材適所の人材配置を行い、職員の意欲向上、能力の最大化を図る。 また、業務の円滑な推進	2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。） FAMICの人事評価システムにより職員個々の能力や実績等を的確に把握して適材適所の人材配置を行い、職員の意欲向上、能力の最大化を	<p><その他の指標></p> <p>◇ 人事評価システムによる評価の実施、システムの見直し</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>職員の人事については、本人の希望等も尊重しつつ、人事評価システムによる評価を実施することにより職員それぞれの能力や実績の要素を総合的に判断し、人材配置を行った。</p> <p>人事評価システムについては、検証を行った結果、平成28年度においては見直しはなかった。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定： B</p> <p>根拠：計画のとおり人事評価システムによる評価及び見直しのための検証を実施しており、目標の水準を満たしている。</p>	

<p>を図るため、農林水産省等との計画的な人事交流や研修等により職員の資質の向上を図るとともに、必要な人材の確保を行う。</p> <p>「独立行政法人等における女性の登用推進について」(平成26年3月28日付け閣総第175号及び府共第211号内閣官房内閣総務官、内閣府男女共同参画局長通知)を踏まえ、女性登用の目標達成のための取組を推進する。</p>	<p>図る。</p> <p>また、農林水産行政との連携を図り、業務の円滑な推進を図るため、次の取組を行う。</p> <p>(1) 適切かつ効率的な業務運営を図るため、業務の重点化及び効率化を行うとともに、適切な要員、人事配置を行う。</p> <p>(2) 平成28年度の常勤職員数は、前年度を上回らないものとする。</p> <p>(3) 人事交流については、農林水産省等と計画的に実施することとし、諸事情に即し、一方に偏らないことを基本とする。</p> <p>(4) 職員の採用に当たっては人事院が行う学生への説明会、大学等が行う就職説明会等への参加や、インターネット等を活用した広報活動とともに、分析の基礎的能力、農林水産物や食品、農業生産資材に関する専門的知識等を有する農学、化学等及び行政の試験区分の国家公務員試験合格者等から採用する。</p>		<p>(1) 適切な要員・人事配置</p> <p>適切かつ効率的な業務運営を図るため、本部及び地域センター等の全ての業務部門においてスタッフ制を採用し、業務の進捗状況や内容の変化等に対応した職員の集中的かつ機動的な配置を実施した。</p> <p>(2) 常勤職員数</p> <p>平成28年度の常勤職員数は633名(平成29年1月1日)となり、前年度634名(平成28年1月1日)を下回った。</p> <p>(3) 人事交流</p> <p>職員のスキルアップや視野を広げる等組織の活性化や業務の円滑な推進を図るため、国の機関や他の法人等との人事交流を一方に偏らないよう計画的に実施した。(転出48名、転入41名)</p> <p>(4) 新規採用</p> <p>職員の採用にあたっては、人事院主催の学生への説明会や大学主催の就職説明会等に参加するとともにインターネット等を活用した広報活動を行い、農学、化学等及び行政の試験区分の国家公務員合格者から18名を採用した。</p>	
	<p>(5) 女性登用の促進については次の取組を行う。</p> <p>① 役員に占める女性の割合(16.7%)を維持する。</p> <p>② 管理職に占める女性の割合を前年度から0.9ポイント増加させる。</p> <p>(6) 給与水準については、国家公務員の給与を参酌するとともに、役職員の給与の</p>	<p><その他の指標></p> <p>◇ 女性登用の促進状況</p>	<p>(5) 女性登用の促進</p> <p>① 役員に占める女性の割合は16.7%となり、現状を維持した。</p> <p>② 管理職に占める女性の割合は8.2%であり、前年度の5.9%から2.3ポイント増加した。</p> <p>(6) 給与水準</p> <p>給与水準については、国家公務員の給与を参酌するとともに、役職員の給与のあり方について検証し、その検証結果や取組状況をホームページにおいて公表した。また、総人件費についても平成27年度以下とした(人事院勧告を踏まえた給与改定分を除く。)。さらに役職員の</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：計画のとおり役員に占める女性の割合は維持し、管理職に占める女性の割合を増加させており、目標の水準を満たしている。</p>

	<p>あり方について検証し、その検証結果や取組状況をホームページにおいて公表するとともに、総人件費を平成27年度以下とする。</p> <p>また、役職員の給与改定に当たっては、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）を踏まえ、適切に対応する。</p>	<p>給与改定に当たっては「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」を踏まえ、適切に対応した。</p>	
--	---	---	--

4. その他参考情報

様式 3-1-4-2 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 平成28年度自己評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第4-2	内部統制の充実・強化		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュ —	政策評価書：事前分析表農林水産省28-① 行政事業レビューシート事業番号：0002

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な 情報
(1) 行動理念、行動方針、コンプライアンス基本方針等の見直し状況	行動理念、行動方針、コンプライアンス基本方針等の見直し	—	内部統制規程及びリスク管理規程を制定	リスク管理規程を改正				
(2) リスク評価の実施状況、当該リスク評価に基づく低減策の検討状況	リスク評価の実施状況、当該リスク評価に基づく低減策の検討	—	リスク管理委員会を設置・4回開催	リスク管理委員会を3回開催				
(3) ガバナンスの確保状況	ガバナンスの確保	—	役員会15回開催	役員会13回開催				
(4) 監事監査の体制の整備	監事監査の体制の整備	—	監事会16回開催	監事会16回開催				
(5) 内部監査の実施状況	内部監査の実施	—	内部監査を適切に実施	内部監査を適切に実施				
(6) マネジメントレビューの実施状況	マネジメントレビューの実施	—	マネジメントレビュー会議1回開催	マネジメントレビュー会議1回開催				
(7) 法令遵守状況	法令遵守	—	コンプライアンス委員会2回開催	コンプライアンス委員会1回開催				
(8) 情報の公開及び個人情報保護に関する対応状況	情報の公開及び個人情報保護に関する対応	—	情報の公開及び個人情報保護に関する対応3件	情報の公開及び個人情報保護に関する対応2件				
(9) 事故及び災害の未然防止に係る体制の整備	事故及び災害の未然防止に係る体制の整備	—	労働安全衛生マネジメントシステム実施要領の策定	化学物質のリスクアセスメントの実施、ストレスチェックの導入				
(10) 環境負荷の低減に資する物品調達状況	環境負荷の低減に資する物品調達	—	環境物品等の調達目標の設定・実施	環境物品等の調達目標の設定・実施				
(11) 防災体制等の見直し状況	防災体制等の見直し	—	業務継続計画の策定	避難訓練の実施、安否確認システムの周知				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
2 内部統制の充実・強化 「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備について」(平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知)に基づき業務方法書に定めた事項を適正に実行するなど、内部統制システムの更なる充実・強化を図る。	4 その他年度目標を達成するために必要な事項 (1) 内部統制の充実・強化 「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備について」(平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知)に基づき業務方法書に定めた事項を適正に実行するなど、内部統制システムの更なる充実・強化を図るため、次の取組を行う。	<主な定量的指標> ○ 内部統制の充実・強化 中項目の評定は、小項目別(◇)の評定結果の積み上げにより行うものとする。	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <評定と根拠> 評定： B 根拠：◇小項目11(項目)×2点(B)=22点 B：基準点(22)×9/10 ≤ 各小項目の合計点(22) < 基準点(22)×12/10 <課題と対応> 引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。 </div>		評定
(1) 行動理念、行動方針、コンプライアンス基本方針等内部統制推進上の基本的な方針や規程類について、内部統制に係る活動の体系的な実施の観点から、必要に応じ見直しを行う。	① 行動理念、行動方針、コンプライアンス基本方針等の内部統制を推進上の基本的な方針や規程類の見直しの必要性について検討を行い、必要に応じて改訂する。	<その他の指標> ◇ 行動理念、行動方針、コンプライアンス基本方針等の見直し状況	<主要な業務実績> 理事長のリーダーシップの下で効率的・効果的な業務運営を推進するため、次の取組を通じ内部統制の更なる充実・強化を図った。 ① 行動理念、行動方針、コンプライアンス基本方針等の内部統制推進上の基本的な方針や規程類の見直しの必要性について検討を行うとともに、内部統制の一層の充実を図るため、理事長のリーダーシップの下、内部統制規程に基づいて内部統制委員会を開催しリスク管理対応体制の改善等に取り組んだ。	<評定と根拠> 評定： B 根拠：計画のとおり内部統制を推進するため、理事長のリーダーシップの元で内部統制委員会等を開催するなどしてリスク管理体制の確立に取り組んでおり、目標の水準を満たしている。	
(2) 業務実施上のリスクについて、識別、評価、管理を適切に行うため、必要に応じ規程類及びリスク管理体制の見直しを実施する。	② 業務実施上のリスクの識別、評価、管理を適切に行うため、必要に応じ関係規程類及びリスク管理体制の見直しを実施する。	<その他の指標> ◇ リスク評価の実施状況、当該リスク評価に基づく低減策の検討状況	<主要な業務実績> ② 業務実施上のリスクの識別、評価、管理を適切に行うため、リスク管理規程を改正し、リスク管理委員会の審議事項に内部監査規程に基づく報告等を追加するなど、リスク管理体制の充実を図った また、リスク管理委員会を3回開催し、平成28年度下期に重点的にリスク管理措置を実施する事項の選定と対応実績の確認、平成29年度に重点的にリスク管理措置を実施する事項の選定、平成29年度リスク管理表の策定等について検討・審議を行った。	<評定と根拠> 評定： B 根拠：計画のとおりリスク管理体制の整備を進めており、目標の水準を満たしている。	
(3) 業務運営に関する重要事項については定期的に役員会において審議・報告し、適切なガバナンスを確保する。	③ 業務運営に関する重要事項については、適切なガバナンスを確保するため定期的に役員会を開催し、審議・報告を行う。	<その他の指標> ◇ ガバナンスの確保状況	<主要な業務実績> ③ 役員会を13回開催し、法人運営に関する重要事項について審議・決定し各部長等に指示を行った。この他、役員・所長等会議を3回開催し、組織、管理、経理及び業務等の決定事項について周知徹底した。	<評定と根拠> 評定： B 根拠：計画のとおり役員会を開催しガバナンスを確保しており、目標の水	

<p>(4) 監事監査の実効性を担保するため、体制整備を行う。</p>	<p>④ 監事監査の実効性を担保するため、定期的に監事会を開催し、他の監査機関等（内部監査を含む業務執行・会計監査人）との連携に関する実施体制を整備する。</p>	<p><その他の指標> ◇ 監事監査の体制の整備</p>	<p><主要な業務実績> ④ 監事補佐として、業務監査室の職員2名を任命し、監事監査の体制整備を進めるとともに、監事との連携強化を図り、監事監査及び監事会等に係る事務を行った。 監事会（平成28年度は16回開催）では、監事間で監事調査に関して意見交換を行ったほか、必要に応じて内部監査部門、業務実施部門等から説明若しくは報告を受けた。 会計監査人との連携については、平成28年度の財務諸表等について5回以上の打合せを行い、監査に関して意見交換等を行った。</p>	<p>準を満たしている。 <評定と根拠> 評定：B 根拠：計画のとおり監事監査の実効性担保するための体制の整備を進めており、目標の水準を満たしている。</p>
<p>(5) 業務運営(会計を含む。)の横断的な点検を行うため、内部監査を行う。</p>	<p>⑤ 業務運営(会計を含む。)の横断的な内部監査を、役員直属の組織である業務監査室において行う。また、監査能力の維持・向上を図るため、必要に応じて内部監査に関する研修を実施する。</p>	<p><その他の指標> ◇ 内部監査の実施状況</p>	<p><主要な業務実績> ⑤ 業務運営(会計を含む。)の横断的な内部監査を役員直属の組織である業務監査室においてリスクアプローチにより監査重点項目を抽出した上で実施した。内部監査で検出した不適合10件に対しては、必要な再発防止処置を行い、概要を取りまとめ、本部の職員からなるリスク管理委員会において審議を行うとともにその後の処置状況についてマネジメントレビューを実施し、職員への注意喚起及び改善措置を実施し業務運営の改善に反映させた。 不適合の内訳は次のとおりであり、いずれも業務の結果が無効となるもの又はFAMICに対する信頼性を損なうおそれがある不適合として内部監査実施マニュアルで「重大な不適合」と定義されるもの以外の「軽微な不適合」であった。 ・ 基準文書に基づく記録書類に不備がある（軽微な不適合1件） （具体的事例） 分析機器の日常点検等記録票について、四半期毎に品質管理担当者の確認、品質管理者の承認を受けた記録がない及び分析機器管理担当者名の記載がないものがある。なお、分析機器の日常点検は適切に実施されており、上記の記載漏れによって分析業務に支障が出るものではない。 （原因究明） 前年度末の記録票の押印漏れについては、品質管理者等の異動時の規定がないことから、マニュアルの改</p>	<p><評定と根拠> 評定：B 根拠：計画のとおり役員直属の組織が内部監査を実施するとともに、監査能力向上のための研修を実施しており、目標の水準を満たしている。</p>

			<p>正を検討中であったこと、また上記以外の記録票の押印漏れ及び機器管理担当者名の記載欠落については、担当者変更に伴う申し送りの不備及び記録票の様式の不備があったため。</p> <p>(再発防止処置)</p> <p>分析機器の管理実施マニュアルの改正を行うとともに、押印漏れを防止するためのチェックリストを新たに作成し使用することとした。さらに分析機器担当者名の記載欠落については、分析機器データベースの機器個別情報（分析機器担当者名を含む。）と記録票を一緒に綴ることにより分析機器管理担当者名を示すこととした。</p> <p>・基準文書に基づく実施に不備がある（軽微な不適合9件） (具体的事例)</p> <p>国の作成する有資格者名簿等に登録されていない業者と随意契約を締結していた事例が複数確認された。なお、有資格者名簿等に登録されていない業者と行いたいずれの随意契約も適切に履行されており、契約上の不利益は生じていない。</p> <p>(原因究明)</p> <p>担当者が当該名簿等に既に登録されていると思い込んでいたこと、契約が一過性のものため相手方の協力が得にくいものであること、更新時期等について共通認識がなされていなかったことなどのため。</p> <p>(再発防止処置)</p> <p>地域センターにおいても同様の事例が確認されたことから、FAMICとして随意契約名簿を一本化するなどにより対応することとした。</p> <p style="text-align: right;">他8件</p> <p>また、監査能力の維持・向上を図るため、新たに業務監査室に配置された2名に外部研修機関が実施するISO9001内部監査員研修を受講させた。</p>	
<p>(6) 法人運営上の課題を総括・分析し、改善の指示を行うため、マネジメントレビューを実施する。</p>	<p>⑥ 内部監査結果、苦情処理結果、農林水産大臣が行った平成27年度の業務の実績の評価結果等について理事長が検討・分析し、改善の</p>	<p><その他の指標> ◇ マネジメントレビューの実施状況</p>	<p><主要な業務実績> ⑥ 平成28年度の内部監査の結果、平成27年度の業務実績の評価等を踏まえてマネジメントレビューを実施し、抽出された優先的に対応すべき重要な課題等への対応について、理事長から職員に対して指示を行っ</p>	<p><評定と根拠> 評定：B 根拠：計画のとおりマネジメントレビューを実施しており、目標の水準を</p>

	指示を行うため、組織及び業務の運営についてマネジメントレビューを実施する。		た。 指示事項については、対応状況を取りまとめて理事長へ報告した。	満たしている。
(7) 役職員の法令遵守を徹底するため、コンプライアンス委員会での審議結果等を踏まえ、役職員への周知徹底を行う。	⑦ 役職員の法令遵守については、コンプライアンス委員会での審議結果を踏まえ、各種会議や研修の機会、グループウェア等を通じて、行動理念及び行動方針、コンプライアンス基本方針等の周知徹底を行う。	<その他の指標> ◇ 法令遵守状況	<主要な業務実績> ⑦ コンプライアンス委員会において平成27年度のコンプライアンス推進状況の報告及び平成28年度コンプライアンス推進の取組についての審議を行った。 審議の結果を踏まえ、グループウェアを通じてコンプライアンスに関する意識啓発を行うとともに、コンプライアンス基本方針に基づき、国家公務員倫理及び服務規律の遵守、交通事故・違反の防止等について役職員への周知を図った。また、管理者研修、主任調査官等研修、専門調査官等養成研修及び新規採用者研修の各階層別研修において、基本方針、行動理念及び行動方針を始めとするコンプライアンスに係る講義を行い、周知徹底を図った。 さらには、民間を含めたコンプライアンスを巡る情勢や違反事件等の具体的事例及び対処結果等に関し、国家公務員倫理週間の実施を捉え、専門的な知見を有する外部講師による講話を本部、各地域センターにて開催した。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：計画のとおり役職員への法令遵守を徹底するため、コンプライアンス委員会での審議結果等を踏まえた役職員への周知徹底をしており、目標をの水準を満たしている。
(8) 法人運営の透明性を確保するため、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適切に対応するとともに、職員への周知徹底を行う。	⑧ 法人運営の透明性を確保するため、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適切に対応するとともに、法律の目的等について職員への周知徹底を行う。	<その他の指標> ◇ 情報の公開及び個人情報の保護に関する対応状況	<主要な業務実績> ⑧ 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき2件について、適切に対応するとともに、職員向け説明会を開催し法律の目的等について周知徹底した。 また、業務監査室職員が個人情報の管理状況に関する監査を実施した。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：計画のとおり情報の公開及び個人情報保護に関する対応を実施しており、目標の水準を満たしている。
(9) 事故、災害及び健康障害を未然に防止するため、労働安全マネジメントシステムにより、安全確保及び健康保持増進に対する取組を一層推進する。	⑨ 事故、災害及び健康障害を未然に防止するため、安全確保の取組として安全衛生委員会による職場点検等を行い、また、健康保持増進に対する取組としてストレスチェックの導入等を実施する。	<その他の指標> ◇ 事故及び災害の未然防止に係る体制の整備	<主要な業務実績> ⑨ 安全確保の取組として安全衛生委員会による職場点検を行うとともに、化学物質のリスクアセスメントを実施した。 また、健康保持増進に対する取組としてストレスチェックを導入した。ストレスチェックの結果、高ストレス者と判定された職員のうち、産業医が面接指導を	<評定と根拠> 評定：B 根拠：計画のとおりマネジメントシステムの体制整備を進めるとともに安全衛生委員会等を活用し安全確保に努めており、

			<p>必要とした職員であり、面接指導を希望する全ての職員に対し面接指導を実施した。その他、ストレスチェックの集団分析の結果を踏まえ管理監督者を対象にラインケア研修を行った</p> <p>また、業務監査室職員が労働安全衛生マネジメントシステムの整備状況に関する監査を実施した。</p>	<p>目標の水準を満たしている。</p>
<p>(10) 業務活動における環境への影響を配慮するため、省エネルギー・省資源、廃棄物の適正処理、廃棄物の削減、再使用・リサイクル率アップなど、環境汚染物質の排出削減、グリーン購入などを積極的に取り組む。</p>	<p>⑩ 業務活動に伴う環境へ配慮し、環境委員会等の下、省エネルギー・省資源、廃棄物の適正処理、廃棄物の削減、再使用・リサイクル率アップなど、環境汚染物質の排出削減、グリーン購入などに積極的に取り組む。</p>	<p><その他の指標> ◇ 環境負荷の低減に資する物品調達状況</p>	<p><主要な業務実績> ⑩ 業務活動における環境配慮を計画的・体系的に推進するため、「FAMICにおける環境配慮の基本方針」、「FAMICにおける環境配慮への行動目標」を定めた。また、省資源・省エネルギーに配慮した分析機器の効率的な利用や廃棄物の削減等環境負荷の低減に取り組むための環境計画を策定し、環境配慮・無駄削減推進委員会において当該取組状況の検証を行った。</p> <p>なお、無駄削減プロジェクトチームと環境委員会は、取り組み内容が重複していること、構成員がほぼ同一であることから、平成28年11月に両組織を統合し、環境配慮・無駄削減推進委員会とした。</p> <p>また、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）に基づき、27年4月に環境物品等の調達を推進する方針を定め、特定調達物品等（「環境物品等の調達の基本方針」（平成27年2月3日閣議決定）に定める特定調達品目ごとに判断の基準を満たすもの）ごとに調達目標を設定し、ホームページで公表した。</p> <p>特定調達物品等ごとの調達目標については、いずれの特定調達物品等も100%を達成した。</p>	<p><評定と根拠> 評定：B 根拠：計画のとおり環境配慮の体制の下、調達が実施されており、目標の水準を満たしている。</p>
<p>(11) 大規模災害等へ備え、災害発生時の職員、施設等の安全確保及び業務機能を確保するための防災体制等を保持し、必要に応じて見直しを行う。</p>	<p>⑪ 大規模災害等へ備え、災害発生時の職員、施設等の安全確保及び業務機能を確保するための防災体制等を保持し、必要に応じて見直しを行う。</p>	<p><その他の指標> ◇ 防災体制等の見直し状況</p>	<p><主要な業務実績> ⑪ 大規模災害等に備えるため、本部及び地域センターにおいて避難訓練を実施するとともに合同庁舎の避難訓練にも参加した。</p> <p>職員の安全確保のため安否確認システムの運用について、職員の安否の応答がない場合の対処方法について、業務管理課長等会議において周知した。</p> <p>また、本部の業務継続計画において、より現実に即した対応を定めた補足説明を作成した。</p>	<p><評定と根拠> 評定：B 根拠：計画のとおり危機管理体制の見直しを実施しており、目標の水準を満たしている。</p>

4. その他参考情報

様式 3-1-4-2 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 平成28年度自己評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第4-3	情報セキュリティ対策の推進		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビ ュー	政策評価書：事前分析表農林水産省28-① 行政事業レビューシート事業番号：0002

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な 情報
情報セキュリティ対策の 推進	情報セキュリティ 対策ベンチマーク による自己診断の スコア：平均3.5以 上	3.5以上	4.0	4.0				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
		<p><主な定量的指標></p> <p>○ 情報セキュリティ対策の推進</p> <p>中項目の評定は、小項目別(◇)の評定結果の積み上げにより行うものとする。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定： B</p> <p>根拠：◇小項目1（項目）×2点（B）＝2点</p> <p>B：基準点（2）×9／10 ≤ 各小項目の合計点（2）<基準点（2）×12／10</p> <p><課題と対応></p> <p>引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。</p>		<p>評定</p>
<p>3 情報セキュリティ対策の推進</p> <p>政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティ・ポリシーを適時適切に見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。また、</p>	<p>(2) 情報セキュリティ対策の推進</p> <p>政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティ・ポリシーを適時適切に見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。</p> <p>① PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策や</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>◇ 情報セキュリティ対策ベンチマークVer. 4.4（平成27年10月27日公開 独立行政法人情報処理推進機構作成）による自己診断のスコア：平均3.5以上</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>政府統一基準群を含む政府機関における情報セキュリティ対策を踏まえた情報セキュリティ・ポリシーに基づき、次の取組を行った。</p> <p>その結果、今年度の情報セキュリティ対策を評価するため情報セキュリティ対策ベンチマークVer. 4.4により自己診断を実施した結果、スコアの平均は4.0となり、目標値の3.5を上回った。</p> <p>① 情報システム委員会を外部の専門家を招へいして開催し、28年度の情報セキュリティ対策の取組、情報セキュリティ監査・自己点検結果、情報システ</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定： B</p> <p>根拠：情報セキュリティ対策ベンチマークVer. 4.4による自己診断のスコアは3.5以上であり、計画における所期の目標を達成している。</p>	

<p>対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。</p>	<p>情報システムのあり方を検証・改善し、平成29年度に向けた対策推進計画を策定するとともに、情報システムに関する技術的な対策、情報セキュリティ対策の自己点検、情報セキュリティ監査等を内容とする平成28年度対策推進計画に基づき必要な改善を行う。</p> <p>② ①の検討に資するため、情報セキュリティ対策や情報システムのあり方に係る調査分析を行う。</p> <p>③ 情報セキュリティに関し、緊急時を含めた農林水産省との連絡体制について連絡担当者、連絡方法等を確認し、変更があった場合には速やかに農林水産省へ報告する。</p> <p>④ 情報セキュリティ対策を推進する上で不可欠な役職員の意識の向上を図るため、平成29年度に向けた教育実施計画を策定するとともに、情報セキュリティ最新動向教育、情報リテラシー向上教育等、役職員の情報リテラシーのレベルに応じたこれまで以上に多様な教育を行うことを内容とする平成28年度教育実施計画に基づき教育を実施する。</p>		<p>ム対策の現状を評価するとともに平成29年度情報セキュリティ対策推進計画について検討を行い、高度サイバー攻撃リスク評価ガイドライン付属書の対策セットに準拠したサイバー攻撃への対処等を内容とする同計画を策定した。</p> <p>平成28年度の情報セキュリティに関する取組については、平成28年度情報セキュリティ対策推進計画に基づき、ファイアウォールの強化、ウェブアプリケーションファイアウォールの導入、標的型攻撃メール訓練、情報セキュリティ対策の自己点検の実施、情報セキュリティ監査の実施、情報セキュリティインシデントへの対処等、必要な対策を講じた。</p> <p>② 情報セキュリティ対策の検討のため、ウイルス対策ソフトによるウイルスの検知状況や不審メール受信状況の調査を行ったほか、情報システムのあり方に係る検討のため、LANシステムの統合に関する調査を行った。</p> <p>③ 情報セキュリティ緊急連絡体制について確認し、連絡担当者の変更があった都度速やかに農林水産省へ報告した。</p> <p>④ 情報セキュリティ対策を推進する上で不可欠な役職員の意識の向上を図るため、新規採用者・転入者等研修、役職員全員を対象とした教育訓練及び標的型攻撃メール訓練並びに情報担当職員の能力向上研修等を内容とした平成29年度教育実施計画を策定した。また、平成28年度情報セキュリティ教育実施計画に基づき、新たに情報セキュリティ担当職員の能力向上のための情報セキュリティマネジメント教育及びインシデント想定机上訓練を開始する等教育内容の拡充した教育を実施した。</p>	
--	--	--	---	--

4. その他参考情報

様式3-1-4-2 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 平成28年度自己評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第4-4	施設及び設備に関する計画		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省28-① 行政事業レビューシート事業番号：0002

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
施設及び設備に関する計画	施設及び設備の整備・改修等の実施	—	本部実験室の空調設備設置工事（平成28年度も継続）	小平高度情報管理施設屋上防水改修工事 本部実験室の空調設備設置工事				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
		<p><主な定量的指標></p> <p>○ 施設及び設備に関する計画</p> <p>中項目の評価は、小項目別（◇）の評価結果の積み上げにより行うものとする。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定： B</p> <p>根拠：◇小項目1（項目）×2点（B）＝2点</p> <p>B：基準点（2）×9/10 ≤ 各小項目の合計点（2）<基準点（2）×12/10</p> <p><課題と対応></p> <p>引き続き適切に対応する。</p>		<p>評定</p>
—	<p>1 施設及び設備に関する計画</p> <p>既存の施設・設備の老朽化等に伴う施設及び設備の整備・改修等を計画的に行う。</p> <p>小平：高度情報管理施設屋上防水改修工事</p> <p>本部：実験室空調設備設置工事</p>	<p><その他の指標></p> <p>◇ 施設及び設備の整備・改修等の実施</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>施設・設備の整備・改修等については、平成28年度施設整備補助金で整備することとしていた小平（農薬検査部）高度情報管理施設屋上防水改修工事については、平成29年2月に、平成27年度施設整備補助金において繰越となっていた本部実験室空調設備設置工事については、平成29年3月に、それぞれ完了した。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定： B</p> <p>根拠：施設・設備の整備・改修等については当初の計画のとおり行っており、目標の水準を満たしている。</p>	

4. その他参考情報

様式 3-1-4-2 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 平成28年度自己評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第4-5	積立金の処分に関する事項		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省28-① 行政事業レビューシート事業番号：0002

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
積立金の処分に関する事項	積立金の処分	—	896,980円	585,462円				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
—	3 積立金の処分に関する事項 前年度繰越積立金は、前年度以前に取得し、平成28年度へ繰り越した棚卸資産、前払費用等の費用に充当する。	<p><主な定量的指標></p> <p>○ 積立金の処分に関する事項</p> <p>中項目の評価は、小項目別(◇)の評価結果の積み上げにより行うものとする。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定： B</p> <p>根拠：◇小項目1（項目）×2点（B）＝2点</p> <p>B：基準点（2）×9/10 ≤ 各小項目の合計点（2）<基準点（2）×12/10</p> <p><課題と対応></p> <p>引き続き適切に対応する。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定： B</p> <p>根拠：計画のとおり棚卸資産、前払費用等へ充当した。</p>	<p>評定</p>

4. その他参考情報

評価書付表一覧

第1-1(1) 肥料及び土壌改良資材関係業務

表1-1-(1)-1 立入検査及び収去件数の地域センター別の実績

	本部	札幌	仙台	名古屋	神戸	福岡	計
立入検査件数	96	38	34	41	57	42	308
収去件数	93	32	46	53	64	33	321

第1-1(2) 農薬関係業務

表1-1-(2)-1 農薬の登録検査

	指示件数 ^(注1)	検査完了件数	目標期間達成件数	目標期間達成率 ^(注2)	目標期間
基準必要	567	110	110	100%	1年4か月
基準不要	1,723	1,184	1,184	100%	10.5か月

(注1) 平成28年度に受けた指示件数とそれ以前に受けた指示で検査が継続しているものの合計。

(注2) 対検査完了件数比。

表1-1-(2)-2 農薬の残留状況の調査分析

品目	件数
野菜・果実類	406
米穀	60
計	466

第1-1(3) 飼料及び飼料添加物関係業務

表1-1-(3)-1 立入検査及び収去件数の地域センター別の実績

	本部	札幌	仙台	名古屋	神戸	福岡	計
立入検査件数	150	61	52	66	123	113	565
収去件数	154	95	80	75	144	171	719

表1-1-(3)-2 飼料分析基準に関する試験法の開発及び改良

課題数	課題 / 評価
飼料 8	<p>(ア) 飼料中のオクラトキシンA及びにシトリニンの液体クロマトグラフタンデム型質量分析計による同時定量法の開発(平成29年度継続) [評価] 飼料分析基準に収載するための妥当性確認を行うことが妥当な同時定量法が開発されたと評価された</p> <p>(イ) 飼料中のカルバリル、カルボフラン及びフェノブカルブの液体クロマトグラフタンデム型質量分析計による同時定量法の開発(平成29年度継続) [評価] 飼料分析基準に収載するための妥当性確認を行うことが妥当な同時定量法が開発されたと評価された</p> <p>(ウ) 飼料中の3-OHカルボフランの液体クロマトグラフタンデム型質量分析計による定量法の開発(平成29年度継続) [評価] 飼料分析基準に収載するための妥当性確認を行うことが妥当な定量法が開発されたと評価された</p> <p>(エ) 稲発酵粗飼料中のシハロホップブチル及びベンフレセートの液体クロマトグラフタンデム型質量分析計による同時定量法の確立(平成28年度終了) [評価] 飼料分析基準に収載可能な同時定量法が確立したと評価された</p> <p>(オ) 飼料用イネ中のプロクロラズのガスクロマトグラフ質量分析計による定量法の確立(平成28年度終了) [評価] 飼料分析基準に収載可能な定量法が確立したと評価された</p> <p>(カ) 飼料中のイミダクロプリドの液体クロマトグラフ質量分析計による定量法の妥当性確認(平成28年度終了)</p>

	<p>[評価]飼料分析基準に収載可能な妥当性が確認されたと評価された (キ) 飼料中のプロモブチド代謝物を農薬のガスクロマトグラフ質量分析計による一斉分析法(飼料分析基準収載法)の分析対象化合物に追加するための妥当性確認(平成28年度終了)</p> <p>[評価]飼料分析基準に収載可能な妥当性が確認されたと評価された (ク) 飼料及び愛玩動物用飼料中のヒスタミンの液体クロマトグラフタンデム型質量分析計による定量法の開発(平成29年度継続)</p> <p>[評価]飼料分析基準に収載するための妥当性確認を行うことが妥当な定量法が確立したと評価された</p>
愛玩動物用飼料 1	<p>(ア) 愛玩動物用飼料等の検査法収載法のスナック製品への適用のための妥当性確認(有機塩素系農薬のガスクロマトグラフによる同時分析法)(平成28年度終了)</p> <p>[評価]愛玩動物用飼料等の検査法に収載可能な妥当性が確認されたと評価された</p>

表1-1-(3)-3 飼料のモニタリング検査点数

モニタリング項目	点数
・飼料等中の飼料添加物の基準・規格適合検査	150
・有害物質の基準適合検査	1,012
・病原微生物の基準・規格適合検査	119
・肉骨粉等の分析・鑑定	435
・遺伝子組換え体	1
・放射性セシウム	114
計	1,831

第1-2(1) 食品表示の監視に関する業務

表1-2-(1)-1 食品の産地表示に関する検査件数

品 目	件 数
生鮮食品	1,238
アスパラガス	90
さやえんどう	93
ごぼう	145
ねぎ	153
たまねぎ	372
まぐろ	140
しじみ	142
あさり	103
加工食品	1,048
小麦加工品	152
そば加工品	88
乾しいたけ	31
果実加工品	60
果実飲料(りんごジュース)	10
はちみつ	37
あじ加工品	148
さば加工品	20
うなぎ加工品	156
たこ加工品	99
かずのこ・にしん加工品	20
干のり	150
干ひじき	52
塩蔵わかめ	25
計	2, 286

第1-2(2) 農林水産物等の品質の適正化に関する業務

表1-2-(2)-1 技術上の調査及び変更届出に関する調査件数

	新規	更新	変更	合計
登録認定機関	1	3	383	387
登録外国認定機関	0	6	96	102
合計	1	9	479	489

表1-2-(2)-2 定期的調査報告件数

規格	報告件数
飲食料品	14機関(19事業所)
林産物	13機関(20事業所)
生糸・畳表	3機関(3事業所)
生産情報公表牛肉等	9機関(9事業所)
有機農産物等	63機関(68事業所)
計	102機関(119事業所)

※ 報告件数には、平成27年度に事業所調査を実施し平成28年度に農林水産省へ報告した8機関を含み、平成28年度に事業所調査を実施し平成29年度に農林水産省へ報告予定の17機関を含まない。

表1-2-(2)-3 格付品検査件数、立会調査件数及び製品検査施設調査件数

規格	格付品検査件数	立会調査件数	製品検査施設調査件数
飲食料品	185件	63件	20件
林産物	120件	29件	33件
生糸・畳表	5件	5件	3件
生産情報公表牛肉等	2件	12件	—
有機農産物等	533件	188件	—
計	845件	297件	56件

表1-2-(2)-4 JAS規格の見直し等に係る規格調査の対象品目数等

区分	JAS規格	品目数(規格数)	
		飲食料品	林産物
生産・利用実態調査	15品目(71規格)	15(71)	0(0)
品質実態調査	13品目(69規格)	13(69)	0(0)
国際規格整合性調査	15品目(71規格)	15(71)	0(0)

第1-3 食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務

表1-3-1 リスク管理に資するための有害物質の実態調査件数

分析対象	分析項目	件数
農産物	小麦及び大麦中のかび毒 ・タイプBトリコテセン類(デオキシニバレノール(DON)、ニバレノール(NIV)、3-アセチルDON、15-アセチルDON、4-アセチルNIV、DON-3-グルコシド) ・タイプAトリコテセン類(T-2トキシン、HT-2トキシン、ジアセトキシシルベノール) ・ゼアラレノン	900
	ふき及びふきのとう中のピロリジジナルカロイド類	180
	りんご果汁中のパツリン	120
	サトウキビ搾汁及び黒糖中のアフラトキシン類	52
	計	1,252

第1-4 その他の業務

表1-4-1 部門別相談件数

部門	相談件数
肥料	3,777件
農薬	97件
飼料及び飼料添加物	492件
愛玩動物用飼料	63件
土壌改良資材	105件
食品	924件
計	5,458件

第2-2 業務運営コストの縮減状況

図2-2-1 業務経費の経年推移

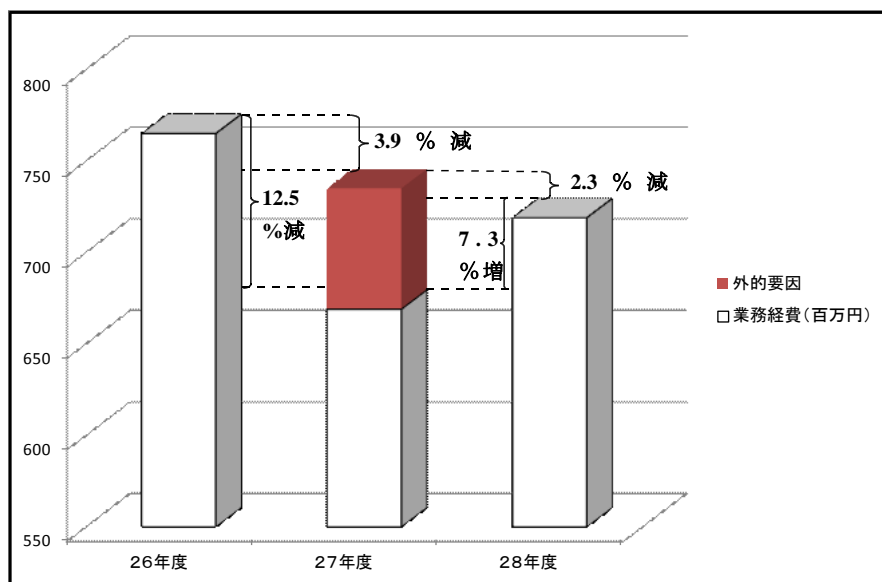


表2-2-1 環境配慮・無駄削減推進委員会における経費節減の目標と達成状況

目標	達成状況																											
<p>1</p> <p>(1)光熱水料の削減の取組として、照明機器、事務機器、分析機器空調設備等の効率的(消灯、省エネ設定、温度設定など)な使用により削減を図る。</p> <p>(2)コピー枚数の削減の取組として、グループウェアの活用、複写機、プリンターにおける、必要部数以上の印刷禁止、両面印刷、集約印刷、使用済み用紙の裏紙利用などにより削減を図る。</p>	<p>光熱水料の削減を図る取組みとして、消灯の徹底、事務機器の省エネモードの設定、分析機器の原則使用時のみ通電、空調機器の温度設定(夏季28度、冬季20度)、節水、ガス利用機器の効率的な使用など、貼り紙、メールで役職員への周知を図った結果、FAMIC全体で電気量を除いて対前年削減となった。</p> <table border="1" data-bbox="596 409 1422 524"> <thead> <tr> <th>内 訳</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>対前年比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気量</td> <td>2,976千kW</td> <td>3,072千kW</td> <td>3%</td> </tr> <tr> <td>ガス量</td> <td>109.5千m³</td> <td>107.3千m³</td> <td>▲2%</td> </tr> <tr> <td>水道量</td> <td>9.3千m³</td> <td>8.9千m³</td> <td>▲4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>コピー機枚数の削減を図る取組みについて、貼り紙、メールで役職員への周知を図った結果、FAMIC全体で対前年削減となった。</p> <table border="1" data-bbox="596 636 1422 723"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>対前年比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コピー枚数</td> <td>3,790千枚</td> <td>3,391千枚</td> <td>▲11%</td> </tr> </tbody> </table>				内 訳	平成27年度	平成28年度	対前年比	電気量	2,976千kW	3,072千kW	3%	ガス量	109.5千m ³	107.3千m ³	▲2%	水道量	9.3千m ³	8.9千m ³	▲4%		平成27年度	平成28年度	対前年比	コピー枚数	3,790千枚	3,391千枚	▲11%
内 訳	平成27年度	平成28年度	対前年比																									
電気量	2,976千kW	3,072千kW	3%																									
ガス量	109.5千m ³	107.3千m ³	▲2%																									
水道量	9.3千m ³	8.9千m ³	▲4%																									
	平成27年度	平成28年度	対前年比																									
コピー枚数	3,790千枚	3,391千枚	▲11%																									
<p>2. 予算の計画的執行</p> <p>計画的な予算執行を図るため、予算執行状況を定期的に点検し、その結果を実行配分に反映させる。</p>	<p>予算の執行管理に関しては、予算及び決算について取扱方針を定め、この方針に則り、当初予算配分後は四半期ごとに予算の執行状況を把握しつつ、7月に第2次配分、10月に第3次配分を行った。第3四半期での最終配分にあたり、11月に各セグメント単位での各担当者ヒアリングを開催し執行状況の確認と執行見込みの把握を行った。</p> <p>これに基づいて12月に第4次配分を行った。さらに同月、一般管理費の合同庁舎維持管理分担額の返戻額確定に伴う第5次配分を行い、これを以て平成28年度予算の配分を完了すると共に適切な執行管理を年度末まで行った。</p>																											
<p>3. 職員の意識改革を促進するための取組</p>	<p>職員の意識改革を促進するため、次の取組を実施した。</p> <p>(1)複写機等使用時における両面印刷、使用済み用紙の再利用、不要なカラーコピーの禁止、グループウェアの活用及び節電への取組を啓発する貼り紙の掲示</p> <p>(2)コピー用紙の購入実績及び電気使用実績を経年比較し、環境配慮・無駄削減推進委員会において検証</p>																											

第2-4 調達等合理化の取組

表2-4-1 調達等合理化計画への取組状況

計 画	対応状況
<p>重点的に取り組む分野</p> <p>(1)調達における一者応札・応募割合</p> <p>調達を行うにあたっては、競争性のある契約に占める一者応札・応募の割合が件数で44%以下となるよう、取組を推進するものとする。</p> <p>(2)随意契約</p> <p>随意契約を行うにあたっては、事由について明確化し、公平性・透明性を確保しつつ、合理的な調達を実施するものとする。</p>	<p>一者応札・応募の改善については、引き続き、メールマガジン等を活用した調達情報の提供、仕様書の見直しや公告期間を十分確保する等の取組を行った。その結果、一者応札・応募の割合は件数で43.2%となり、目標の44%を下回った。(前年度実績:38.5%)</p> <p>随意契約については、平成27年7月に改正した契約事務取扱規程に基づき、随意契約による事由を明確にした「随意契約理由書」により、公平性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施した。</p> <p>この結果、少額随意契約を除き、競争性のない契約件数は10件であり、当該契約については事前に調達等合理化検討会において、いずれも取扱業者が特定され、競争の余地がないものとして点検を受け、また契約監視委員会において事後点検が行われ、その妥当性を</p>

<p>(3) 消耗品及び分析機器類等の調達 消耗品及び分析機器類等の調達については、下記の取組を実施していくことにより、適正な調達を目指す。</p> <p>① 調達にあたっては、履行期限を十分にとるよう、調達依頼時期を早めるなど調整するものとする。</p> <p>② 仕様・規格が、必要最小限となるようにし、複数メーカーが応札可能となるよう調整するものとする。</p> <p>③ 調達の一括化や共同調達を有効活用することにより競争性の確保に努める。</p> <p>④ 積極的に競争参加者の発掘に努める。</p>	<p>確認した。</p> <p>① 消耗品及び分析機器類の調達にあつては、公告期間を10日から15日に延長するとともに、調達時期を早めることにより、業者による入札準備や履行期間を十分確保した。</p> <p>② 仕様・規格が、必要最小限なものとなるようメーカー及び機種の特定の排除等の仕様書の見直しを行った。</p> <p>③ コピー用紙、分析用ガスボンベ等の調達について、本部・小平(農薬検査部)・横浜において一括化を実施し、競争性確保・経費の節減に努めた。更に、コピー用紙の調達にあつては、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構農業技術革新工学研究センター及び同生物系特定産業技術研究支援センターとの共同調達を行った。</p> <p>④ メールマガジンを活用した調達情報の提供や納入実績のある業者に対する公告掲載の電話案内等により、複数者による応札に努めた。</p>
<p>調達に関するガバナンスの徹底</p>	
<p>(1) 発注・契約権限の明文化について FAMICにおける物品等の調達については、契約事務取扱規程により契約責任者及び当該契約責任者の事務の範囲を定めている。また、発注に係る事務フロー図を整備し、発注依頼者が直接業者へ発注することのないよう周知しており、引き続き当該取組を推進することとする。</p>	<p>関係規程による発注・契約権限や事務フロー図を周知した。</p>
<p>(2) 競争性を確保した入札の実施による業者の選定について 特定の仕様により納入業者が限定されることのないよう、引き続き仕様書の精査をし、複数の者が応札できるよう努めることとする。</p>	<p>仕様書の作成にあつては、特定の業者・機種に限定されることのないよう業務担当各課に周知するとともに、業務担当課より提出された仕様書について、過度な仕様による限定箇所の有無について内容を精査し、複数の者が応札できるよう努めた。</p>
<p>(3) 随意契約について 少額随意契約以外に新たに随意契約を締結することとなる案件については、緊急の場合等や止むを得ないと認められる場合を除き、事前にFAMIC内に設置した調達等合理化検討会(総括責任者は総合調整担当理事)において、会計規程や契約事務取扱規程などにおける「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けることとする。</p>	<p>少額随意契約以外に新たに随意契約を締結することとなる案件については、調達等合理化検討会において「随意契約理由書」により、関係規程との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けた。</p>
<p>(4) 発注者以外の職員の立会いによる検収について 物品納品等の検収については、既に検査職員のほか、検査補助員又は発注者以外の原課職員を立ち合わせて行っており、引き続き当該取組を推進することとする。</p>	<p>納品に係る検査については、検査職員及び検査補助員もしくは原課職員の2人体制で行った。</p>
<p>(5) 不祥事の発生の未然防止・再発防止について 不祥事の発生を未然に防止するため、担当課長会議、会計経理部門の職員等の担当者会議等において、調達等合理化計画の説明や調達に係る契約から検収業務について、契約規程・検査マニュアル等について再度の周知徹底を図る等、不祥事の発生の未然防止・再発防止を図ることとする。</p>	<p>本部・地域センター等ごとに、再発防止強化策をはじめとする発注・検収事務に係る自己点検を行い、担当者会議を開催して、他センターの処理状況や処理における問題点について情報共有するとともに、外部講師による研修会を開催し、不祥事の未然防止・再発防止の意識の高揚に努めた。</p>
<p>自己評価の実施</p>	
<p>調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。</p> <p>主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等</p>	<p>平成27年度の調達等合理化計画の自己評価については、業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、7月15日ホームページに公表した。</p> <p>なお、評価結果に伴う計画の改定等はなかった。</p>

<p>合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。</p>	
<p>推進体制 (1) 推進体制 本計画に定める各事項を着実に実施するため、総合調整担当理事を総括責任者とする調達等合理化検討会により調達等合理化に取り組むものとする。 総括責任者 総合調整担当理事 副総括責任者 総務部長 メンバー 企画調整課長 総務課長 会計課長 管財課長</p>	<p>平成28年度は、調達等合理化検討会を5回開催し、平成27年度調達等合理化計画に係る自己評価及び平成28年度調達等合理化計画(案)の審議(平成28年4月25日)のほか、公募による一者応募となった事案の調達手続や随意契約による事由の点検を行った。</p>
<p>(2) 契約監視委員会の活用 監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、理事長が定める基準(新規の随意契約、2か年連続の一者応札・応募案件など)に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。</p>	<p>契約監視委員会を以下のとおり開催し、当計画の策定及び自己評価の際の点検、個々の契約案件の事後点検を受けた。</p> <p>①平成28年5月18日：平成28年度計画及び平成27年度計画に係る自己評価の点検(公表：計画・平成28年6月30日、自己評価・平成28年7月15日)、理事長が定める基準(新規の随意契約、2か年連続の一者応札・応募など)に該当する個々の契約案件(平成27年度第3、第4四半期分)の事後点検</p> <p>②平成28年11月24日：理事長が定める基準(新規の随意契約、2か年連続の一者応札・応募など)に該当する個々の契約案件(平成28年度第1、第2四半期分)の事後点検</p> <p>③平成29年5月22日：平成29年度計画及び平成28年度計画に係る自己評価の点検、理事長が定める基準(新規の随意契約、2か年連続の一者応札・応募など)に該当する個々の契約案件(平成28年度第3、第4四半期分)の事後点検</p> <p>なお、平成28年度自己評価にあたり新たな取組として実施した他法人との共同調達については、当計画の趣旨に鑑み、今後、コスト面も含めた検証を行った上で、品目の追加や削除を検討すべき旨の提言を受けた。 また、審議概要については、ホームページに公表した。</p>
<p>その他 調達等合理化計画及び自己評価結果等については、FAMICのホームページにて公表するものとする。 なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。</p>	<p>調達等合理化計画については、平成28年6月30日ホームページに公表した。また、自己評価については、今後、平成28年度業務実績に係る自己評価の公表に併せて公表する予定。 なお、当計画の実施にあたって新たな取組の追加等はなかったため、当計画の改定は行わなかった。</p>

表2-4-2 競争性のない随意契約となった契約内容と要因

契約内容	要因
ガス使用料(小平分室)	取扱業者が1に特定されるため(競争の余地がない)
上下水道使用料(小平分室)	
ガス使用料(神戸センター)	
上下水道使用料(神戸センター)	
ガス使用料(福岡センター)	
後納郵便	
富士通ノーツ継続サポートライセンス契約	
ノーツサーバ等ハードウェア保守延長契約	
行政総合事務システム(給与システム)を社会保障・税番号制度に対応させるためのプログラム一式売買契約	
IP電話音声ゲートウェイ更改業務	

第3-1 保有資産の見直し等

表3-1-1 保有資産の必要性見直し結果

保有資産	利用度	保有の必要性等
農業検査部(小平) 神戸センター 福岡センター	勤務時間常時利用	農業検査部(小平)については、農業の登録検査業務に必要な施設が備わっているため業務を行う拠点として必要。また、神戸センター及び福岡センターについては、全国に分散している事業者等を対象とした立入検査等を効率的に進めていく上で、近畿、中四国及び九州地域の拠点施設として必要。
岩槻ほ場	79%(使用日/365日×100)	肥効試験や連用試験を行うため必要
分析機器等 (ガスクロマトグラフ質量分析装置等)	分析機器等の稼働状況調査により把握	分析機器等の稼働状況調査及び「FAMICIにおける分析機器整備・管理方針」に基づき、必要性を判断し、必要のないものは保有資産から除却

表3-1-2 保有特許等とその必要性

発明の名称	利用状況	保有の必要性
生糸ずる節*検出方法および装置 * 生糸ずる節とは生糸の途中で著しく太くなっている部分のこと。織物等の表面に現れて欠点となる。 (H19年登録)	・業務における活用実績なし ・許諾実績(H20年)	現在、検査業務での活用実績はないが、ISOにおいて生糸電子検査方法の国際規格が発行されており、当該技術の活用の可能性があることから維持する必要がある。 なお、本特許については登録の維持に係る手数料が免除されており、保持に係る負担は発生しない。
被加熱処理動物性組織由来原料検出試験薬 (H21年登録)	・牛海綿状脳症検査 ・許諾実績(H17年～H28年)	民間企業への許諾実績もあることから、引き続き維持する必要がある。
プライマー配列 (H20年,H23年,H24年登録)	・牛海綿状脳症検査 ・許諾実績(H15年～H28年)	民間企業への許諾実績はあるが、平成27年度までの収支を考慮し、無駄削減の観点から職務発明審査会において放棄することとした(H28年5月決定)
動物由来DNA検出用プライマー配列 (H27年登録)	・牛海綿状脳症検査 ・許諾実績	民間企業への許諾実績はあるが、平成27年度までの収支を考慮し、無駄削減の観点から職

	(H21年～H28年)	務発明審査会において放棄することとした(H28年5月決定)
--	-------------	-------------------------------

第3-3 法人運営における資金の配分状況

表3-3-1 主な経費の予算額と決算額の差額及びその主な理由

(千円)

区分	予算額	決算額	差額	差額の主な理由
業務経費	788,878	752,439	36,439	※1
一般管理費	534,762	502,108	32,654	※2
人件費	5,438,804	5,239,705	199,099	退職手当額の残

※1業務経費について

機器購入の際の予算額と契約金額との乖離、出張計画の変更等での残額が主な理由である。

※2一般管理費について

合同庁舎分担金の実績額が予定額に対し、大幅に下回ったことが主な理由である。

調査研究課題一覧

①肥料及び土壌改良資材関係業務

ア 肥料の分析法の開発及び改良に関する調査研究

課題数	概要 / 外部有識者を含む委員会の評価
7	<p>(7) 汎用的な機器を用いた固形肥料中の水溶性主成分の抽出方法の確立 [概要] 固形肥料中の水溶性りん酸、水溶性加里及び水溶性マンガンの抽出について上下転倒式回転振り混ぜ機を用いない垂直往復振とう機による抽出方法を検討した。垂直往復振とう機を用いた抽出法が適用できることが確認された。(平成28年度終了) [評価] 汎用的な機器を用いた抽出方法が固形肥料中の水溶性主成分の抽出方法の妥当性を確認し、所期の目的を達成する成果が得られたことから、A評価となった。</p>
	<p>(イ) 有機物を含まない肥料中のクロムの測定 [概要] 有機物を含まない肥料中のクロムの測定法について、測定に影響するりん酸を用いない試料溶液の調製方法を検討し、既存のひ素試験法の方法が突沸しない肥料について適用できることを確認した。また、試料溶液調整時に突沸する肥料については、突沸防止試薬として取扱が容易で入手しやすい硫酸アンモニウムを添加することで対応することが可能であることを確認した。(平成28年度終了) [評価] 有機物を含まないクロムの試料溶液の調製方法について、既存のひ素試験法の調製方法を用いた測定方法を確立した。更に、突沸する肥料については新たに突沸防止剤を添加することで、同方法を適用できるようにした等所期の目的を超える優れた成果が得られたことから、S評価となった。</p>
	<p>(ウ) ICP発光分光分析法によるチタンの測定 [概要] チタンの分析法について、試料溶液の調製方法にふっ化水素酸を用いずにICP-OESを用いる方法を検討した。試料溶液の調製方法は、鉍さいけい酸質肥料については硫酸水素アンモニウム融解法が、それ以外の突沸しない肥料についてはひ素試験法の調製方法が適用できることを確認した。(平成28年度終了) [評価] ふっ化水素酸を用いずに試料溶液を調製しICP-OESを用いて測定する分析法を確立するという所期の目的を達する成果が得られたことから、A評価となった。</p>
	<p>(エ) GC(-MS)法による堆肥等中の塩素系農薬の測定 [概要] 測定装置としてGC又はGC-MSを用いた塩素系農薬の分析法の単一試験室による妥当性の確認を実施し、適用範囲を堆肥とするとともに、測定対象農薬からα-BHC、δ-BHC及びオキシクロリデンを除外することとした。(平成28年度終了) [評価] 堆肥等中の塩素系農薬の測定の確立を検討したが、所期の目的としていた一部農薬について測定対象から除外することとされたが、概ね所期の目的を達成したことから、B評価となった。</p>
	<p>(オ) 堆肥及び汚泥発酵肥料中のクロピラリド及びその関連物質の測定についての共同試験による妥当性確認 [概要] 平成21年度にクロピラリドを対象として、単一試験室における妥当性確認を行い試験法を開発した。平成25年度には関連物質2成分を追加し、同様に妥当性確認を行った。今回、共同試験を実施し、妥当性を確認した。(平成28年度終了) [評価] 共同試験を実施し妥当性が確認され、所期の目的を達成したことから、A評価となった。</p>

(カ) HPLC法による肥料中のビウレット性窒素等の測定についての共同試験による妥当性確認
 [概要]
 平成27年度にビウレット性窒素等5成分の同時分析法について、単一試験室による妥当性確認をした。平成28年度は、前年度の課題の検討及び共同試験による妥当性確認を実施した。その結果、ビウレット性窒素等3成分について妥当性を確認することが出来なかった。(平成28年度終了)
 [評価]
 昨年度の課題の検討及び共同試験による、試験法の妥当性の確認を実施し、3成分について妥当性が確認出来なかったが、概ね所期の目的を達する成果が得られたことから、評価はB評価となった。

(キ) 尿素性窒素試験法（ウレアーゼ法）の性能調査
 [概要]
 ウレアーゼ法の単一試験室による妥当性確認試験を実施し、肥料等試験法としての妥当性が確認された。定量下限についても確認した。また、当該法では、アセトアルデヒド縮合尿素等の抽出方法について、一定の温度条件下でりん酸緩衝液を用いた方法が規定されているが、常温下、水で十分な抽出が得られることを確認した。(平成28年度終了)
 [評価]
 尿素性窒素試験法（ウレアーゼ法）の単一試験室により妥当性を確認するという所期の目的を達成したことから、A評価となった。

イ 肥料の有効性及び安全性の確保に必要な調査研究

課題数	概要 / 外部有識者を含む委員会の評価
4	<p>(ア) 汚泥肥料の連用によるカドミウム等の土壌への蓄積、作物への吸収試験 [概要] 汚泥肥料の連用によるカドミウム等の土壌への蓄積及び作物への吸収について、供試作物にニンジン、ホウレンソウを用いて、データの蓄積を行った。(平成29年度継続) [評価] 評価には長期間のデータ蓄積が必要なことから継続とし、評価なし。</p>
	<p>(イ) 肥料認証標準物質の開発（長期モニタリング試験） [概要] 現在販売している肥料認証標準物質(FAMIC-C-12-2、FAMIC-A-13及びFAMIC-B-14)及び2015年6月末有効期限の肥料認証物質(FAMIC-A-10、FAMIC-B-10)の長期安定性モニタリング試験を実施した。(平成28年度終了) [評価] 肥料認証物質について、継続して長期安定性モニタリング試験を行い、安定性を確認するという所期の目的を達成したことから、A評価となった。</p>
	<p>(ウ) コマツナの生理障害確認試験(亜鉛) [概要] 植害試験におけるコマツナへの亜鉛材料による生理障害を発生させ、その症状を観察・記録した。併せて、昨年度実施した銅材料と比較試験を実施した。施用方法の違いにより過剰症状に相違が生じることを確認した。(平成28年度終了) [評価] コマツナに亜鉛材料の生理障害を発現させた写真と病状等を掲載した資料を作成し、共有することによって、植害試験の判定の適正化に資するという所期の目的に加え、銅材料との比較試験を実施しており、所期の目的を超える成果が得られたことから、S評価となった。</p>
	<p>(エ) 肥料の定性試験 [概要] 市販されている肥料中のアンモニウムイオン、硝酸イオン等を高感度で検出する試験紙を用い、定性試験への適用について検討した。一部肥料について適用できないことが確認されたが、肥料中のアンモニア性窒素等の有無を確認するための一定</p>

の性能を有していることを確認した。(平成28年度終了)

[評価]

市販の試験紙を肥料の定性試験法として使用可能かを検討するという所期の目的を達成したことから、A評価となった。

各課題の評価は、以下の基準による。

【評価の基準】 S：所期の目的を超える優れた成果が得られた。

A：所期の目的を達する成果が得られた。

B：概ね所期の目的を達する成果が得られた。

C：所期の目的を達するだけの成果は得られなかったが、幾分の知見が得られた。

D：所期の目的の試験を実施できなかった。

②農薬関係業務

ア 農薬の人畜・環境への影響に関する調査研究

課題数	概要 / 外部有識者を含む委員会の評価
4	<p>(7) 後作物残留に係る農薬の動態調査 —土壌から水抽出される農薬の消長の深度別評価—</p> <p>[概要]</p> <p>黒ボク土圃場を対象として、土壌から水で抽出される農薬の濃度（乾土当たりとし、水抽出農薬濃度という）の消長を土壌深30 cmまで10 cm毎に調査し、深度別に評価した。また、各深度層の水抽出農薬濃度と後作物中の農薬濃度の関係を調査した。黒ボク土において農薬の下方移動が土壌中半減期に及ぼす影響は小さいこと、耕起の有無により後作物中の残留濃度が異なることが確認された。〔国立研究開発法人農研機構農業環境変動研究センターとの共同研究〕（平成29年度継続）</p> <p>[評価]</p> <p>土壌残留試験法の改正に対応した知見を含め、黒ボク土における必要な知見が得られ、所期の目的を達成したことから、A評価となった。</p>
	<p>(イ) ミツバチ被害試料における外勤と内勤の比率解明及びミツバチの分業的な階層を識別する手法の妥当性確認と改良</p> <p>[概要]</p> <p>ミツバチの分業的な階層を識別する手法の妥当性確認と改良について、2種類の簡易識別法（分光測色計及びマイクロプレートリーダーを用いた方法）を開発した。野外飼育群を用いた妥当性確認の結果、両手法ともに既存手法と同等の精度で、内勤蜂と外勤蜂の識別が可能であることを確認した。</p> <p>農薬曝露によりへい死したと考えられるミツバチ（以下「被害試料」という。）における外勤蜂と内勤蜂の比率解明について、2種類の被害試料について、本年度開発した簡易識別法により解析した。解析の結果、外勤蜂の比率が低かったことと、被害試料中の残留農薬分析結果及び被害発生地域の農薬使用情報等から、巣箱内のミツバチが農薬に曝露する経路として、一次曝露個体（外勤蜂）の帰巣を示唆する結果が得られた。（平成28年度終了）</p> <p>[評価]</p> <p>外勤蜂と内勤蜂を識別する手法を改良し、被害試料における外勤蜂と内勤蜂の比率を解明するという所期の目的を達成したことから、A評価となった。</p>
	<p>(ウ) 新たな作物分類に関する検討(野菜類の作物残留における作物分類及び代表作物)</p> <p>[概要]</p> <p>果菜類について、コーデックス分類、国内の現行作物分類及び文献等をもとに新たな作物分類案を作成した。また、分類した作物における農薬の使用方法を比較し、分類案の妥当性について検証を行った。代表作物については、申請時に提出された作物残留試験の結果を用いて残留濃度が最も高くなる可能性が高い作物を選定した。（平成29年度継続）</p> <p>[評価]</p> <p>果菜類について、作物分類案を作成するとともに、提出された作物残留試験をもとに代表作物を提案するという所期の目的を達成したことから、A評価となった。</p>
	<p>(イ) 拡張一世代繁殖毒性試験の試験法の概要及び海外評価機関における要求状況の調査</p> <p>[概要]</p> <p>2011年にOECDテストガイドラインに採択された拡張一世代繁殖毒性試験(OECD T</p>

G443) は、複数の毒性試験を兼ねた試験であり、動物の有効活用（使用動物数の削減）、開発コストの軽減の観点から有意義な試験とされている。
 今後、当該試験が国内の農薬登録申請時に要求されることが考えられるため、試験方法及び海外での要求状況についての調査を実施するとともに、国内導入にあたっての課題を整理した。（平成28年度終了）

[評価]
 拡張一世代繁殖毒性試験（OECD TG443）について、試験方法の調査及び海外（米国、欧州）での要求状況に関する技術情報を収集して取りまとめるという所期の目的を達成したことから、A評価となった。

イ 農薬等の品質・薬効等に関する調査研究

課題数	概要 / 外部有識者を含む委員会の評価
3	<p>(7) 定性・定量が困難な有効成分の測定方法の改良に関する調査 [概要] 定性・定量が困難な有効成分である界面活性剤2グループ（5化合物）を試料とし、FT/IR、HPLC、LC/MSを用いた分析方法を検討した。界面活性剤の種類によって定性・定量がある程度可能なものと困難なものがあることが確認された。（平成28年度終了） [評価] 定性・定量方法の確立には至っていないが、定性・定量が困難であった試料についても今後の問題点や方向性は抽出されていることから、B評価となった。</p> <p>(4) 固体製剤中の有効成分の分析における回収率の試験方法の検討 [概要] 製剤中の有効成分の分析における回収率の試験方法を検討するため、6種の有効成分及び3種の白試料を用い、有効成分の添加方法を変えて、回収率に及ぼす影響を調査した。標準的な添加方法として2つの方法が確認された。 また、集取品や疑義資材の分析において白試料が得られない場合への対応として、製剤に有効成分を添加する方法を検討し、良好な結果を得た。（平成28年度終了） [評価] 回収率試験における有効成分の標準的な添加方法を2つに絞り込んだこと、その際の添加量を示唆したことから、所期の目的は達成した。しかし、今回選定された2つの方法は有効成分と白試料が単純に混合されている状態であり、本年度の結果を補完する試験の実施が望まれることから、B評価となった。</p> <p>(9) 新たな作物分類に関する検討（野菜類の薬効・薬害における作物分類及び代表作物） [概要] 果菜類について作物分類案を作成するとともに国内の農薬登録情報等から各グループの共通病害虫等を調査して代表作物を検討し、果菜類の各グループにおける薬効・薬害試験の供試作物案を作成した。（平成29年度継続） [評価] 果菜類について作物分類案を作成し、果菜類の各グループにおける薬効・薬害試験の供試作物案を作成するという所期の目的を達成したことから、A評価となった。</p>

ウ 残留農薬の分析に関する調査研究

課題数	概要 / 外部有識者を含む委員会の評価
1	<p>(7) 残留農薬分析業務における分析法の検討 [概要] 野菜・果実類を対象作物として、一斉試験法（LC-MS/MS測定）の妥当性確認検証を実施した。 検討対象農薬は、妥当性の確認を行っていない農薬（新規：12農薬）、個別試験法で分析を行っていた農薬（分析法変更：10農薬）、一斉試験法（GC/MS測定）で分析を行っていた農薬（測定方法変更：2農薬）の計24農薬とした。厚生労働省のガイドラインに基づき、3試験室（小平、横浜事務所および神戸センター）において単一試験室による妥当性評価を行ったところ、対象とした24農薬については、すべての試験室において妥当性評価の性能パラメータが、それぞれの目標値等に適合していることを確認した。（平成29年度継続） [評価]</p>

一斉試験法(LC-MS/MS測定)による野菜・果実類での24農薬に関する残留分析の妥当性を確認するという所期の目的を達成したことから、A評価となった。

各課題の評価は、以下の基準による。

- 【評価の基準】 S：所期の目的を達成し、更に優れた成果が得られた。
 A：所期の目的を達した。
 B：概ね所期の目的を達した。
 C：所期の目的には及ばないが、幾分の知見が得られた。
 D：所期の目的の結果は得られなかった。

③飼料及び飼料添加物関係業務

飼料及び飼料添加物の検査等に関する調査研究

課題数	概要 / 外部有識者を含む委員会の評価
2	<p>(ア) とうもろこしサイレージ中のかび毒の定量法に関する検討 [概要] とうもろこしサイレージ中のアフラトキシンB1等について、飼料分析基準掲載法では適用外となっているため、農林水産省の汚染実態調査委託事業で使用された分析法と飼料分析基準掲載法との比較試験を実施し、飼料分析基準収載法の改良又は新分析法の確立の可能性について検討した。委託事業の分析法は、試料調製方法が飼料分析基準に掲載された方法と異なるため、適用できないことが確認されるとともに、飼料分析基準収載法では、操作及び測定に問題があることが確認された。(平成29年度継続) [評価] とうもろこしサイレージ中のアフラトキシンB1等の定量のため、飼料分析基準掲載法の改良又は新分析法の確立が必要であることを確認し所期の目的を達する成果が得られたことから、A評価となった。</p> <p>(イ) サルモネラ試験法の選択増菌培地液量の減量化に関する検討 [概要] 飼料分析基準及び愛玩動物用飼料等の検査法に記載されたサルモネラ試験法について、食品の厚生労働省通知試験法及びISO6579:2002との調和を図り、環境への負荷を低減するため、選択増菌培地液量を100mLから10mLへの変更して比較試験を実施し、飼料分析基準等に記載可能な妥当性を有することを確認した。(平成28年度終了) [評価] 飼料分析基準等収載法について選択増菌培地の液量の減量を検討した結果、飼料分析基準等に記載可能な妥当性を有することを確認するという所期の目的を達する成果が得られたことから、A評価となった。</p>

各課題の評価は、以下の基準による。

- 【評価の基準】 S：所期の目的を超える優れた成果が得られた。
 A：所期の目的を達する成果が得られた。
 B：概ね所期の目的を達する成果が得られた。
 C：所期の目的を達するだけの成果は得られなかったが、幾分の知見が得られた。
 D：所期の目的の試験を実施できなかった。

④食品表示の監視に関する業務

ア 生鮮食品の原産地等の判別技術の調査研究

課題数	概要 / 外部有識者を含む委員会の評価
5	<p>(ア) ショウガの元素分析による産地判別検査法の改良及びストロンチウム安定同位体比分析による産地判別検査法の開発 [概要] 国産(47点)、中国産(35点)、タイ産(4点)を収集、測定した。元素分析による国産-外国産の判別については、特異度99.96%、感度21.1%、陽性尤度比513となり、ストロンチウム安定同位体比では、特異度99.84%、感度43.5%、陽性尤度比270であった。元素分析とストロンチウム安定同位体比分析との組み合わせによる判別法においては、特異度99.87%、感度68.6%、陽性尤度比531となり、判別の可能性を</p>

確認した。

また、国産及び外国産の種ショウガを同一栽培地に定植し、新しく生育した根ショウガの元素濃度及びストロンチウム安定同位体比は、種ショウガに依存せず土壌環境に依存することが確認できた。(平成29年度継続)

[評価]

元素分析及びストロンチウム安定同位体比分析による産地判別法を確立し、判別法の組み合わせによる産地判別検査を検討するという所期の目的を概ね達成したことから、B評価となった。

(イ) カボチャの元素分析による産地判別検査法の改良

[概要]

国産(56点)、ニュージーランド産(23点)、メキシコ産(27点)の果肉の元素濃度を測定し、国産と各国ごとに判別モデルを構築した結果、国産-ニュージーランド産は特異度99.89%、感度76.6%、陽性尤度比718となり、国産-メキシコ産は特異度99.94%、感度87.5%、陽性尤度比1368となり、種子を用いる現行マニュアルよりも判別精度が向上することを確認した。(平成28年度終了)

[評価]

種子を分析対象部位とした現行マニュアルの判別法よりも判別精度を向上させるという所期の目的を達成したことから、A評価となった。

(ロ) マツタケの元素分析による産地判別検査法の改良及びストロンチウム安定同位体比分析による産地判別検査法の開発

[概要]

国産(28点)、中国産(29点)、韓国産(7点)、ブータン産(2点)を収集、測定した。元素分析による国産-外国産の判別については、特異度99.9%、感度46.5%、陽性尤度比365となり、現行の検査法より判別精度が向上することを確認した。

ストロンチウム安定同位体比分析と元素分析の組み合わせによる判別法を検討したところ、国産-外国産の判別精度は向上しなかったが、中国の西南部産と東北部産の判別が可能であることを確認した。

DNA分析法と元素分析の組み合わせにより、日本とその他の2地域群(中国東北部・韓国-中国西南部・ブータン)における判別の可能性を確認した。(平成28年度終了)

[評価]

国産、中国産、韓国産について、既存のDNA判別法と元素分析及びストロンチウム安定同位体比分析の組み合わせによる産地判別検査を検討するという所期の目的に対して、国産、韓国・中国東北部、中国西南部の判別の可能性を確認し、概ね所期の目標を達成したことから、B評価となった。

(ハ) 元素分析による輸入アサリの蓄養期間推定法の開発〔水研機構中央水研との共同研究〕

[概要]

外国産アサリを国内で蓄養した場合でも原産国判別ができるよう検討を行った。蓄養前の中国産アサリと国内で蓄養した中国産アサリの元素濃度を比較したところ、中国で伸長した元の殻部分の元素組成が蓄養により変化したことから、元素分析により蓄養期間を推定することは困難であった。しかし、得られた知見から、表面を削ることで、蓄養や短期間の出荷調整などの影響を受けにくい判別モデルを構築できる可能性があること、また、先端部分のみを元素分析して外国産という判別結果となれば、従来法より確実な判別結果といえることが判明した。(平成28年度終了)

[評価]

蓄養の影響による元素含有量の変化により、蓄養期間を推定することはできなかったが、殻の部位により蓄養の影響の受けやすさが違うという新しい知見が得られ、従来法より確度の高い判別法となる可能性があることが判明したことから、A評価となった。

(ニ) 牡蠣の軽元素安定同位体比分析及び元素分析による産地判別検査法の開発

[概要]

国産(131点)、韓国産(74点)、中国産(16点)、その他の外国産(5点)を収集、測定した。元素分析による国産-外国産の判別については、特異度99.89%、感度57.0%、陽性尤度比497となり判別の可能性を確認した。

軽元素安定同位体比分析においては、窒素安定同位体比について瀬戸内海産と三陸産に差が見られるものの、両地域とも韓国産及び中国産と分布が重なっており、外国産との判別は困難であった。(平成28年度終了)

[評価]

軽元素安定同位体比分析及び元素分析による産地判別検査法の開発を行うという所期の目的を概ね達成したことから、B評価となった。

イ 加工食品の原材料、その原産地等の判別技術の調査研究

課題数	概要 / 外部有識者を含む委員会の評価
13	<p>(7) サトイモの元素分析による産地判別検査法の改良及び加工品を含めた軽元素安定同位体比分析による産地判別検査法の開発〔農研機構食品研究部門との共同研究〕</p> <p>[概要]</p> <p>国産85点、外国産52点を収集し、既が開発された元素分析による産地判別法の判別モデルの検証と新たに軽元素安定同位体比分析 (C、O) による産地判別法の検討に用いた。元素分析では、現行判別モデルで使用しているZn等の元素で子芋-孫芋間で差が認められたため、判別モデルの再構築の必要性を明らかにした。また、炭素安定同位体比について国産と外国産の間に統計的に有意な差が認められたが、単独での判別は困難であることから、ストロンチウム安定同位体比分析と組み合わせることで高精度化を試みる必要がある。(平成29年度継続)</p> <p>[評価]</p> <p>現行の元素分析による産地判別モデルを検証し、炭素安定同位体分析による産地判別の可能性を見出したことで、所期の目的を概ね達成したことから、B評価となった。</p>
	<p>(イ) 果実加工食品中の原料果実のDNA分析による品種判別検査法の開発</p> <p>[概要]</p> <p>イチゴの品種判別について、生鮮果実、ドライフルーツ、プレザーブスタイルのジャムでDNA抽出が可能であり、SSRマーカー、レトロトランスポゾンマーカー等でPCR増幅した。また、判別対象とした4品種の標準品で判別が可能であった。</p> <p>ブドウの品種判別について、既報どおり生鮮の葉及び果実でDNA抽出でき、SSRマーカーのPCR増幅が可能であった。缶詰、果肉入りゼリー等の加工品では処理等を工夫することでDNA抽出が可能となり、さらにSSRマーカーを改良することでPCR増幅が可能となった。また、判別対象とした6品種の標準品で判別が可能であった。(平成28年度終了)</p> <p>[評価]</p> <p>果実の形状が明瞭に残存している果実加工品を対象とした品種判別法を確立するという所期の目的に対し、DNA抽出法や判別マーカーを工夫することにより果実加工品でPCR増幅し、品種判別が可能となる知見を得られたことから、A評価となった。</p>
	<p>(ウ) 大豆加工品のDNA分析による原料大豆品種判別検査法の開発〔農研機構食品研究部門との共同研究〕</p> <p>[概要]</p> <p>大豆加工品における原料大豆の品種判別検査法を確立するため、大豆の品種特異的な挿入及び欠失 (InDel) をターゲットとしたTetra-Primer ARMS PCR法による検査用マーカーの開発を行い、フクユタカ、納豆小粒、タマホマレ等の検査用マーカーを開発した。また、フクユタカの検査用マーカーについて、加工食品の検査への実証検討を行い、異品種が混入された検査品に対して適用可能であること、ごく微量の混入か否かの判別が可能であることの確認を行った。今後、残りの判別対象品種の検査用マーカーの開発を進めて判別対象品種の拡大を図るとともに、模擬試料により判別基準の設定を行い、検査法を確立する。(平成29年度継続)</p> <p>[評価]</p> <p>大豆加工品における原料大豆の品種判別検査用のマーカーを開発するという所期の目的を達成したことから、A評価となった。</p>
	<p>(イ) 大豆加工品の軽元素安定同位体比分析による原料大豆産地判別検査法の開発〔農研機構食品研究部門との共同研究〕</p> <p>[概要]</p> <p>国産20試料、外国産(アメリカ産、カナダ産、ブラジル産、中国産)17試料について、炭素、窒素、酸素安定同位体比を測定した。炭素及び酸素安定同位体比のプロットで、国産は一部の外国産とは分かれる傾向はあったが、大部分の外国産と半数は重なる傾向であった。北海道産は一部の外国産とは重なったがその他の外国産と判別できる可能性があった。また、硫黄安定同位体比においても、国産7件と外国産7件で分布が重なり、今回の検討では、軽元素安定同位体比による産地判別法を</p>

確立するには至らなかった。(平成28年度終了)

[評価]

大豆加工品を対象とした産地判別法を確立するという所期の目的に対して、今回は軽元素安定同位体比(C、N、O、S)は国産と外国産の分布が重なったが、国産と外国産の軽元素安定同位体比の産地別データを集積し、今後の産地判別の開発に資する情報が得られたことから、B評価となった。

(オ) 落花生加工品のストロンチウム安定同位体比分析による産地判別検査法の開発

[概要]

ストロンチウム安定同位体比分析では、加工の影響をほぼ受けないことを確認した。また、国産49点、外国産49点のストロンチウム安定同位体比を測定した結果、特異度99.9%、感度40.8%、陽性尤度比510となり、十分な判別精度が得られなかったが、炭素安定同位体比と組み合わせた場合、特異度99.9%、感度56.8%、陽性尤度比628となり、判別精度が向上した。(平成28年度終了)

[評価]

落花生加工品の産地判別検査法を確立するという所期の目的を達成したことから、A評価となった。

(カ) 牛肉加工品のDNA分析による和牛等国産牛の主要品種と外国産牛の主要品種との判別検査法及び黒毛和種と交雑種との判別検査法の改良

[概要]

牛肉加工品のDNA検査の信頼性向上を図るため、既存の判別検査法の技術改良を検討した。

黒毛和種と交雑種との判別検査法については、黒毛和種と外国産主要品種の交雑種の判別が、現行マニュアルの2つの方法のうち1つの方法で判別が可能であり、外国種の判定結果を含め同法が黒毛和種判別に適した判別方法であることが明らかとなった。

和牛等国産牛の主要品種と外国産牛の主要品種との判別検査法については、誤判別となるマーカーを特定し、当該マーカーを使用しないことで、主要な国産牛の誤判別の可能性が低下した。また、新規マーカーを検討し、外国種の検出率を向上させる可能性が確認された。(平成28年度終了)

[評価]

牛肉加工品に関する2つの判別検査法における知見を有していない牛種の判別状況を把握すること及び誤判別に対する技術改良を検討するという所期の目的を達したことから、A評価となった。

(キ) バター・チーズの軽元素安定同位体比分析による産地判別検査法の開発〔農研機構食品研究部門との共同研究〕

[概要]

チーズ(ゴーダ、カマンベール等)では国産49点、外国産31点を収集し、バターでは国産23点、外国産18点を収集し、脂肪酸分析及び軽元素安定同位体比(C、N、O、S)分析による産地判別を検討した。脂肪酸分析では、チーズ及びバター共に適切な判別モデルの構築はできなかった。チーズでは、軽元素安定同位体比分析で判別モデルを検討したところ、特異度99.95%、感度54.40%、陽性尤度比1005となり、判別の可能性を明らかにしたが、バターでは、粘度等に問題があり、分析法の確立ができなかった。(平成28年度終了)

[評価]

チーズ及びバターの産地判別について脂肪酸分析、軽元素同位体比分析により国産と外国産の判別の可否について確認したところ、チーズにおける軽元素安定同位体比による産地判別の可能性を明らかにしたが、バターについては軽元素安定同位体比の測定ができなかったことから、C評価となった。

(ク) はちみつのストロンチウム安定同位体比分析による産地判別検査法の開発〔農研機構食品研究部門との共同研究〕

[概要]

陽イオン交換による前処理法を確立した上で、ストロンチウム安定同位体比分析による蜜源を問わない産地判別法を検討した。国産136点、外国産138点(中国産(91点)、アルゼンチン産(10点)、カナダ産(16点)、ミャンマー産(4点)、ハンガリー産(10点)及びニュージーランド産(7点))のストロンチウム安定同位体比を測定した結果、国産と外国産の分布が重なり、良好な判別結果は得られなかった。(平成28年度終了)

[評価]

国産-外国産の判別は明確にできなかったが、国産と外国産のストロンチウム安定同位体比の産地別データを集積し、今後の産地判別の開発に資する情報が得られ、

<p>概ね所期の目的を達成したことから、B評価となった。</p> <p>(ケ) 湯通し塩蔵わかめの元素分析による産地判別検査法の改良</p> <p>[概要]</p> <p>国産40点（鳴門産（18点）、三陸産（22点））、韓国産（22点）を収集、測定した。元素分析による国産-韓国産の判別については、特異度99.99%、感度16.7%、陽性尤度比1177となり、良好な判別は得られなかった。しかし、鳴門産と韓国産の判別については特異度99.94%、感度81.4%、陽性尤度比1338となり、判別の可能性を確認した。</p> <p>また、前処理（水洗）における元素濃度の変動について確認したところ、最初の5分間では元素濃度の変化があるものの、10分以降に大きく濃度に変化する元素はほとんど無いことが確認できた。（平成28年度終了）</p> <p>[評価]</p> <p>由来の確かな試料収集が不足したことから、元素分析による産地判別法を確立するという所期の目的には及ばない結果となったが、判別の参考となる幾分かの知見が得られたことから、C評価となった。</p>
<p>(コ) ぶどうジュースの軽元素安定同位体比分析による産地判別検査法の開発</p> <p>[概要]</p> <p>炭素及び酸素安定同位体比分析を用いた原料原産地判別法を検討した。加工による影響を確認した結果、幅広い商品を判別法の対象とできることが分かった。酸素安定同位体比による判別の可能性があることが判明したため、国産25点、外国産21点の酸素安定同位体比を用いて判別モデルを求めた結果、特異度99.91%、感度68.8%、陽性尤度比769となり、判別が可能であることを確認した。（平成28年度終了）</p> <p>[評価]</p> <p>酸素安定同位体比による原料原産地判別の可能性があること、また検査に必要な判別精度を満たすことを確認し所期の目的を達成したことから、A評価となった。</p>
<p>(カ) ストロンチウム安定同位体比分析による産地判別の地域別適合性の検討と有望品目の探索</p> <p>[概要]</p> <p>地域別の判別可能性を明らかにするために国内および北米、南米等の地域の農産物のストロンチウム安定同位体比を測定した結果を地図上にまとめることにより、今後の産地判別に使用しやすい形とした。判別可能な品目の探索のため、市販の外国産表示の商品を中心に測定し、切り干し大根、栗加工品について産地判別の可能性があることを見いだした。今後、欧州、オセアニア等の食品を農産物に限らず幅広く収集し、検査への活用可能性を検討する。（平成29年度継続）</p> <p>[評価]</p> <p>地域別の判別可能性を明らかにし、判別可能な品目を探索するという所期の目的を達成したことから、A評価となった。</p>
<p>(ク) DNA分析の迅速化・効率化による検査法の改良</p> <p>[概要]</p> <p>現在実施しているDNA分析について、簡易DNA抽出による検査の迅速化、スクリーニング検査としてのバルク分析による検査の効率化を検討した。</p> <p>簡易DNA抽出による検査の迅速化については、検討した6品目（マグロ、サケ・マス、タコ加工品、ホタテ加工品、カニ加工品、黒豚）に適用が可能であった。</p> <p>スクリーニング検査については、検討したサケ・マスを除く5品目のうち、ホタテ加工品及び黒豚は10検体の混合分析による効率化が可能であることが確認できた。マグロ及びタコ加工品は最大3検体の混合分析が可能であるが、PCR増幅が安定しない傾向にあった。また、カニ加工品はコンタミネーションによるバンドが検出され、バルク分析に適していなかった。（平成28年度終了）</p> <p>[評価]</p> <p>検討した一部の品目で効率化の適用ができなかったものの、DNA分析の迅速化・効率化による検査法の改良を図るという所期の目的を達したことから、A評価となった。</p>
<p>(ク) 軽元素安定同位体比分析の迅速化及び検査対象食品の拡大の検討</p> <p>[概要]</p> <p>炭素安定同位体比分析の迅速化の方法を液体試料、固体試料について検討した。液体試料をカプセルに封入せずに直接測定する方法を確立した。また、固体試料の特定成分を溶液化し、測定する方法を確立した。さらに、近赤外分光法水同位体比測定装置と安定同位体比質量分析装置との機種間差があることを見出し、モデル試料の再測定などを行い、「果実飲料のストレート判別」をマニュアル化した。（平成29年度継続）</p>

[評価]

軽元素安定同位体比分析の迅速化の方法を検討する所期の目的に対して、迅速に炭素安定同位体比を測定する新たな方法を確立したことに加え、成分ごとの炭素安定同位体比分析（バルク分析に比べて高精度な判別の可能性がある）の迅速な測定方法を確立したことから、S評価となった。

各課題の評価は、以下の基準による。

【評価の基準】 S：所期の目的を達成し、更に優れた成果が得られた。

A：所期の目的を達した。

B：概ね所期の目的を達した。

C：所期の目的には及ばないが、幾分の知見が得られた。

D：所期の目的の結果は得られなかった。